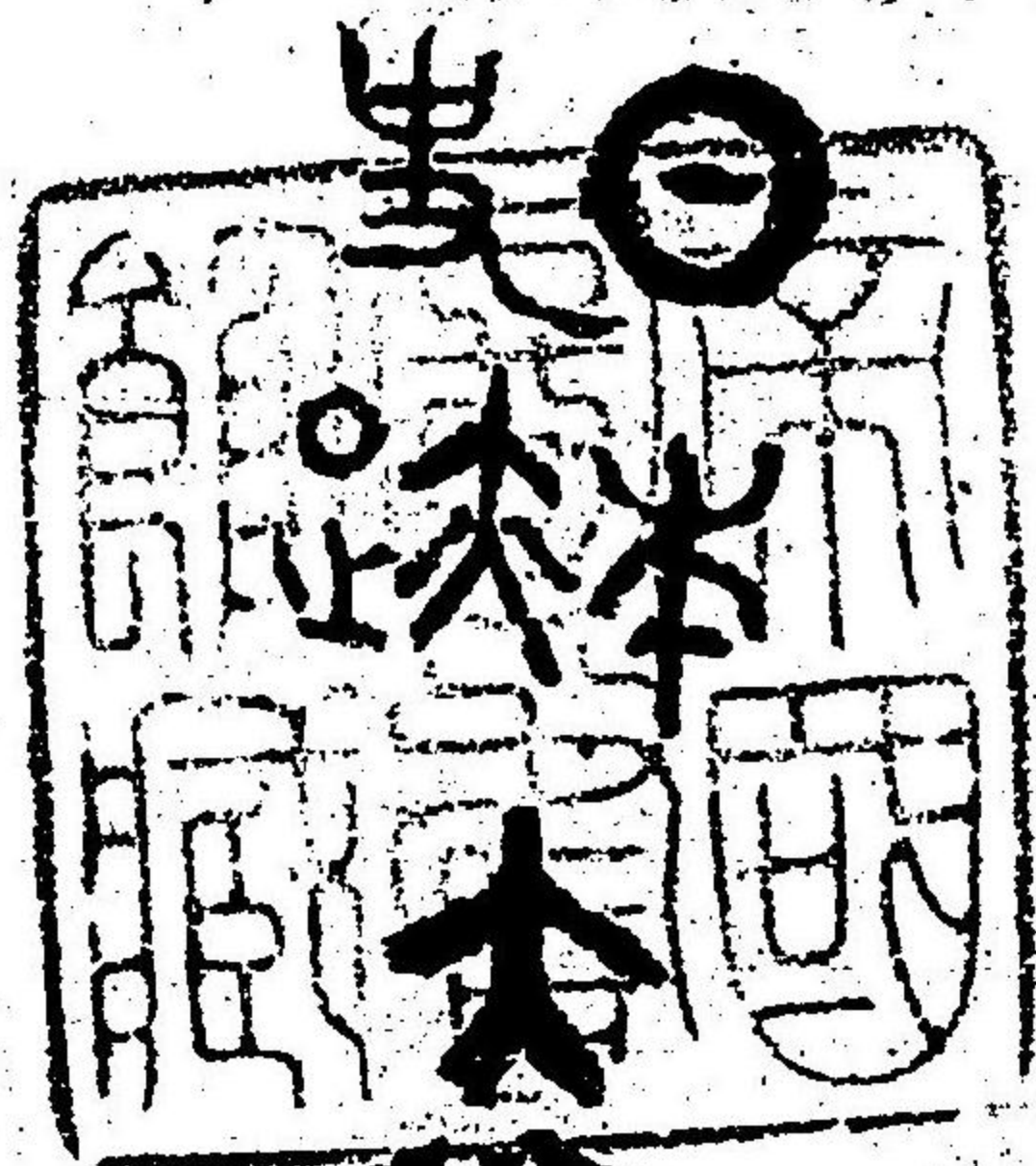


334-441



大正
義士



宣旨

明治元年十一月五日

車駕東京に幸し、道高橋を過ぎさせ給

ふ、因りて特に藤原織姫奉を泉母寺

に遷はして、諸士の憂を用せしめ、且

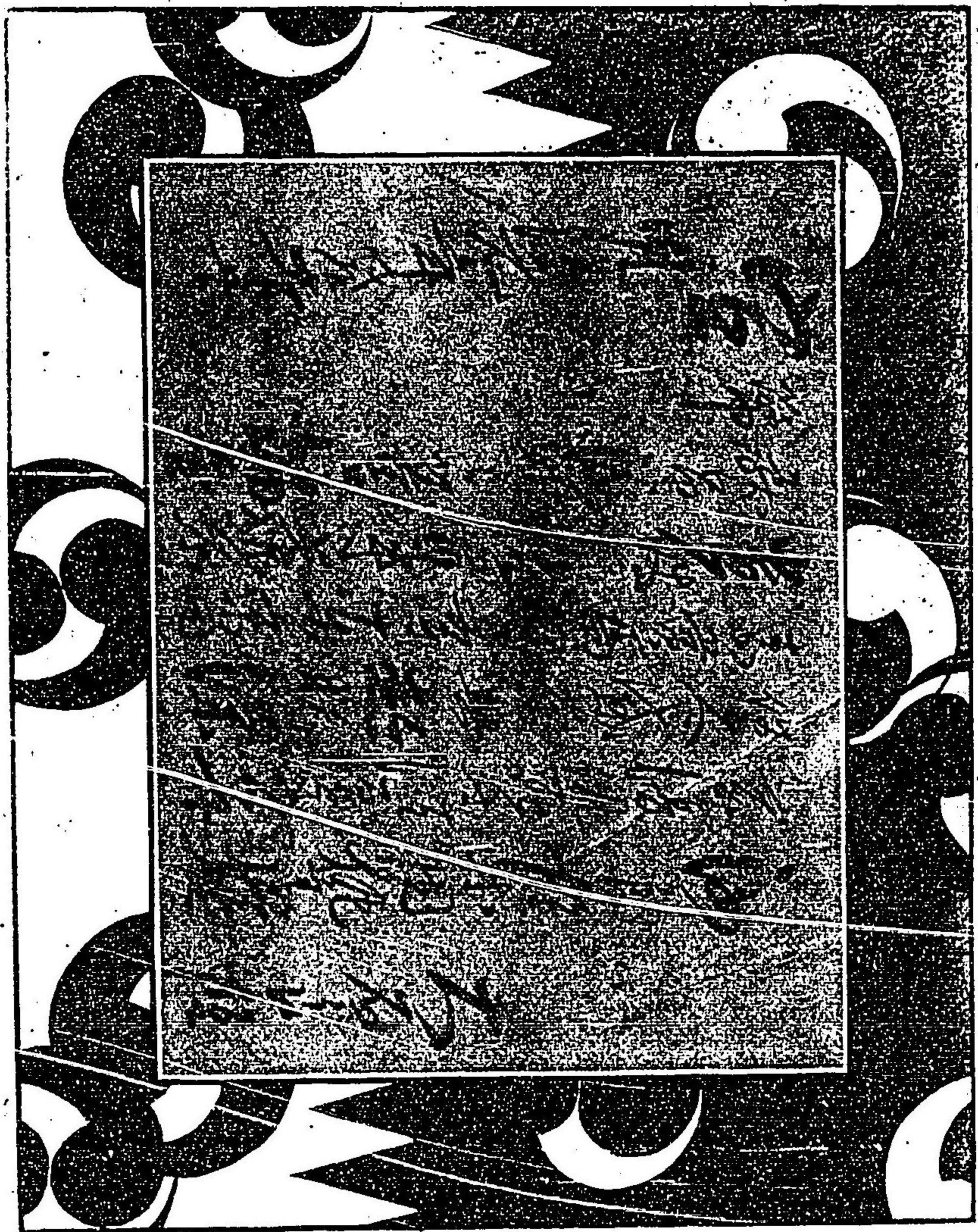
つ金貨三千匹を下し給ふ處に授け

奉つるもの實に憐愍の時

宣旨なりとす。

巧思結骨に及ぶ諸士、其下の鎮それ感

ず、感泣拜謝する所あるべきなり



THE UNIVERSITY OF CHICAGO
LIBRARY
540 EAST 58TH STREET
CHICAGO, ILL. 60637
TEL: 773-936-3000
WWW.CHICAGO.EDU

小引

出師の表を讀んで泣かざるものは人にあらず、義士の書を讀んで泣かざるものは又人にあらず。然れども世若し此篇を讀んで泣かざるの人あるんか、是れ余が不文の罪のみ、何ぞ直に人にあらずと言はんや。書を著はす、實に難し、義士の書を著はす、更に難し、筆を投じて浩嘆すること、回又回。

明治庚戌義士復讐の夜

熊田葦城識

凡例

一 本書は義本末義士列傳、義士遺蹟の三篇より成る。初め義本末を以て正篇とし、餘は附録となさんとするの腹積なりしも、卷末に別に芬芳餘葩を附するととなしたるの結果、義士列傳、義士遺蹟は體裁上第二篇、第三篇として、本書中に収録する、ととなせり。多少文體の同じからざる所あるは、是が爲めなり。

一 義士列傳の順序は吉良家に殘し置ける討入主意書の後、に

列記せる人名順に依れり。雖も、子は其席次に拘はらず、惣て父の次に掲げり。大石内藏助の次に大石主税を掲ぐるの類なり。

一 芳芳餘隨は他書にあらざるもの、他書にあるも其相違し若くは變遷せるもの、及び義士の後裔又は縁故ある人々に就て聞けるもの等を集む。固く別冊となさんと欲せしむ。本書と相待ちて事實を知り得るの便あるを以て特に合巻となすことせり。固く本書と重複に渉るものあるも、亦た已むを得ざる所なり。

一 赤穂義士の書は、説書多きはなく、赤穂義士の遺物ほ、物多きはあらず。著者雖も、今古の諸書を涉獵し、況く諸家の什寶を蒐集して、参考資料に充てしむ。庶中實を求め、偽中實を究めんと、易事にあらず。固く、虚傳偽物の爲めに誤らるゝとあるは、勢ひの免かれがたき所なり。雖も、而かも又異聞珍什に乏しからざるは、著者の私かに信じて疑はざる所なり。

一 本書の大部分は著者の筆を執つて、報知新聞紙上に掲載せるもの、其間大方の諸君子より、寫眞を始め、種々の参考資料

日本 史蹟 赤穂義士

目 次

第壹篇 義舉本末

一 接伴司の任命……………一 頁

二 丸の内繪圖面……………三

三 淺野内匠頭の披露……………四

四 淺野内匠頭の邸址……………五

五 吉良上野介の食筭……………五

六 吉良上野介の舊邸址……………七

七 勅使院使の東下……………九

八 傳奏屋敷址……………一〇

九 上野介の亡狀……………一一

一〇 上野介の虚言……………一二

一一 觀智院……………一三

一二 加藤遠江守の忠告……………一五

一三 江戸城……………一六

一四 上野介の詐言……………一八

一五 江戸城大手門……………一九

一六 殿中の及傷……………二一

一七 大下馬先……………二二

一八 殿中の混雜……………二三

一九 内匠頭の尋問……………二六

二〇 江戸城櫻田門……………二七

二一 門外の大混雜……………三〇

二二 江戸城平川門……………三二

二三 將軍の裁斷……………三三

な寄與せられたるは著者の特に欣幸とする所なり其新聞紙上に掲げたるものにして本書中に收めざるもの四々あるは編纂の都合上已むを得ざるに出づ幸に此意を諒せられんとを冀ふ

明治四十三年十二月

著 者 識

- 一四 傳奏屋敷の引揚……………三五
- 道三橋……………三六
- 一五 内匠頭の護送……………三七
- 田村右京大夫の邸址……………三九
- 一六 正副使の衝突……………四〇
- 田村邸のお化銀杏……………四三
- 一七 主従の訣別……………四六
- 田村邸血染の石……………四八
- 田村邸血染の梅……………四九
- 一八 内匠頭の最期……………五〇
- 淺野内匠頭の書像……………五二
- 一九 鐵砲洲の引揚……………五三
- 鐵砲洲地圖……………五五
- 二〇 檢使の復命……………五七

- 二二 正使の不首尾……………五九
- 二三 上野介の退役……………六〇
- 受城使の任命……………六二
- 二四 赤穂の凶兆……………六四
- 赤穂の全景……………六六
- 二五 江戸の變報……………六六
- 片岡源五右衛門の書狀……………六七
- 二六 城中の大會議……………六九
- 赤穂城址(其一)……………七〇
- 二七 籠城の決議……………七二
- 二八 哀願使の發足……………七五
- 赤穂城址(其二)……………七五
- 二九 志士の參集……………七六
- 赤穂城内の圖……………七七

- 三〇 殉死の決議……………七八
- 復讐の決議……………八三
- 大石邸の門長屋……………八三
- 三二 小野寺十内の歸着……………八五
- 大石邸の庭園(其一)……………八六
- 三三 受城使の發足……………八七
- 哀願使の歸着……………八九
- 三四 大石邸の庭園(其二)……………八九
- 三五 開城の決議……………九二
- 三六 戸田采女正の再論……………九三
- 大石邸の庭園(其三)……………九四
- 三七 横川勘平の憤慨……………九五
- 大石邸の庭園(其四)……………九七
- 三六 村松喜兵衛父子の參着……………九七

- 三九 江戸三士の參着……………九九
- 大石邸の庭園(其五)……………一〇二
- 四〇 配分高の決定……………一〇五
- 四一 大野九郎兵衛の逃亡……………一〇七
- 大野九郎兵衛の邸址……………一〇八
- 四二 間諜の發見……………一一〇
- 赤穂華岳寺(其一)……………一一四
- 四三 官使の來着……………一一四
- 赤穂華岳寺(其二)……………一一七
- 四四 城内の檢分……………一二八
- 赤穂城の明渡……………一二〇
- 赤穂華岳寺(其三)……………一二二
- 四六 使者の退散……………一二三
- 四七 諸士の離散……………一二四

四八 大石内藏助の臥床……………一二五

尾崎村の假寓……………一二七

四九 主家再興の運動……………一二八

新濱御崎(其一)……………一三〇

老僕八助の憤慨……………一三一

新濱御崎(其二)……………一三一

大石内藏助の遺墨……………一三四

五二 内藏助の山科轉住……………一三五

大石内藏助隱栖地の全景……………一三六

五三 同志の所在地……………一三七

洛北の密會所……………一三八

五四 江戸三士の催促……………一四〇

大石内藏助隱栖の址……………一四一

五五 遠林寺の消息……………一四二

大石内藏助の書翰(其一)……………一四四

大石内藏助の書翰(其二)……………一四五

原惣右衛門の出府……………一四八

大石内藏助遺愛の石燈籠……………一五一

五七 内藏助の出府……………一五二

山科岩谷寺(其一)……………一五四

山科岩谷寺(其二)……………一五五

五八 内藏助の歸洛……………一五七

上杉家の警戒……………一五八

上杉家の下屋敷……………一六〇

六〇 惣右衛門の西歸……………一六二

瑞光院……………一六三

六一 高田軍兵衛の變節……………一六六

六二 江戸兩士の督促……………一六九

六三 山科會議……………一七一

瑞光院の境内……………一七四

六四 忠左衛門の出府……………一七六

六五 江戸諸士の動靜……………一七八

六六 武林唯七の西歸……………一八〇

瑞光院の墓所……………一八一

六七 内匠頭の一週忌……………一八四

淺野稻荷……………一八六

六八 内藏助の離別……………一八七

六九 内藏助の濫行……………一八九

大石内藏助の盃……………一九一

七〇 惣右衛門の奮起……………一九二

七二 仇家の探偵……………一九五

麻布谷町……………一九六

七二 大石主税の赤誠……………一九八

七三 安兵衛の西上……………二〇〇

七四 分離の計畫……………二〇二

七五 圓山の大會議……………二〇四

圓山の眞景……………二〇五

圓山の重阿彌……………二〇八

大學の左遷……………二一〇

七六 同志の淘汰……………二一一

七七 大川の舟中會議……………二二三

山科の引拂……………二二六

梅林庵の舊址……………二二七

八〇 諸士の先發……………二二九

八二 出府の催促……………二三三

男山八幡宮……………二三四

八二	主税の東下	二二六
八三	大西坊の舊址	二二七
八三	出府の妨害	二二八
八四	大石内藏助の製作品(其一)	二三〇
八四	殘部の出發	二三一
八五	寺井玄溪の誠衷	二三三
八五	大石内藏助の製作品(其二)	二三三
八六	妻妾の處分	二三五
八七	内藏助の東下	二三九
八八	平間村の僑居	二四〇
八九	内藏助の到着	二四二
八九	輕部五兵衛方の宅址	二四二
九〇	同志の隱家	二四五
九〇	本石町三丁目	二四五
九一	吉良家の繪圖面	二四九
九二	吉良上野介屋敷繪圖	二五〇
九二	晝夜の監視	二五二
九三	屈竟の手蔓	二五四
九四	深川の總集會	二五六
九四	深川八幡	二五七
九五	武器の用意	二六一
九五	かんごう提灯	二六二
九六	討入日の決定	二六四
九六	大高源吾の遺物	二六五
九七	討入日の變更	二六七
九八	討入日の確定	二六九
九九	諸士の訣別	二七〇
一〇〇	内藏助の跡仕末	二七七

一〇一	諸士の墓參	二八三
一〇二	諸士の出立	二八四
一〇三	堀部邸の訣飲	二八六
一〇四	諸士の行装	二八九
一〇四	大石内藏助の袖印	二八九
一〇五	彌兵衛の來會	二九一
一〇五	堀部彌兵衛の槍	二九二
一〇六	總員の部署	二九四
一〇六	吉良邸の位置	二九五
一〇七	大手軍の突入	二九八
一〇八	討入の口上書	三〇〇
一〇八	搦手軍の侵入	三〇一
一〇九	吉良上野介の邸址	三〇三
一〇九	屋外の戦闘	三〇四
一〇九	吉良邸の泉水跡	三〇五
一一〇	屋内の奮闘	三〇七
一一〇	上野介の潜伏	三〇九
一一一	吉良邸址の稻荷神社	三一二
一一二	上野介の最期	三一三
一一三	諸士の引揚	三一五
一一三	大高源吾の俳句	三一五
一一四	上杉邸の注進	三一七
一一五	引揚途中の光景	三二〇
一一五	回向院	三二二

三田八幡宮……………三三三

仙石邸の取調……………三三五

仙石伯耆守の邸……………三三六

義士洗足の井戸……………三三九

再度の尋問……………三三〇

泉岳寺の情景……………三三四

泉岳寺の入口……………三三六

泉岳寺の表門……………三三七

泉岳寺の山門……………三四〇

泉岳寺の本堂……………三四一

泉岳寺の首洗井戸……………三四二

浅野内匠頭の墓……………三四三

吉良邸の検分……………三四五

諸士の御預……………三五三

白金の舊細川邸……………三五四

松平伯耆守の邸址……………三五七

毛利甲斐守の邸址……………三六二

諸士の引渡……………三六三

水野盛物の邸址……………三六五

細川家の待遇……………三六八

細川家の火鉢……………三七〇

松平毛利兩家の待遇……………三七二

首級の返却……………三七四

首級の受取書……………三七七

萬昌院……………三八二

吉良家の不評……………三八三

吉良上野介の墓……………三八四

赦免の祈願……………三八六

水野侯の引見……………三八七

松平侯の引見……………三八八

大石主税遺愛の梅……………三九一

細川邸の諸士(其一)……………三九二

細川邸の表通……………三九四

細川邸の諸士(其二)……………三九四

細川舊邸の庭園……………三九七

細川邸の諸士(其三)……………三九八

細川邸の諸士(其四)……………四〇〇

十七士切腹の遺跡……………四〇二

諸士の覺悟……………四〇三

細川邸の不浄門……………四〇五

瑞光院の使僧……………四〇七

諸士の處分論……………四〇九

細川邸の裏手……………四一〇

處分の決定……………四一六

細川邸の上使……………四一八

大石内藏助介錯の刀……………四二七

松平邸の上使……………四二八

毛利邸の上使……………四三〇

水野野の上使……………四三一

細川邸の切腹……………四三三

細川邸に於ける諸士切腹の圖……………四三四

松平邸の切腹……………四三五

毛利邸の切腹……………四三七

毛利舊邸の庭園……………四三九

水野邸の切腹……………四四〇

諸士の辭世……………四四二

義士墓所の門……………四四二

諸士の埋葬……………四四三

四十七義士碑……………四四四

泉岳寺の墓所(其一)……………四四五

遺士の處分……………四四七

泉岳寺の墓所(其二)……………四五〇

義士木像堂……………四五一

細川侯の落膽……………四五二

寶物陳列館……………四五四

寺坂吉右衛門の始末……………四五四

麻布曹溪寺……………四五五

寺坂吉右衛門の墓……………四五六

四子の流覽……………四五八

遺子の状況……………四六〇

遺子の始末……………四六三

大石大三郎の墓……………四六五

丹女の自害……………四六六

小野寺丹女の墓……………四六七

妙海の貞烈……………四六九

妙海尼遺愛の梅……………四七〇

妙海尼の墓……………四七二

醜類の末路(其一)……………四七三

大石内藏助の書翰……………四七六

大野九郎兵衛の筆跡……………四七七

醜類の末路(其二)……………四七九

二人の自殺……………四八一

吉祥寺の墳墓……………四八二

兩家の興……………四八三

第貳篇 義士列傳

瑞光院の遺碑……………四八五

義士の英名……………四八六

大石内藏助……………四八七

大石莊……………四八八

大石氏の邸址……………四八九

淨土寺……………四九二

大石家の墓地……………四九三

大石父子の肖像……………四九四

大石主税……………四九五

大石主税の筆跡……………四九六

吉田忠左衛門……………四九七

吉田忠左衛門の遺墨……………四九九

吉田澤右衛門……………五〇〇

原惣右衛門……………五〇一

原惣右衛門の舊邸……………五〇二

原惣右衛門の遺墨……………五〇三

片岡源五右衛門……………五〇四

乾徳寺……………五〇六

間瀬久太夫……………五〇九

間瀬孫九郎……………五一〇

小野寺十内……………五一〇

小野寺十内の遺物……………五一二

小野寺幸右衛門……………五一二

磯貝十郎左衛門……………五一三

堀部彌兵衛……………五一五

堀部彌兵衛の遺墨……………五一六

堀部彌兵衛の看板……………五二六

堀部安兵衛……………五二〇

牛込馬場下の酒屋……………五二一

小倉屋の枡……………五二二

高田馬場……………五二五

堀部安兵衛遺愛の松……………五二八

近松勘六……………五二八

富森助右衛門……………五三〇

富森助右衛門の遺墨……………五三一

潮田又之丞……………五三二

赤埴源藏……………五三三

奥田孫太夫……………五三五

奥田孫太夫の太刀……………五三六

奥田貞右衛門……………五三七

二〇 矢田五郎右衛門……………五三七

三一 大石瀨左衛門……………五三八

三二 早水藤左衛門……………五三九

三三 間喜兵衛……………五四〇

門喜兵衛の槍印……………五四一

二四 間十次郎……………五四二

二五 間新六……………五四三

二六 間新六の墓と槍……………五四三

二七 菅谷半之丞……………五四五

菅谷半之丞幽棲の地……………五四七

菅谷半之丞垂繪の地……………五四八

二八 不破數右衛門……………五四九

二九 千馬三郎兵衛……………五五二

三〇 木村岡右衛門……………五五五

三一 岡野金右衛門……………五五六

三二 貝賀彌左衛門……………五五七

三三 貝賀彌左衛門の遺物……………五五七

三三 大高源吾……………五五八

大高源吾の太刀……………五五九

大高源吾の遺物……………五六〇

大高源吾の遺墨……………五六一

三四 岡島八十右衛門……………五六一

三五 武林唯七……………五六三

武林唯七の遺物……………五六四

武林唯七の短刀……………五六五

三六 倉橋傳助……………五六五

三七 村松喜兵衛……………五六六

三八 村松三太夫……………五六六

三九 杉野十平次……………五六八

四〇 勝田新左衛門……………五五九

四一 前原伊助……………五七二

四二 矢頭右衛門七……………五七二

淨祐寺……………五七四

新居關址(其一)……………五七五

新居關址(其二)……………五七八

四三 神崎與五郎……………五七九

四四 茅野和助……………五八一

四五 横川勘平……………五八二

四六 三村次郎左衛門……………五八三

四七 寺坂吉右衛門……………五八四

四八 菅野三平……………五八五

蓋野三平の舊邸と墓……………五八七
橋本平左衛門……………五九一

第參篇 義士遺蹟

一 赤穂城址……………五九二
二 大石邸址……………五九二
三 華岳寺……………五九三
四 遠林寺……………五九三
五 尾崎村寓址……………五九四
六 山科隠棲地……………五九四
七 岩谷寺……………五九四
八 瑞光院……………五九四
九 本國寺……………五九五
一〇 吉祥寺……………五九六

一一 淨祐寺……………五九六
一二 善福寺……………五九六
一三 大石莊……………五九七
一四 泉岳寺……………五九七
一五 本願寺別院……………五九八
一六 仙龍寺……………五九八
一七 曹溪寺……………五九九
寺坂吉右衛門の碑……………五九九

一八 青松寺……………六〇〇
一九 乾徳寺……………六〇〇
二〇 大蓮寺……………六〇〇
二一 國泰寺……………六〇一
二二 國泰寺……………六〇一
二三 正福寺……………六〇一

芬芳餘葩

目次

一 平間村の僑居……………六〇三
銚子塚……………六〇五
稱名寺……………六〇六
大石内藏助の遺物……………六〇七
大石内藏助の預金遺拂……………六〇八
大石内藏助の預り金請拂帳……………六一〇
大石内藏助の請狀……………六一一
大石内藏助の請狀……………六一一
伊藤仁齋と内藏助……………六一二
伊藤東涯の書翰……………六一四

五 伊達左京亮の實名……………六一八
六 仙石伯耆守の邸宅……………六一九
七 堀部彌兵衛の心掛……………六二一
八 堀部安兵衛の着京日……………六二二
九 堀部安兵衛の看板……………六二三
堀部安兵衛の看板(其一)……………六二三
堀部安兵衛の看板(其二)……………六二三
堀部安兵衛の看板(其三)……………六二三
一〇 神崎與五郎の諧謔……………六二四
神崎與五郎の俳句……………六二五
一一 小野寺十内の歌稿……………六二五
小野寺十内の歌稿……………六二六
一二 大高源吾の詔證文……………六二六
大高源吾の詔證文……………六二七
一三 間瀬久太夫遺愛の梅……………六二九

人丸社前の船形梅……………六二九
 菅谷半之丞の遺蹟……………六三〇
 一四 吉田澤右衛門の遺物……………六三一
 一五 吉田澤右衛門の遺物……………六三二
 一六 岡野金右衛門の續合……………六三三
 一七 義士同志の關係……………六三五
 一八 新居關所の手形……………六三六
 新井關所の手形(其一)……………六三九
 新井關所の手形(其二)……………六四〇
 新井關所の手形(其三)……………六四二
 一九 矢頭長助夫婦の墓……………六四四
 矢頭長助の墓……………六四五
 矢頭長助妻の墓……………六四五
 二〇 間新六の墓……………六四八

二 片岡源五右衛門の墓……………六五二
 片岡源五右衛門の墓……………六五二
 片岡源五右衛門の書牘……………六五三
 片岡源五右衛門の書牘……………六五五
 三 瑤泉院の生地……………六五六
 鳳源寺……………六五七
 淺野因幡守の墓……………六五八
 増上寺の宿坊……………六五九
 二四 吉祥寺の匾額……………六六一
 吉祥寺……………六六一
 吉祥寺の匾額……………六六二
 二六 瑞光院の事蹟……………六六三
 仙龍寺の由緒……………六六五
 二七 仙龍寺……………六六六

一八 妙行寺の墳墓……………六六八
 高光院の墓……………六六九
 蓮光院の墓……………六七〇
 一九 萱野三平自刃の室……………六七一
 萱野三平の舊邸……………六七二
 萱野三平の遺物……………六七二
 三〇 萱野三平の蟪蛄賦……………六七四
 萱野三平蟪蛄賦……………六七五
 神崎與五郎後蟪蛄賦……………六七八
 水沼久太夫の事跡……………六七九
 堀部安兵衛の遺物……………六八一
 三三 義士の母自害せず……………六八三
 原惣右衛門母の書置……………六九〇
 三三 香林院の書翰……………六九三

三九 香林院の書翰……………六九四
 大石内藏助の後裔……………六九五
 大石吉千代の墓……………六九七
 不破數右衛門の後裔……………六九八
 赤埴源藏の實妹……………六九九
 三七 間喜兵衛の季女……………七〇〇
 間十次郎の免許狀……………七〇三
 三八 岩戸山の義士石像……………七〇三
 岩戸山の全景……………七〇四
 岩戸山の禮拜堂……………七〇五
 岩戸山の石像……………七〇六
 元助の堂……………七〇七
 三九 吉良上野介首級の送狀……………七〇九
 吉良上野介の首級送狀……………七一〇

四〇 栗崎道有の墓……………七二二

栗崎道有の墓……………七二三

四一 千坂兵部の苦衷……………七二三

四二 大野九郎兵衛の墓……………七二八

目次終

日本史蹟 赤穂義士

熊田葦城 著

第壹篇 義舉本末

(一) 接伴司の任命

元祿十四年正月、將軍綱吉金幣を獻して新正を賀し奉つる、主上(東山天皇)上皇(靈元天皇)特に勅使、院使を江戸へ下して、御物を賜はんとす。毎春の恒例に係ると雖も、一年一度の大典として、儀禮特に重し。

幕府接伴司を選び、播州赤穂城主淺野内匠頭長矩を以て勅使御馳走人とし、伊豫吉田城主伊達左京

亮宗春を以て院使御馳走人とし、外に高家兼良上野介義央并に品川豊前守伊氏、大友近江守義孝を以て御用掛と定む。

御馳走人は私費を以て勅使、院使の饗應を掌るもの、裕福の諸侯其選に當る、御用掛は御馳走人を輔けて送迎接伴の禮式を掌るもの、老功の高家其任を承はる。

二月四日、老中阿部豊後守正武、土屋相摸守政直、小笠原佐渡守長重、秋元但馬守喬朝、稻葉丹後守正通の五人列座、内匠頭、左京亮の二人を帝鑑の

四〇 栗崎道有の墓……………七二二
 栗崎道有の墓……………七二三
 四一 千坂兵部の苦衷……………七二三
 四二 大野九郎兵衛の墓……………七二八

目次終

日本史蹟 赤穂義士

熊田葦城著

第壹篇 義舉本末

(一) 接伴司の任命

元祿十四年正月、將軍綱吉金幣を獻して新正を賀し奉つる、主上(東山天皇)上皇(靈元天皇)特に勅使、院使を江戸へ下して、御物を賜はんことを、毎春の恒例に係ると雖も、一年一度の大典として、儀禮特に重し

幕府接伴司を選び、播州赤穂城主淺野内匠頭長矩を以て勅使御馳走人とし、伊豫吉田城主伊達左京

亮宗春を以て院使御馳走人とし、外に高家兼良上野介義央并に品川豊前守伊氏、大友近江守義孝を以て御用掛と定む

御馳走人は私費を以て勅使、院使の饗應を掌るもの、裕福の諸侯其選に當る、御用掛は御馳走人を輔けて送迎接伴の禮式を掌るもの、老功の高家其任を承はる

二月四日、老中阿部豊後守正武、土屋相摸守政直、小等原佐渡守長重、秋元但馬守喬朝、稻葉丹後守正通の五人列座、内匠頭、左京亮の二人を帝鑑の

間に召し、御月番相摸守より大命を傳ふ

今度年頭の勅使、院使参向に付、御馳走人仰付
けらる、有り難く御受け仕つられいへ、抑々勅
使、院使の御取持は公儀御大禮の第一と遊ばせ
らるゝところ、諸事粗略なきやう神妙に相勤め
らるべし、但し御當家の御治世萬代不易にして、
唯當年の事のみにあらず、後日の例とも相成る
儀なれば、餘りに華美に流れざるやう心掛けら
れいへ

威儀嚴かに申渡せば、二人ハツとばかりに頭を下
稍々ありて内匠頭兩手を突きつゝ陳す

多勢の中より御見出しに預かり、斯かる重き御
役儀を仰付けらるゝと、一門の冥加、一身の面

目、何物か之れに過ぎいはん、去りながら不肖
短才の長短、別して堂上方の御格式を存じいは
す、滞りなく御用を相勤めいはんと存じも寄ら
す、恐れながら此儀餘人へ仰付けられいやう願
ひ奉つる

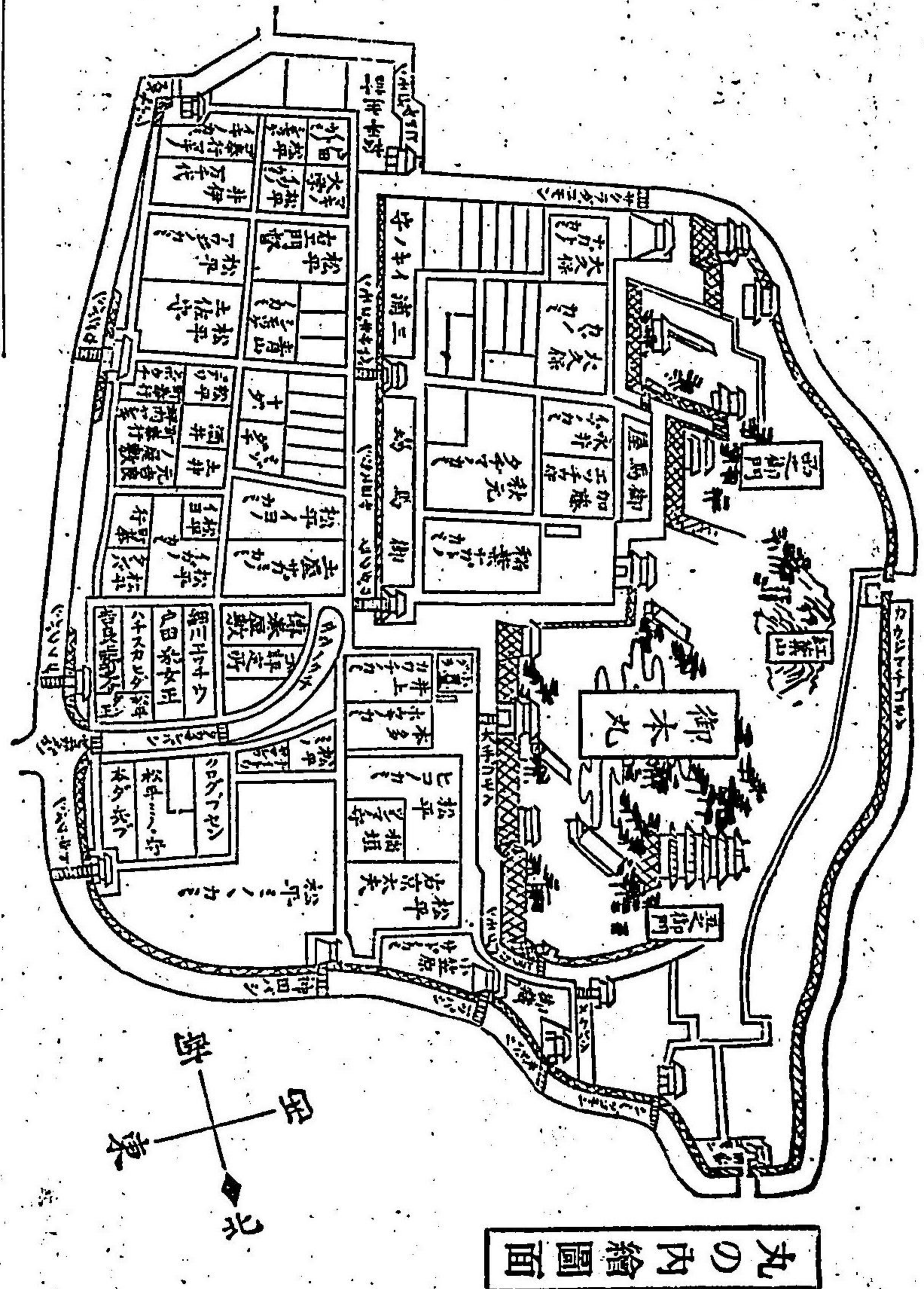
相摸守熱々聞いて言葉靜かに諭す

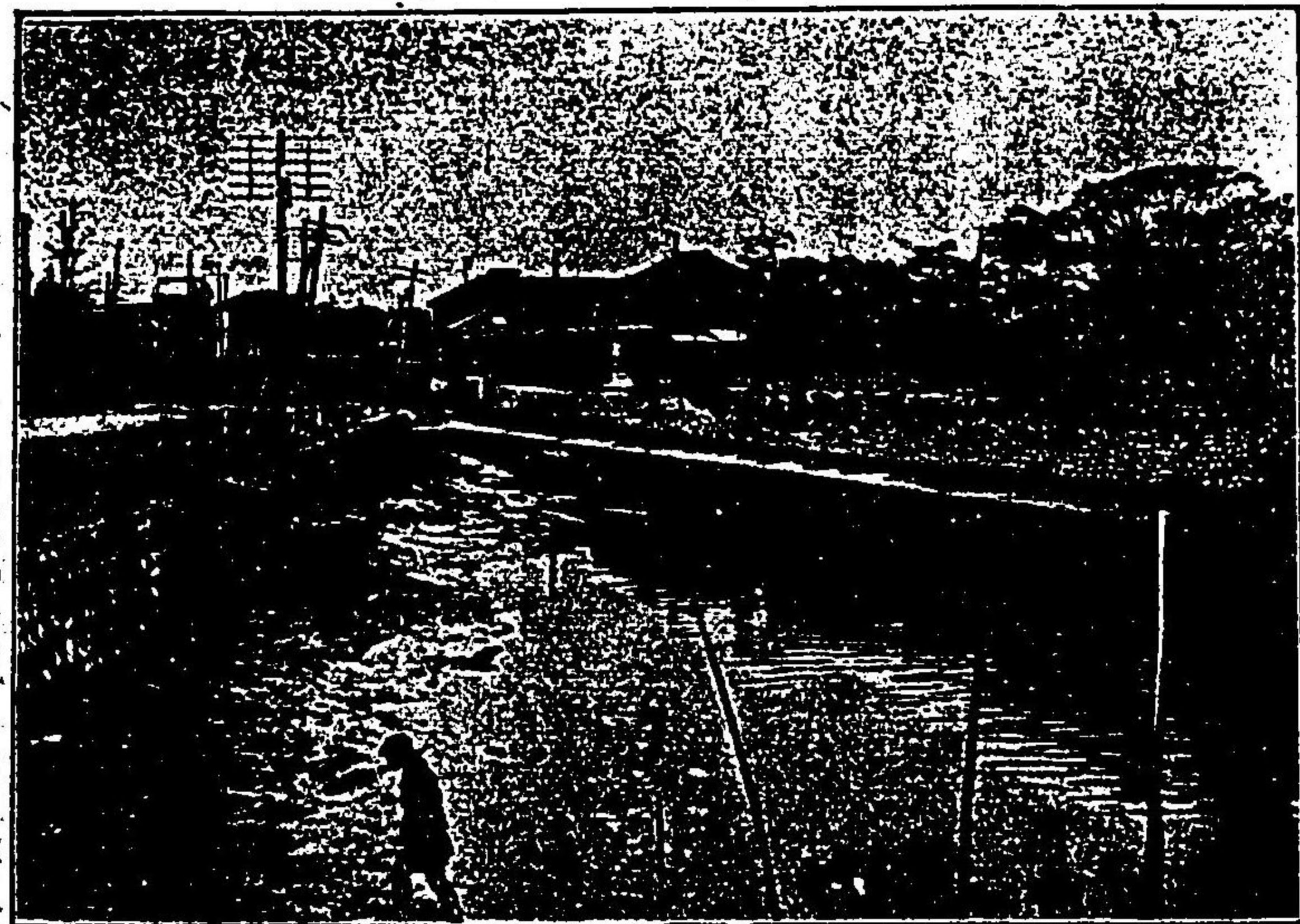
イヤ／＼其は要らざる懸念なり、堂上方の御儀
式は高家吉良上野介能く承知の事、例年の御馳
走人何れも其指南を受けて相勤むる儀なれば、
諸事上野介へ相尋ねられいへ

内匠頭今は重ねて辭すべくもあらず
此上は有り難く御受け仕つりいへし、御前體宜
しく御披露願ひ奉つる

左京亮と與に鈞命を畏みて引き退く

(注意) 此圖は寶永五年出版の繪圖に吉良家の位置が書き加へられたもの





浅野内匠頭の邸址
浅野内匠頭の邸址は数屋上の頭匠内野浅
今に在るの京市東區
明石町一十六番地鈴木長吉の邸に當る

上野介は足利左馬頭義氏の裔にして、尊氏と同じ

(三) 吉良上野介の貪婪

二人は聊か得意なり、早速音物を調べて呉服橋内なる上野介の邸に向ふ、其齋らすところ何物ぞ

一議もなく其説に従ふ
角も好きやうに計らへ

如何にも其通りぞ、能くこそ心付きけれ、兎も

膝を拍つ

日頃清廉潔白を以て聞ゆる内匠頭、忽ちハタと小

の印だけに止めさせ玉はんこそ然るべういへ

濟ませ遊ばされたる後は格別、此度は何か音物

て進物を贈らせ玉はん、却つて上野介殿の御

氣に障はるともやははん、御役儀滞りなく御

事

唯今の仰せに就て兩人篤と談合仕つりいひしが、先様は高家歴々の御方、賄賂がましく前以

斗筭の小人、大局の上には目は届かず、只項末の

事

にのみ氣の着く

此上は今一應殿の御思召を伺ひはん

二人再び内匠頭の前に出で、述べ

唯今の仰せに就て兩人篤と談合仕つりいひしが

が、先様は高家歴々の御方、賄賂がましく前以

斗筭の小人、大局の上には目は届かず、只項末の

事

にのみ氣の着く

此上は今一應殿の御思召を伺ひはん

二人再び内匠頭の前に出で、述べ

唯今の仰せに就て兩人篤と談合仕つりいひしが

が、先様は高家歴々の御方、賄賂がましく前以

斗筭の小人、大局の上には目は届かず、只項末の

事

にのみ氣の着く

(二) 浅野内匠頭の披露

内匠頭頓て鐵砲洲の邸へ還り來る、家老藤井又左衛門、安井彦右衛門の二人を召して告ぐ

今日、殿中に於て勅使御馳走人を仰付けられた

れば、何れも左様相心得るやう、此御役儀は先

内匠頭様(長直)に於ても御勤めの故、其折の

書類もあらん、見合せて取計ふべし、尙ほ堂上

方御格式の儀は吉良上野介の指圖を受くべしと

の申合めもあれば、何か進物を贈りて能く

頼み置きいへ、追つ付け此方も挨拶に參るべし

二人委細畏まりて引き下がり、膝を接して評議を

凝らすと少時

殿の仰せは去るとながら、上野介殿には四位の

源より出づ、足利將軍の統者し絶えなば、吉良氏之れを繼がんとまで謳はれたる名族、十九歳より出で、仕ふるに此に四十三年、殿中の禮法、堂上の格式、一として暗熟せざるはなく、齡は六旬に達し、位は四品に陞り、今や高家の首班として世に時めく

左れども性質貪婪にして豺狼に等しく、賄賂を貪り、苞直を求め、壓かされば必ず人を噬む、之れと公事を俱にするもの、誰れ一人として其毒牙に掛からざるはあらず

左京亮の留守居役豫ねて上野介の平生を知る殿は御弱年に在はしませば、何事も上野介殿の御指南を受けさせらるゝ外はいはず、地獄の沙汰も金次第とこそ申ししへ、斯かる時に物惜み

すれば、如何なる災害を招かんも知るべからず、後の千兩よりは、前の百兩こそ然るべから家老に勅めて加賀絹數卷、黄金百枚并に狩野探幽齋の双軸を贈れば、上野介の悦び、色にも、辭にも包みがたし

扱て、左京亮には若年にも似ぬ行届きたる致方かな

早速使者を延きて對面す

段々の御心入、上野介却つて痛み入りしぞ、堂上方の禮式作法を掌ごるは、高家の役柄なり、

上野介が存する丈けは夫々御指南申すべし、左京殿へも宜しく傳へられしへ

酒肴を出だして厚く橋ひ還へす

上野介獨り心に思ふ

上野介獨り心に思ふ

上野介獨り心に思ふ

内匠頭は豫ねて内福の聞えあり、定めて左京亮にも過ぐる音物あらん、扱て、喜ばしや

貫はぬ前より早や笑壺に入る

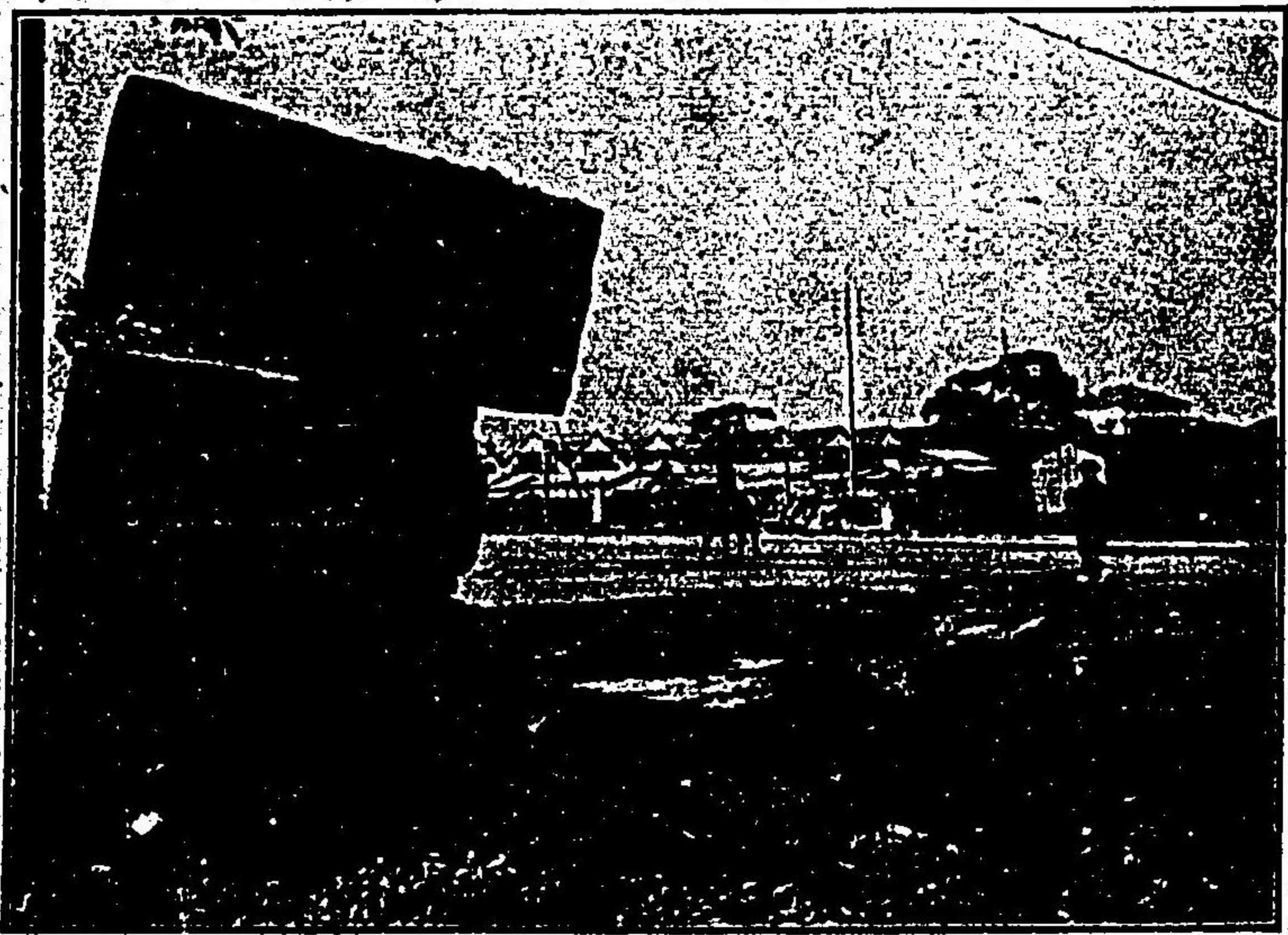
斯かる所へ内匠頭の使者入り來り、主人の口上を述べて差し出せしは、唯一臺の巻絹ばかり待ち詫びたる上野介、取次の披露を聞くに齊しく佛然として色を作す

扱ても心得ぬ内匠頭の振舞かな、勅使の御馳走人と言へば、院使の御馳走人よりも重き御役儀なるに、左京亮に及びも付かぬ致方、扱ては我れを小祿と侮りて、不禮を致すと覺えたり、好

し、左らば此方にも其心得あり

心奸けし上野介、早くも肚裏に怨みを啣む

其翌くる日、左京亮自から上野介の邸を訪へば、



上野介の邸 東京都台東区丸の内區橋本内 初野介の邸

上野介急ぎ立ち出て、對面す

左京亮丁軍に會釋しつゝ、述べ

不肖の某、計らずも大役を仰付けられ、一身の

面目此上もいはず、何分若年と申し、堂上方の

御格式も存せざる某、萬事御指南の程こそ願は

しういへ

上野介満面に笑を湛ゆ

これは、御丁軍の御挨拶、千萬痛み入りてこ

そいへ、イヤモウ御指南の、何のぞ申す程の事

にはいはず、上野介が存する限りは萬事御相談

申すべければ、萬々御心安く思されいへ

最と打ち解けたる體にて語れば、左京亮忝なき

由を述べて辭し去る

それと引き違ひに内匠頭も亦た自から上野介の邸

を訪ふ

長矩此度重き御役儀を仰付けられては、未熟者

にいへば、萬事御指圖を仰きたうこそいへ

これも感謝に乞へども、上野介苦り切つてニゴリ

とせす

イヤ別段故實とても之れなき事、何も御指圖な

んど申さんやうもいはずが

素氣なく答ふるも、一當て當て、見んこの下心

内匠頭の心中甚だ安からず

御道理なる仰せにい、去りながら諸事御指圖を

受けよと御老中よりも申されてい、萬事御引廻

しの程、平に願はしうこそいへ

益々下手に出づれば、上野介漸やう打ち領く

然らば不案内ながらも、御相談に預かり申すべ

し、差し當り心付きの廉を御話し申すべきが、
勅使御逗留中は毎日々々御進物を差上げ申さる
べし、何事は扱て置きても、此御機嫌取りが肝
要にいぞ

テロリ／＼と其顔を見廻はすも、此謎解けよとの

心、正路の内匠頭それとは少しも心付かず

御心添の段千萬辱けなうこそいへ

一禮もそこ／＼引き取りしが、上野介の助言如何

にしても勝に落ちず、早速御月番土屋相模守の役

宅に到りて内意を伺へば、これも亦た小首を傾く

上野介高家の役目を以て申さるゝ所と雖も、毎

日進物を差上げるなど左様の先例は聞きも及ば

ず、只御逗留の間、二三度ばかりも其儀に及ば
は事足るべし、それよりは御馳走向に入念せら

れいはん方然るべし

相模守包ます所存を説き示せば、内匠頭左もこそ

と思ひつゝ、一禮を述べて退出す

上野介斯くと傳へ聞きて、勃然として憤はる

扱て、物の分からぬ内匠頭かな、斯かる事柄

を申出で、は、老中にも定めて可笑しく思はれ

つらん、好しく、此上は彼奴を失敗らせて腹

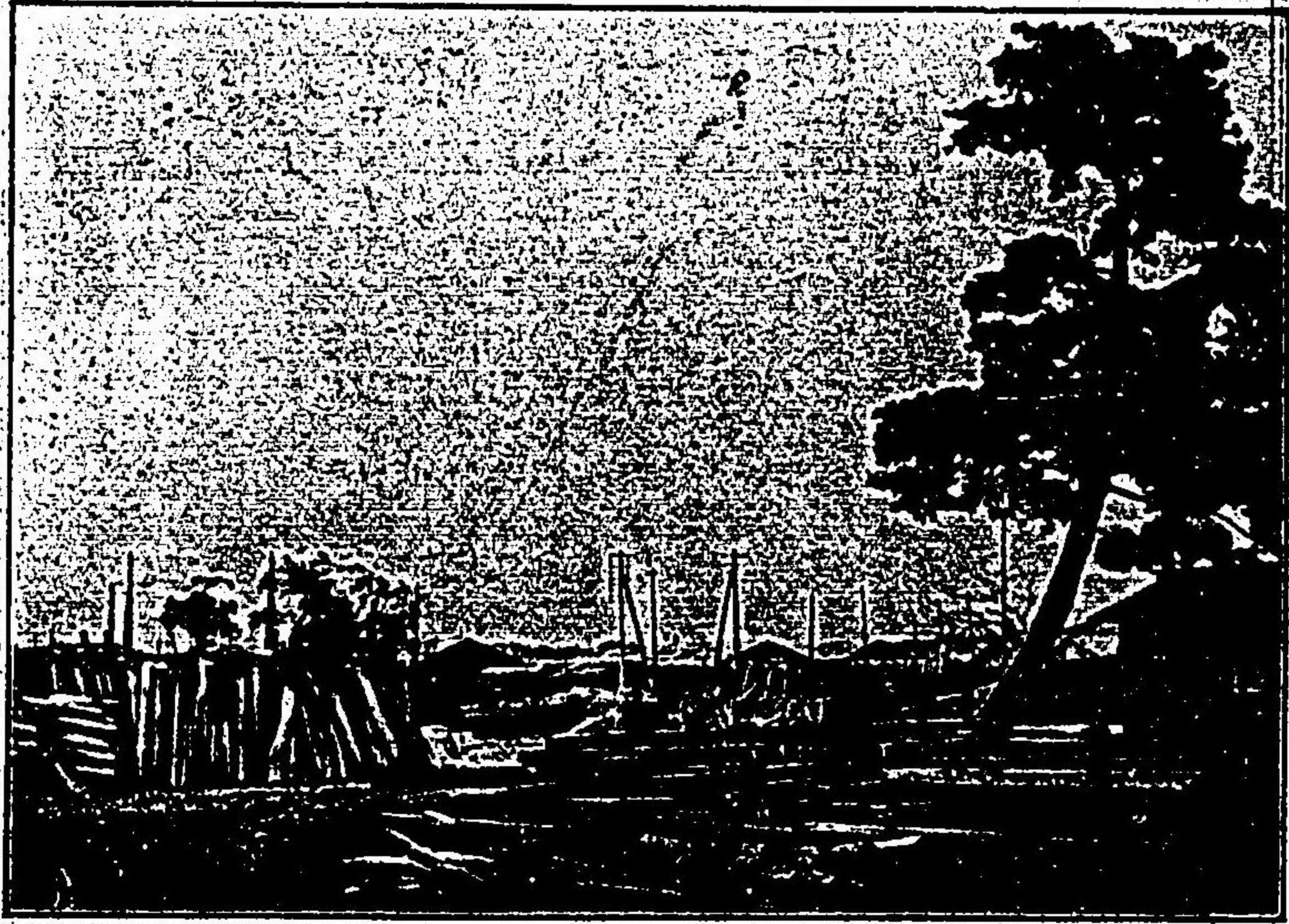
煮せらん

小人の常情、今は愈々内匠頭を死地に陥れんと

思ひ定む

(四) 勅使院使の東下

兎角する間に勅使、院使東下の期は来る、其日割
左の如し



傳奏屋敷に辰の口の辰辰屋敷傳奏
る當に方の東の門倉田和りに在に口の辰辰屋敷傳奏
るこころたれらて先に館旅の使院使勅

十一日 勅使、院使江戸に到着、辰の口の傳奏屋敷に入る

十二日、勅使、院使登城、勅旨、院旨を傳へ、且つ御物を賜ふ

十三日、勅使、院使登城、猿樂の見物あり、列侯に陪觀を許す

十四日、勅使、院使登城、白木書院に於て將軍家の奉答あり

十五日、勅使、院使上野寛永寺并に芝増上寺に參詣あり

十六日、休息

十七日、勅使、院使江戸出發、歸路の途に就く御馳走人の響應、接伴に勞するは、實に此七日の間に在り

日割既に決定すれば、勅使御馳走人淺野内匠頭は鐵砲洲の邸より、院使御馳走人伊達左京亮は木挽町の邸より、各々十日を以て傳奏屋敷へ什器を搬び入れ、洒掃を施し、裝飾を加へ、準備萬端残る所なく取整へて待ち設く

十一日、勅使柳原前大納言資廉、高野中納言保春、院勅清閑寺前大納言照定の三卿、愈々江戸に着して、旅館傳奏屋敷に入る

内匠頭、左京亮及び吉良上野介、品川豊前守、大友近江守等各々出迎へ、將軍綱吉特に老中土屋相摸守政直、高家畠山民部大輔基玄の二人を遣はして、長途東下の勞を慰む

(五) 上野介の亡狀

此日忽ち一椿事起る

上野介書院に入れば、中に墨繪の屏風を立て列ぬ、これを狩野法眼元信の龍虎、筆々生動、風起り、雲湧かんばかりの勢あり

上野介屹とこれに目を注ぐ

這は何れよりの品ぞ

側の番士

淺野内匠頭殿

と答ふる聲も終らさず

内匠頭よりとや、此公儀第一の御大禮に、墨繪の屏風とは不覺千萬、早々取り替へよと申ししへ

上野介の眉は昂り、眼は見めく、忽ち手に持てる扇子を擧げて、ハッタ／＼と屏風の端を打つ

斯くと聞きたる内匠頭、急ぎ其場に走り來る
 仰せの趣承知仕つりしひぬ、早々取り替へし
 べし、但し御大禮を粗略に存じての事にはい
 ず、諸事華美に流れざるやうこの御指圖に任せ、
 金屏風よりはと存じて、能くこれなる墨繪の屏
 風を用ひてこそいへ
 言葉靜かに辨解すれば、上野介忽ち砵として詰
 り掛かる

ナニ指圖とや、シテ誰れよりの指圖にいぞ
 内匠頭は何の氣も付かず
 御月番土屋相摸守殿よりの御氣付けにい
 上野介の顔色見る／＼變じ來る

老中よりとや、天下の御政事向は老中こそ關
 はれ、堂上方の御儀式に就ては斯く申す上野介

イヤナ高家の外に指圖するものはいぬぞ、去

りながら相摸守殿御指圖とあるからは、未熟の
 上野介最早何事も申すまじ、隨意に召され、サ
 、御隨意に召されいへ

チロリと内匠頭の顔を見遣りつゝ、バツタ／＼、
 足音高く立ち去る

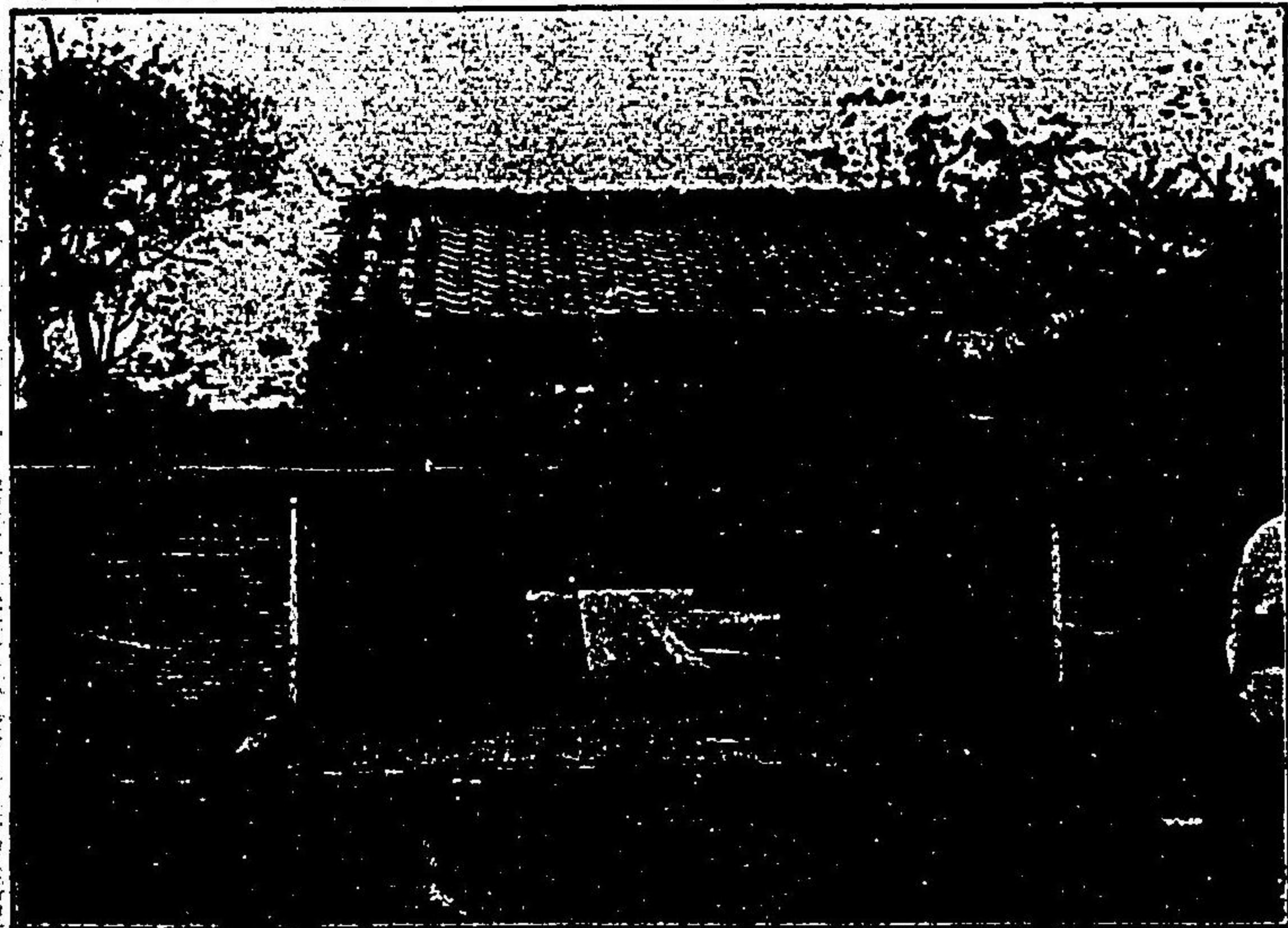
性急短慮の内匠頭、オノ／＼と思へば、右手は思は
 ず知らず刀の柄に掛かるを

イヤ／＼短氣は破滅の基ぞ
 胸を擦り、無念を忍びて、漸やう思ひ止まる

(六) 上野介の虚言

既にして此日又一椿事起る
 勅使、院使の上野寛永寺より芝増上寺へ參詣の節

は、夫々の宿坊に休息する定めにして、内匠頭
 左京亮の二人、此宿坊の養應をも掌る
 内匠頭宿坊の準備向に就て、豫ねて上野介に尋ね
 れば
 障子、壁などの破損は修復せられいへ、墨は破
 損さへせざれば、別段表替にも及びいませ
 この指圖、内匠頭乃ち宿坊觀智院の壁を塗り、障
 子を張り替へしばかり、別に墨の表を仕替へす
 此日の夕刻家臣の一人還り來りて語る
 左京亮殿に於ては殘らず御宿坊の御墨替を致さ
 れいひしが、これは上野介殿の御指圖に依る儀
 とこそ承はりていへ、如何にも不審にいはず
 や
 居合はず面々閉りて眉を蹙む



觀智院
 東京芝區芝公園十番地に在り元禄十四年三月月働の増上寺
 參詣の休憩所に當りてしるこる

そは、不審なり、念の爲め一應左京殿方へ問ひ合せいはん
早速使を以て尋ねれば
如何にも、上野介殿の御指圖に依つて墨替致し

この答辨、今は聊か疑ふべくもあらず
扱ても奇怪や、院使の御宿坊さへ御墨替ある程なるに、それよりも重き勅使の御宿坊を其儘に差し措かん道理あるまじ、上野介殿の御指圖こそ心得がたけれ、兎にも角にも殿に言上仕つ

りいはん
急ぎ内匠頭の前に出で、申し述べれば、面色見ると變じて朱を瀧ぐか如し
扱ては上野介奴の騙かりしぞ、明日は下検分の

るべし、何でも角でも今宵の中に墨の表替せよ、入費は厭ふまじさぞ
内匠頭言葉烈しく下知するに、家臣の面々、ソレと言ひさま、八方に飛び廻りて多勢の墨刺を狩り集め來る
是非とも今宵の中に遣り上げよ、褒美は望みに任すべし
情なるものは屬まし、勉むるものは獎め、孜孜として業を督す、高張提灯の光、晃々として宿坊の内外に輝き渡る
天の明くる頃ひ、宿坊の墨二百餘枚の表替盡く成る

ヤレ〜これで一安心ぞ
一同始めてキツと息を吐く

内匠頭上野介に達うて告ぐ

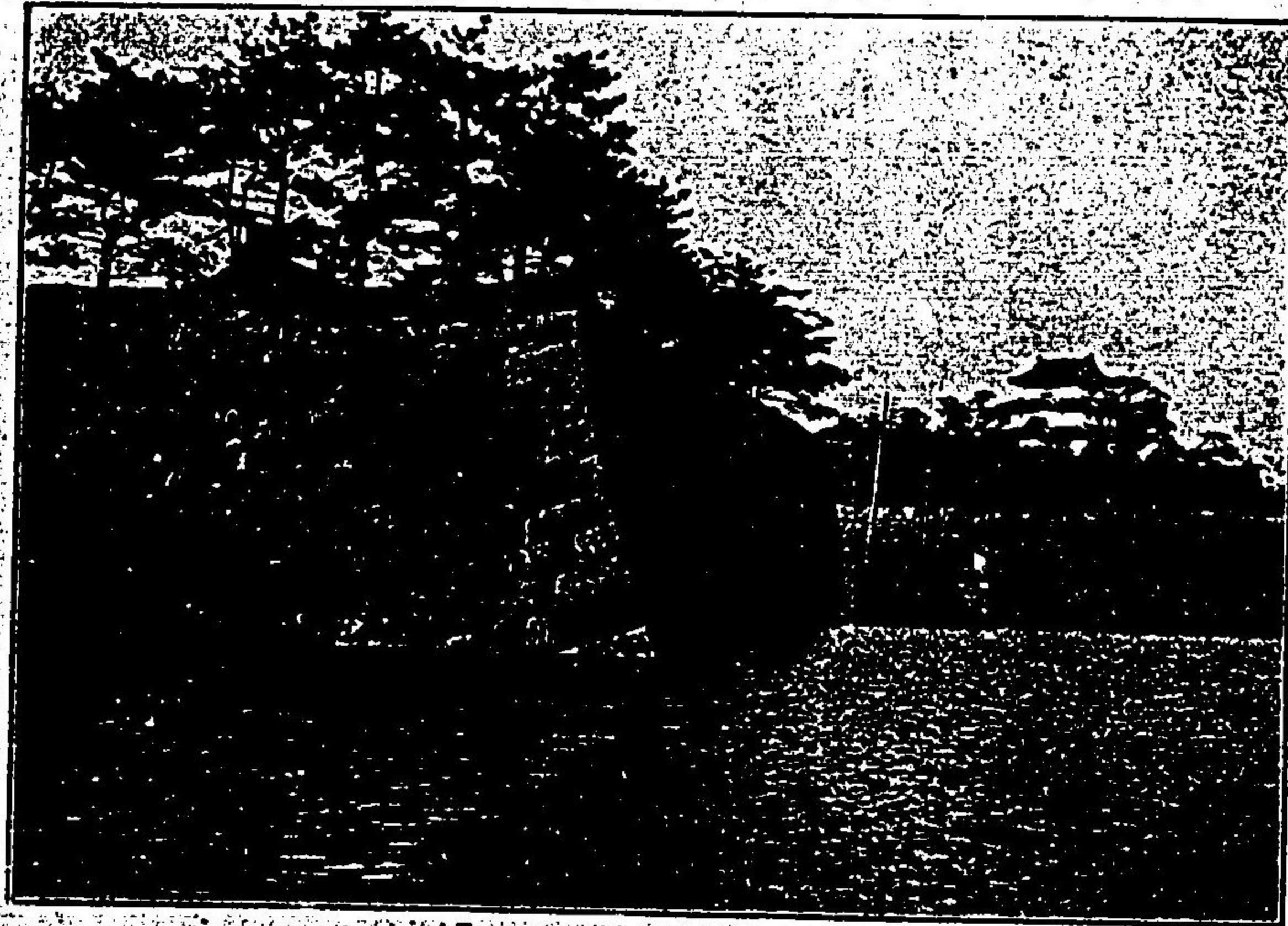
御宿坊掃除の儀御指南に預かり、千萬忝なうこそ存じいへ、尤も墨の表替は其儀に及ぶまじこの御指圖にいへども、左京亮の振合ひもいへば、昨夜子の刻より相始め、今朝卯の上刻までに相仕上げてい、御検分を賜はるべし
上野介チツと其顔を見遣る
その事く、何事も金次第の世の中にいぞ、金さへ厭はずば、越度も、何も出来るものにはいはず

態と悟れよかしに言ひ放つ
それとも知らぬ内匠頭、忽ちムツと怒る
今は容赦なりがたし
只一刀に斬つて捨てんと逸る心を、チツと怵へ

〜て虫を抑ゆ

(七) 加藤遠江守の忠告

十二日、勅使柳原前大納言、高野中納言、院使清閑寺前大納言の三卿、打揃うて登城あり、勅使先づ勅命を將軍綱吉に傳へて御太刀を賜ひ、次に院使亦た院旨を傳へて御太刀を賜ふ、勅使更に女院并に准后よりの黄金を賜ひ、終りて退出すれば、將軍高家大友近江守を傳奏屋敷に遣はして樽肴を贈る
此日の式無事に終れば、内匠頭鐵砲洲の邸に還り來る
昨日今日の上野介の振舞、如何に思ふも忌々しき謂ふべからず、内匠頭其原因の賄賂不足に在らん



城 戸 江

元祿十四年三月二十日十四日三日使院使訪るため

とは夢にも心付かず

上野介は四位の少將なれば、我れを諸大夫と見下して侮ると覺えたり、此上無禮せば許すまじ獨り切齒して憤ほる

斯かる所へ伊豫大洲城主加藤遠江守泰恒態々下谷の邸より訪ね来る、これぞ骨肉にも優れる親友

これはく好うこそ

内匠頭早速奥に請じて懇ろに款待す

遠江守膝を進めて語り出づ

某の今日御意得いと、別儀にもいはず、此度の御役儀に就ては、定めて日々吉良上野介と御出會ひ成されいへし、御存知かはいね、上野介は家柄こそ源家の類葉にいへ、其志は無下に卑しき烏乎のものにい、特に無禮過言は其持

前にいへば、假令如何なる振舞に及びいとも、決して御心に掛けさせ玉ふべからず、既に某も去年大猷院様五十回忌の御法事に付、日光へ罷越しいひしが、それはく上野介の暴慢無禮言語に絶し、アツヤ斬つて捨てんと存じ詰めしとも一度や二度にいはず、左れども御奉公大事と心得て、堪へがたき怒を漸やうに堪へたる仕合せにい、定めて御邊に對しても色々の悪口雜言に及びいへし、呉れくも空吹く風と聞き流して、少しも御心に留め玉ふべからず、只々公事專一に御勤め成されいへし

其の言ふところ幹々と内匠頭の胸に中る、遠江守向ほも言葉を續けて語る

抑も御當家は権現様の御取立てにて、武功世に

隠れなき御家柄にいはずや、高家とは申しながら小祿の上野介如きものを御相手になさるべきにはいはず、御聞き及びいはん、先年、伊達政宗御城に於て御能拜見の砌、兼松又四郎政宗の居丈高しとて、扇子を以てした、か其頭を打ちいひしも、政宗更に見も返らず、只打笑ひて濟まされしと承はりてい、又四郎は小身者として政宗を好き相手と存じいへるならん、左るを政宗家には換へがたしと其處をデツと堪へ忍びいへると、天晴大勇の士とこそ申すべけれ、上野介假令又四郎の無禮を働くとも、御邊は政宗の大勇を以て辛抱せられいへ、某が賢らちて申しいも、偏に御邊の御身を存すればこそいになれ、不禮の廉は幾重にも許し玉へ

友を思ふの一念諱々として説き立つれば、内匠頭忽ち豁然として心胸一時に開くの想あり

扱て遠江殿の芳志、謝し參らせんに言葉もいはず、如何さま上野介の振舞言語に絶するとも少からず、去りながら御役も兩三日にいへば、丈の知れたる辛抱にい、必ず御氣遣ひ下されいまし

幾たびか厚意を謝しつゝ尙ほ様々に款待す遠江守言甲斐ありと打悦び、快よく數杯を傾く

早や深更に及びいへば、これにて御暇仕つらん、先刻申しいへると、呉れくも御忘れなされいまし、御役目相済みはいは、重ねて緩々御物語仕つりいはん

丁寧に會釋して起ち上がれば、内匠頭送りて支關

に到る

段々の御教訓身骨に刻みて忘れいまし、去りながら凡夫の長短、品に寄りては容赦のならざるともいはん、左様の事もあらば、これが今生の御名残にいへし

思はずホロリと涙を垂るれば、遠江守も亦た顔を掩ふ、實にや是れぞ今生の名残なりける

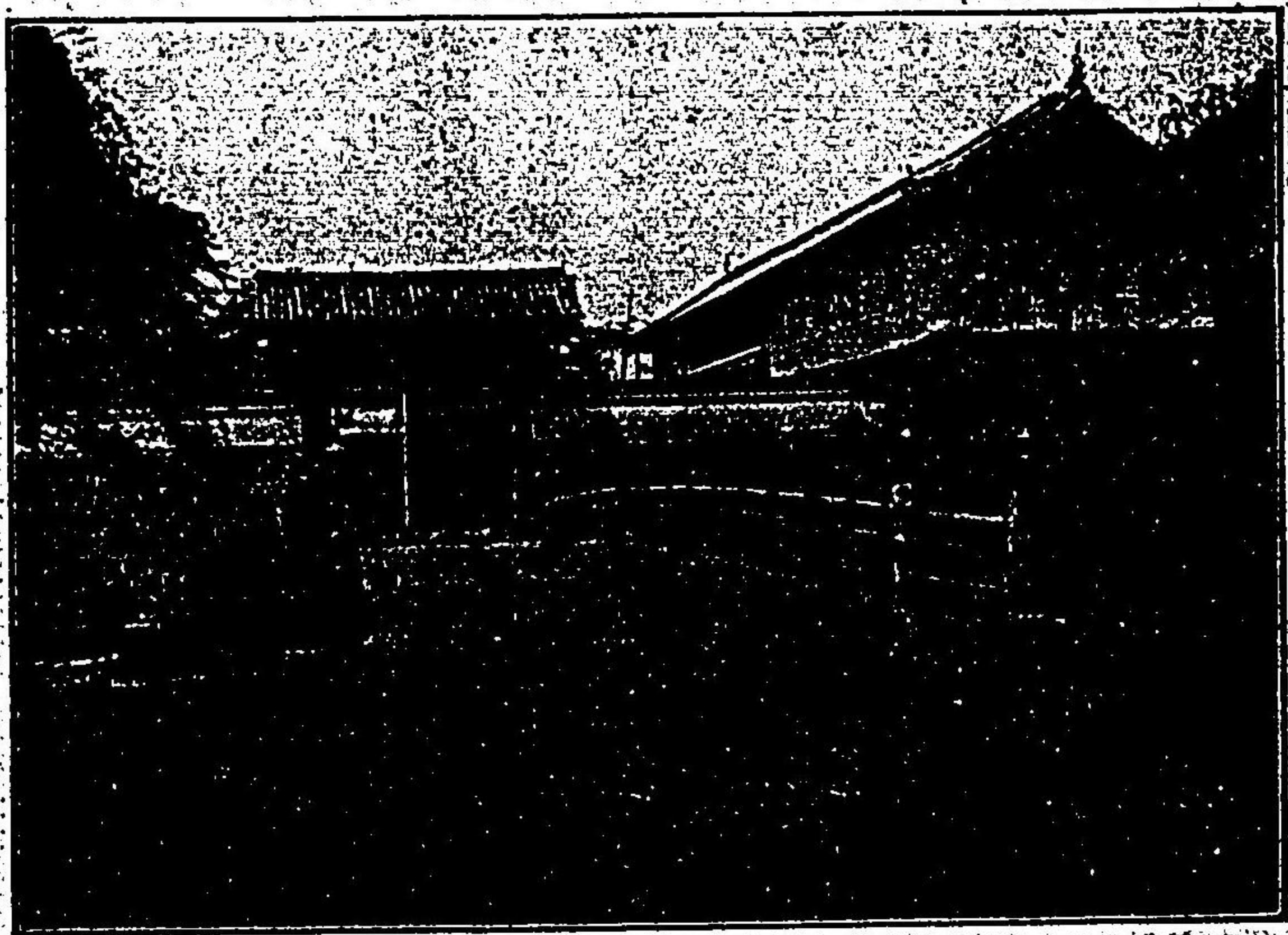
(八) 上野介の詐言

十三日は猿樂演奏の日、勅使、院使期に及んで登城すれば、甲府中納言綱豊、紀伊中納言綱教、水戸宰相綱條の三卿以下陪觀の諸侯亦た皆登城す能には翁、三番叟、高砂、田村、東北、春日龍神祝言、狂言には福神、昆布賣の數番あり、觀世織

部、喜多七太夫、實生將監、金剛太夫の面々、各々入神の妙技を揮へば上下皆感に打たれて、恍として酔へるが如し

斯くて鄭重なる饗宴ありて、此日の式も無事に終る
明日は白木書院に於ける將軍奉答の式日、三家三卿を始めとして在府の大名、小名總登城すべき盛典中の盛典、大禮中の大禮なり、何れ装束にも制あらん、内匠頭念の爲め家臣を上野介の許へ遣はして問ふ

御勅答の當日は長上下を用ひいへさや、或は烏帽子、大紋を引き繕ひ申すべさや、此儀御指南下さるべし
上野介手輕に答ふ



江戸城大手門

この時府代門正に於て使院使も、よき出入せしめ

イヤ、ナニ、長御着用に於て然るべし
家臣歸り來りて其由を報すれば、一人聞いて首を
捻くる

晴の御儀式に長上下とは心得ず、眉に唾を着く
るが肝要にゆぞ

蕤に懲りては胸を吹くも人の常情

如何さま復た例の手段なるやも計りがたし、左

すれば御登城の節は長を召させられ、萬一の時

は御召換への相成るやう、別に烏帽子素袍の御

用意あらせ玉はんこそ然るべけれ

早速内匠頭の前に出で、申せば

實にも思ひ付きぞ

數多度打ち領く

翌くれば十四日、内匠頭急ぎ支度を整へて登城せ

んとす、數日來の心勞やら、無念やらにて、顔色
何となく常ならず

夫人それと見るより心も心ならず、玄關に送り出

で、しとやかに手を突く

今日の御登城、何とやら心に懸かりて胸も安

からず、御用濟みの上からは、急ぎ御歸館遊ば

さる、やう

ヂツと見上ぐる眼に愁を含む

左な案じ玉ひそ、追つ付け立ち歸り申さんする

に

莞爾と笑みつ、早や立ち出づる良人の後姿、豈

の知らずか、名殘惜氣に見送るこそ多時

内匠頭頓て登城すれば、先着の諸侯皆烏帽子、素

袍の姿殿めし

扱てこそ又も敷からんと仕つれ
抑へ抑へんとしたる無念の心、又もやむらくと
胸元近く込み上げ来る

(九) 殿中の刃傷

彼方に詐謀あれば、此方にも準備あり、内匠頭手

早く烏帽子、素袍に着換へて玄關の方に到れば、

同じ装束の上野介素知らぬ振にて其處にイむ

内匠頭それと見るより突と其側に進み寄る

これは、好き所にて御意得いひぬ、早速なが

ら御伺ひ申したし、勅使、院使御登城の砌は、

御石壇まで下り申すべきや、但し御箱壇にて御

迎へ申すべきや、此儀御指南下さるべし

役目大事と思へば、怒を忍びて指揮を求む

上野介テカリ、と内匠頭の姿を見遣る

それしきの事は平生より心得あるべき筈、此期

に及んで相尋ねらるゝと、何と申す緩急の沙汰

ぞ

態と四邊へ聞えよかしに言ひ放つて、ツイと其場

を立ち去る

扱ても慮外の人や、内匠頭は一刻の人なれば、

ヨモ無事には濟むまじ

居合はす人々皆手に汗を握る

斯かる所へ御臺所の御附梶川與三兵衛出て來りて

内匠頭に告ぐ

某は御臺様より傳奏衆への御使を相勤めいなり

上様御勅答の御式相濟みいはい、其由仰聞けら

れいへし

サツと小さき刀を抜くより早く、ハッソシ頭上を目覚めて斬り付く。距離延びて達せず、肩より脊へ掛けてサツクと斬り下ぐれば、鮮血忽ちサツと迸り出づ。

エーッ

と驚く上野介、思はず後を振り向く途端、内匠頭又もガツキと頭上を撃つ。刀尖烏帽子の骨に中つて、憂然として勿ね上る。上野介ワツと喚きて逃げんとし、其儘前へのめつて氣を喪ふ。

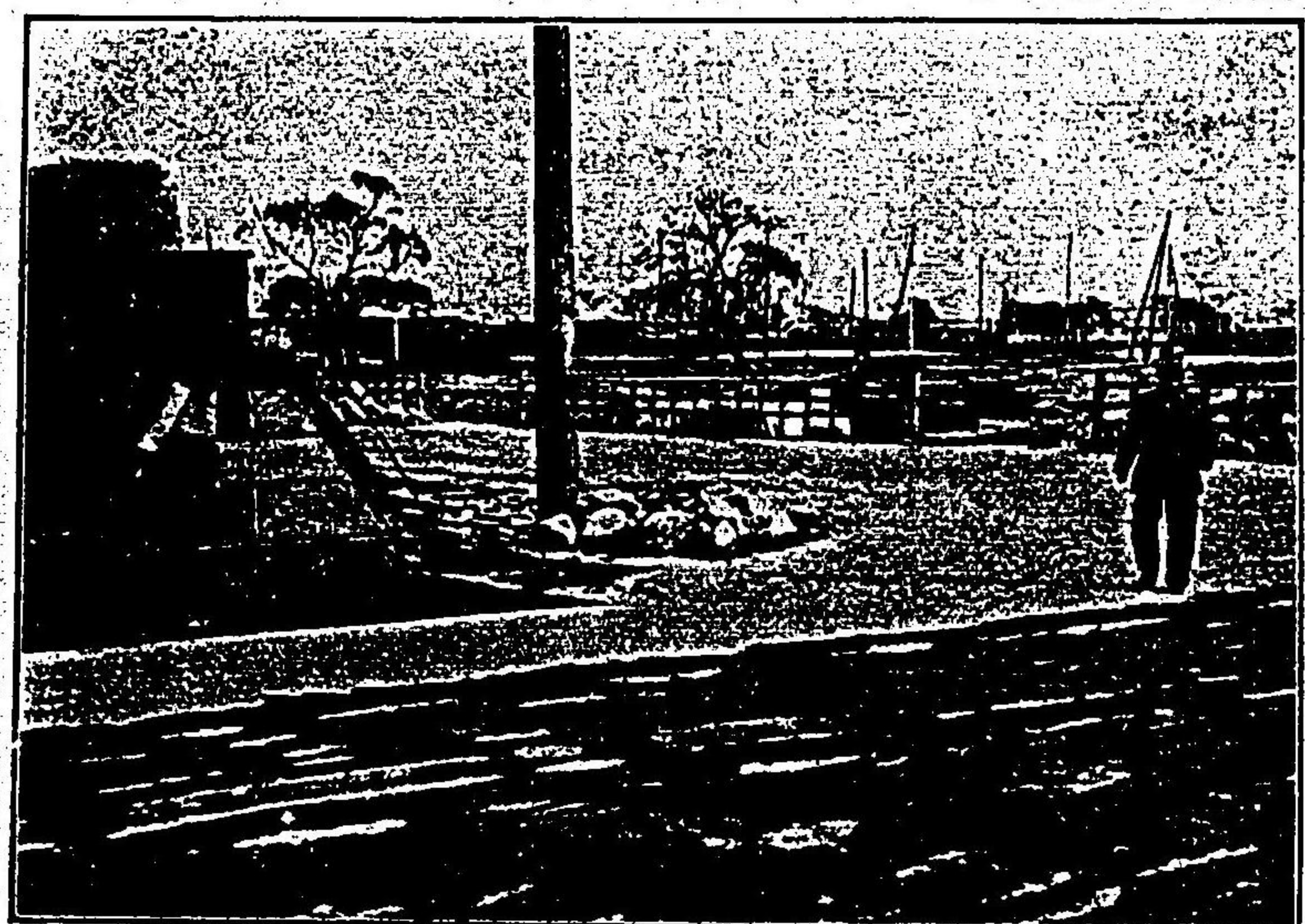
内匠頭得たりと躍り掛つて斬らんとす、梶川與三兵衛ムツと背後より抱き留むれば、御放し召され、内匠頭身を藻掻き、て振り放さんとす。大力無

双の與三兵衛グイと羽がひ縋めに抱きすくめて、些とも動かさず。松の間を掃き居たるお坊主關久和、斯くを見るより走り來つて内匠頭の刀を叩き落す。兎角する内品川豊前守、大友近江守等寄つて集つて上野介を扶け去る。

今は萬事休しぬ、内匠頭の無念、残念、言ふばかりなし。

(一〇) 殿中の混雑

青天の霹靂、平地の波瀾、意外なる椿事は突如として降つて湧きぬ。殿中の騒動、宛がら鼎の湧くが如し。何事にいぞ、如何なる椿事にいぞ、喧嘩にいと



大下馬先 大前門手に在り今この處に屯兵の當る中殿の裏

内匠頭 心得し

と答ふれば、與三兵衛一禮を述べて立ち去る。此體を見たる上野介ツカ〜と與三兵衛の傍に進み近づく。

何事にいぞ、御尋ねの儀も御座れば、上野介承はらん、あの様の仁に何が分り申さうぞ。

又も聞えよかしに言ひつゝ、セ、ラ笑ふ。

それと聞きたる内匠頭、怒氣勃然として心頭より湧き起る。

最早容赦ならじ

赫と逆上せあがりて滿面火の如し、バタ〜と馳せて松の廊下に到り、大喝一聲

上野、覺悟

や、刃傷にいとや、相手は誰と誰にいとぞ
大小の諸侯皆一齊に立つて騒ぐ、喧々囂々、宛が
ら耳も聳せんばかり、今は秩序もなく、紀律もな
し

志州鳥羽城主松平和泉守乗邑、年僅かに十五、家
格として諸大夫の上席に座す、此體を見るより威
儀儼然として呼はる

御鎮まりいへ、御鎮まりいへ、譜代諸侯の出仕
は斯かる非常の時に備ふる爲めにこそいへ、各
々席へ着きて御指圖を待ち玉ふべし

諸侯實にもと思ひて、漸やく席に復す
折りしも上野介多くの人々に扶けられて其處を過
ぐ、顔も、素袍も、皆血に塗みれて紅葉の如し、

播州龍野城主脇阪淡路守安照其後姿を指さしつ

、聲高らかに語る

甲冑の血に染まることは、武士の常とこそ存すれ、
素袍の血に染まると云ふは、古今の珍事にいは
すや

日頃上野介を小面憎しと思へる面々、斯くと聞く
より皆ドツとばかりに打笑ふ

御目附多門傳八郎、大久保權右衛門、久留十左衛
門、近藤平八郎の面々何れも溜の間に在り、松の
廊下の變事を聞くと齊しく

素破や椿事ぞ、ソレ參れ
墨を蹴つて起つてバラ／＼と馳せ行く

上野介既に櫻の間の板縁の上に在り、心中の恐怖
尙は去らでや
お醫師々々々

と叫ぶる聲さへ震へわな／＼
滴たる血沙を踏み／＼松の廊下に到れば、内匠頭
は尙ほ與三兵衛に押へ付けられて其場に在り、面
色血走れども、更に手向はん状もあらず

某、聊かも亂心仕つらさ、斯く打ち損じいから
は、尋常に御仕置を待ち奉つるばかり、此上無
體の刃傷に及ぶべくもいはず、烏帽子をも着、
大紋をも直し、いはん、御手を放し玉はるべし

覺悟既に定まれば、言葉も亂れず
與三兵衛尙ほも危険をと思へる、更に押へたる手
を緩めんとせす

内匠頭重ねて言ふ

某、五萬石の城主にいなり、御場所柄をも辨へ
て、些みし段は、重を恐れ入申すりてこそいへ、

無體に組み留められんては、官服を亂しいへ
し、上に對し奉つりては手向ひ仕つる某にあ
らず、御放しいへ、御氣遣ひはいはず

神妙なる態度、更に仔細あるべくもあらず
イザ此方へ御渡しいへ

傳八郎、權右衛門等内匠頭を受取りて蘇鐵の間の
二隅に連れ行き、烏帽子を直し、衣紋を直し、屏
風を立て廻はして其中に入るれば

斯くてこそ本懐にいへ
内匠頭深く打悦ぶ

斯かる所へ他の御目附亦た上野介を連れて入り來
り、北手の隅に屏風を立て廻はして其中に置く

上野介不圖内匠頭も亦た向ふの隅に在りと聞くと
り、エツと言ひささ色を變す

其は大變なり、若し此處へ奉らば何とせん
舌も震へ、身も戦く

イヤ、御氣遣ひはみはじ、其爲めに我等の控へ
居りぬものぞ

御目附の面々交々慰諭すれども、不安の色尙ほ去
らず

(一一) 内匠頭の尋問

御側御用人柳澤出羽守保明御前に出で、變事を言
上すれば、將軍の赫怒大方ならず、老中秋元但馬
守喬朝を召し寄せて、嚴かに命を下す

此大禮の當日に於て、去る不敬の振舞に及べる

こそ奇怪なれ、疾く吟味仕つれ

但馬守上意を畏みて引下がり、夫々命を傳ふれば、

御目附多門傳八郎、近藤平八郎の二人、先づ内匠
頭を醫者の詰所檜の間に引出たす

内匠頭烏帽子、素袍を脱し、麻上下を着けて畏ま
れば、御徒目附六人ズラリと其左右に控ゆ

傳八郎先づ言葉穩かに告ぐ

今日の意趣相糺すべき旨我等兩人へ仰せ付けら
れて、御定法の通り言葉相改むべし、左様心
得られぬへ

こゝに至りて更に言葉を改めて糺す

其方儀御場所柄をも辨へず、上野介へ對して及
傷に及びたる段、如何なる仔細ぞ、包まず申立
てぬへ

内匠頭既に意を決す、今は言を飾りて罪を通れん
心もあらず

長矩、上へ對し奉つりて聊か御怨みの心ははず、
只私の遺恨これあり、前後を忘れて刃傷に及
びしへる次第、今更申上ぐべき言葉はみはず
萬死固より愁むに足らず、恨むべきは只敵を逸し
たるの一事

去りながら上野介を打ち損じしへる一儀、返す
くも残念至極にこそしへ、淺手なれば一命も

無事にしはばんか、此儀如何ひや

アツと見上ぐる顔に無念の色形はる

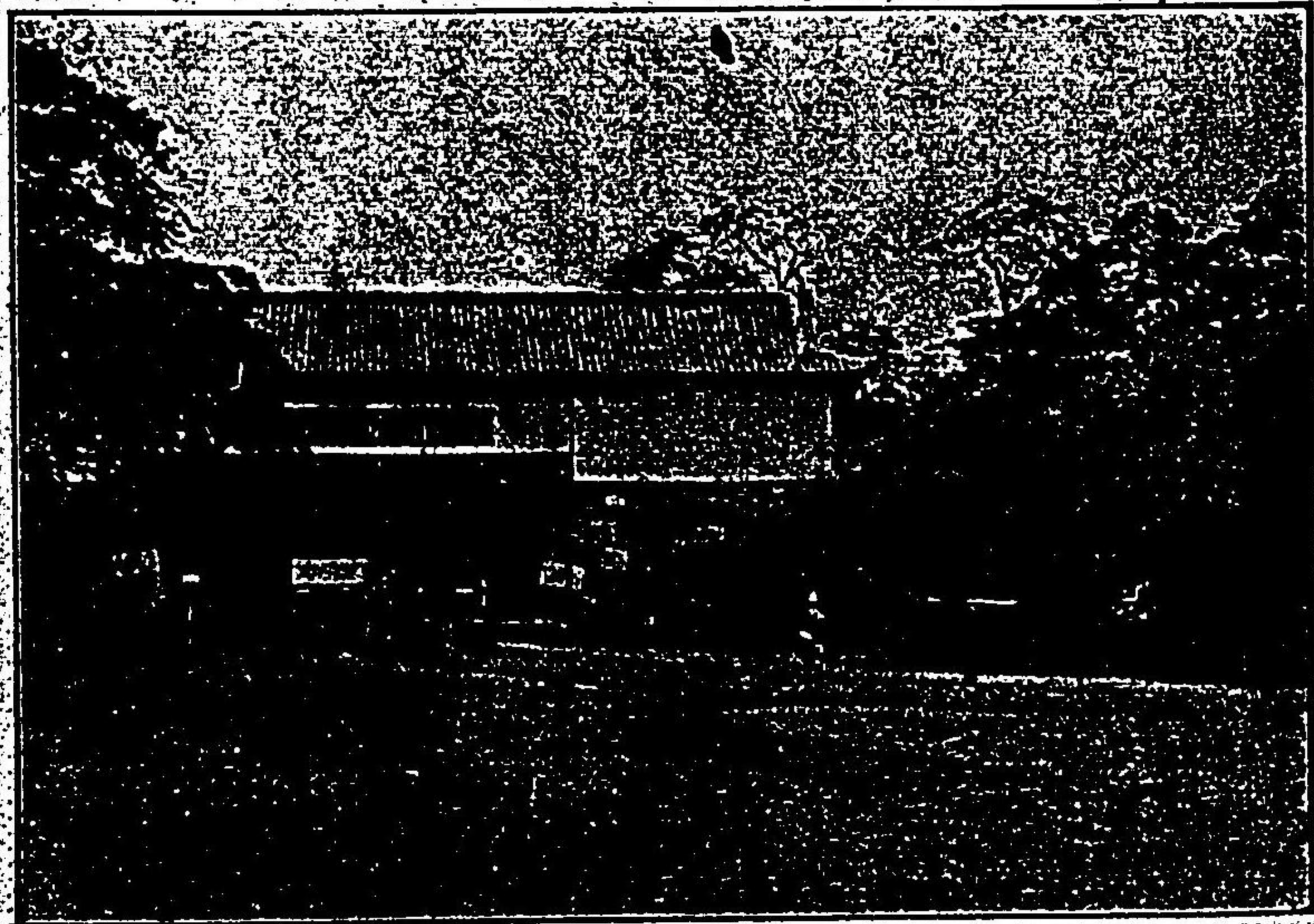
傳八郎同情の心禁じがたし

淺流とは申せ、上野介は老年、殊更疵所は面體

なり、養生心元なしと承はりしぞ

能と重も氣に告ぐるも、其意を慰めん爲めの心

内匠頭聞くより喜色忽ち動く



門田橋城戸江

りあにりたあ此は馬下田橋てしに景眞の内門四圓

此外最早や申上ぐべき筋もいはず、此上は御法通り仰せ付けられいへし、深く言ひ放ちて、更に女々しき風情もあらず、糺問これにて終れば、内匠頭を復た元の蘇鐵の間へ返す。

御目附久留十左衛門、大久保権右衛門の二人、更に代りて上野介を槍の間に召す。

烏帽子、素袍を脱がせて、麻上下を着せんとすれば、鬘斗目の用意あらず、餘儀なく他人の鬘斗目を借りて着せしむ。

十左衛門一應の申渡し終れば、更に言葉を改む。其方向の恨みあつて内匠頭より刃傷に及ばれぬぞ、定めて其覺えあらん、有體に申しいへ。

奸佞の上野介

拙者は老體の身、怨みを受くべき覺え毛頭いはず、全く内匠頭の亂心と相見えい、此外申上ぐべき筋もいはず、素々しく述べて口を噤む。

糺問全く終れば、四人の御目附状を具して老中に報す。

老中も亦た梶川奥三兵衛を時計の間の次へ召し、阿部豊後守、土屋相摸守、小笠原佐渡守、稻葉丹後守以下列座、刃傷の状況を尋問す。

奥三兵衛有りの儘に事實を申立つれば、相摸守更に問ふ。

シテ上野介の手疵は如何程にいそ。

奥三兵衛答ふ。

二三ヶ所もいへし、尤も何れも深手にいへし。

糺問は是れにて終り、委細老中より言上に及べば、内匠頭は詮議中他へ預け置けよとの命あり、乃ち便を奏者番の詰所に遣はして問ふ。

奏者番は誰々御詰めいぞ。

當番の答ふ。

當番の外、田村右京大夫のみにい。

右京大夫、名は建顯、奥州一の關城主にして、仙

臺城主伊達陸奥守綱村の支族なり。稍ありて若年寄井上大和守正岑來り問ふ。

右京殿には淺野内匠と何か由縁のいや。

右京大夫別に由縁なき旨を答ふれば、時計の間の次へ召し、土屋相摸守を以て命を傳ふ。

淺野内匠事當分御預けなされいへし、早々引取られいへ。

右京大夫謹んで命を奉じ、且つ念の爲に問ふ。途中は拙者召連れ申すべきや、又内匠頭には宿にて對面仕つるべきや。

相摸守答ふ。

イヤ兩様とも其れには及びいはず。

右京大夫言ふ。

左いはい拙者は是れより退出仕つ。

け人数を差出ししべし
暇を乞うて勿々に退出す

(二二) 門外の大混雑

斯かる大混雑の最中に、早や勅使、院使の登城ありければ、老中以下の當惑言はん方もあらず、取敢へず休息の間に案内し、稻葉丹後守を以て内意を伺ふ

唯今不慮の變事之れあり、殿中に血を流ししひぬ、今日の御儀式御延引あらせらるべくもや高野中納言答へて言ふ

イヤ、場所さへ變ゆれば苦じからず、其儀式を行はんとこの指圖に左らば暫時の御休息こそ願はしういへ

俄かに式場を黒木書院に改め、器具を施すなど、混雑の上にも尙ほ混雑を頓て準備漸やく調へば、勅使、院使導かれて式に臨む

將軍綱吉絁の装束にて靜々と入り來り、謹んで聖旨、院旨に答へ奉つり、恒例に依りて勅使には銀二百枚、綿百把づゝ、院使には銀百枚、時服六枚を贈り、御臺所よりも梶川與三兵衛を使として夫々贈遣あり

儀式は是れにて兎も角も終れば、勅使、院使何れも退出す
殿中の變事何時しか大手、櫻田の下馬々々に傳はれば、此處に屯せる諸侯の供々、忽ちワツとばかりに騒ぎ立つ

殿の御上心元なし、ソレ參れ

皆我れ先きにと城門の方に馳せ向ふ、勢ひ死がら怒濤の寄するが如し
内匠頭の側用人片岡源五右衛門亦た供の人数に加はりて大手の下馬先に在り、それを聞くより森を胸に當る

若しや殿の御身の上にはあるまじきか、今は斯くしては居られじ

急ぎ主人の副馬淺妻と云ふに跨がり、馳せて大手門に到れば、ハタと城門を鎖されて、一步も中に踏み入ると叶はず

左らば彼方より入らん
源五右衛門又馬に鞭うち、馳せて櫻田門の方に向へば、此處も亦た鎖さる

門外の諸人此體を見て益々驚き喚ぐ

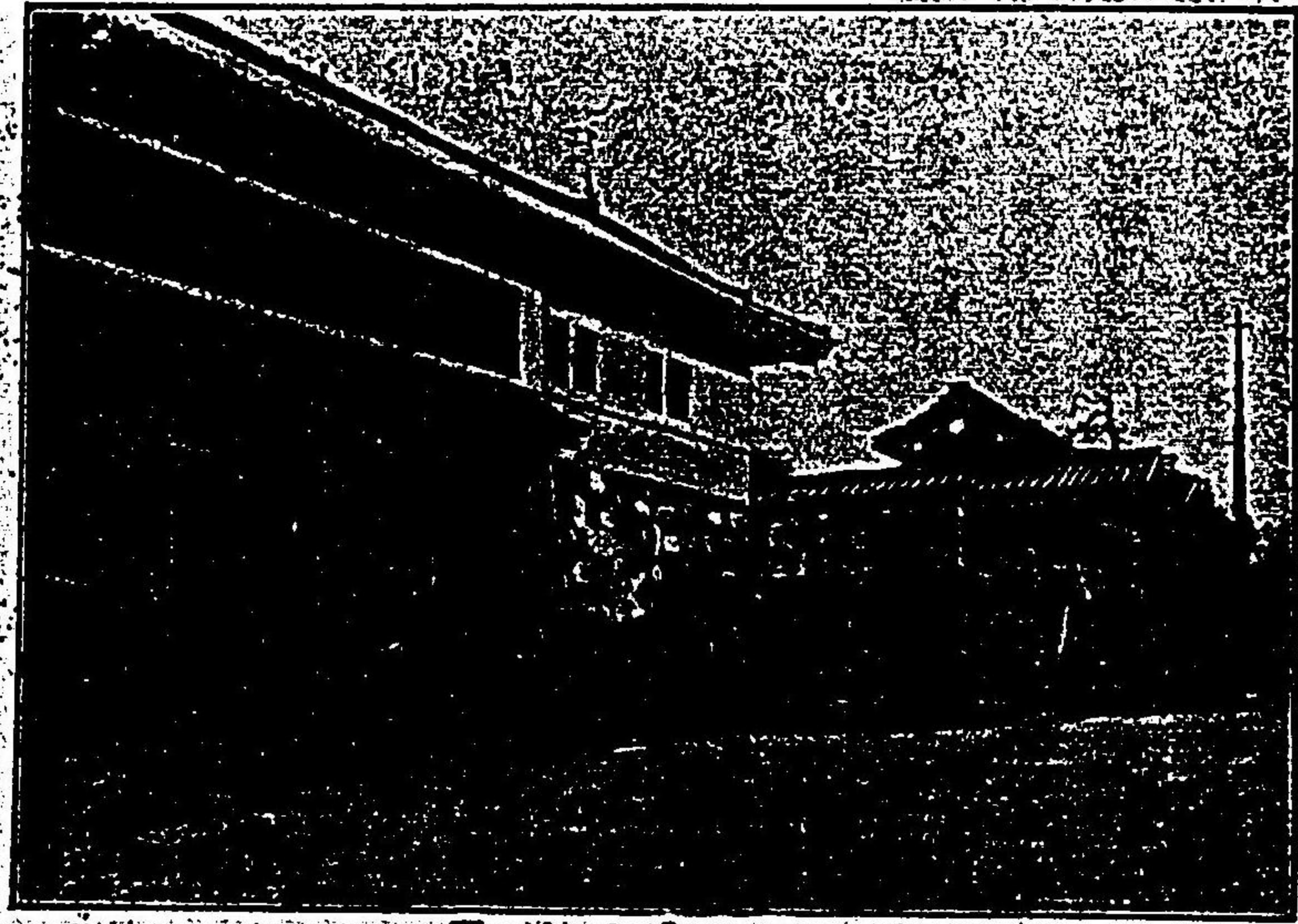
扱ては容易ならぬ格事ぞ
森々と城門際に押し寄せて、衆口一音に匂り叫ぶ
斯くては捨て置きがたし

御目附鈴木源五右衛門、急ぎ大手門に馳せ行きて、樓門の上より大音聲に呼はる

鎮まれ、喧嘩の相手は淺野内匠頭と吉良上野介ぞ

御目附多門傳八郎亦た大なる松板の表裏に
淺野内匠頭儀吉良上野介へ及三刀傷一に付、兩人共於殿中一御糺中に、諸供方騒動致間敷も
の也

と筆太に書き認めて、下馬々々に掲出すれば
扱ては殿は御無事ぞ



門川平城戸江
で出りよ口川平此時、るら送へ邸の夫大京右村田の頭匠内
る入に邸同の下宿受て経な谷比日

源家の面々皆ホツと息を吐く
源五右衛門近々馬を乗りつひ、此揭示を見ると
齊しく、サツと色を變ず

ハ、ハ、矢張り殿の御身の上にてありけるか、
扱てこそ一大事とこそはなりつれ

直に馬を煽り煽つて傳奏屋敷に馳せ送り、筆を走
らせて書き認むる本國城代への注進の飛札

疾く、赤穂へ馳せ歸つて、城代に手渡せられ
居合はす早水藤左衛門、萱野三平の二士に告ぐれ

ば
承はりし
二十家へも歸らず、上下製斗目の儘、早駕籠を飛

ばして、故郷播州赤穂へと馳せ下る

(二三) 將軍の裁斷

簡單なる一回の糾問は、早くも斷罪上の鐵案となれり

將軍綱吉老中秋元但馬守、稻葉丹後守の二人を召して命す

内匠頭儀、塲所柄をも辨へず、私の宿意を以て

上野介へ刃傷に及びたる段、天威を輕んじ、公儀を憚からざるの振舞、不屈至極に付切腹申付

けよ、上野介儀は塲所柄を辨へ、手向ひ致さるる段、神妙の至り、手當申付くべし

一方には嚴刑を加へ、一方には優旨を賜ふ
丹後守謹んで言上す

上意畏まり奉つりひひぬ、併しながら内匠頭殿

中を恐れざる仕方、偏に亂心を相見え、切腹の儀御延引遊ばさるべうもや

但馬守も亦た同じく言上す
但馬に於ても憚かりながら同様に存し奉つりて

こそいへ、特に權現様御代より喧嘩の儀は兩成敗と御掟遊ばされて、上野介手斑淺手に紛れ

御座なく、養生相叶ひ申すべくと存し奉つり、然らば内匠頭切腹の儀も如何やと存し奉つりひ

なり
兩人俱に處分延期の議を乞へば、將軍の氣色以て

の外に悪しく、突と内へ入りてハタとばかり唐戸を閉て切る

兩人の恐懼言ふばかりなく直に退出して罪を待つ
將軍老中土屋相摸守を側近く召して諭す

各々存し寄りを申さんと、役儀の表當然の儀なり、遠慮に及はざる旨兩人へ申聞かすべし相摸守委細畏まりて引下がり、早速台命を兩人に傳ふ

内匠頭の處分愈々定まる、大目附莊田下總守安利を檢使、御目附多門傳八郎、大久保權右衛門の二人を副使と定め、夫々命を傳ふれば、義氣強き傳八郎の不平等ふべからず

扱ても片手討なる御裁斷かな、御側御用人柳澤出羽守殿には日頃より上野介最負の人なれば、定めて其計ひより出でしとならん、御目附の役目として此儘黙止すべしにあらす
急ぎ若年寄稻垣對馬守重富、加藤越中守明英の二人に逢うて陳ぶ

傳八郎不肖ながらも御目附の御役柄を仰付けられいもの、心付きながら申上げざるは不忠と存じ、御叱りをも願みず、聊か愚意陳狀仕つりいはん、抑々内匠頭は假初にも五萬石の城主にして、殊更本家は本身の大名にひなり、然るを家名をも捨て、御場所柄をも忘れて刃傷に及びいへると、ヨク／＼忍びがたき仔細あればこそにいへけれ、然るに私共一應の取調のみにて、内匠頭には今日直に切腹仰付けられ、上野介には御稱美の御沙汰之れありいと、餘りに御手輕の御取計ひにはいまじきか、大目附並に私共再應取調へいまでは、内匠頭は御預け、上野介には謹慎仰付けられいはんと然るべきか、今一應の御詮議こそ願はしういへ

滔々として陳辯するところ一々理に當る

道理至極の申立、早速老中方へ取次ぎいはん對馬守、越中守の二人、此旨を老中に述べれば如何さま道理とこそは存すれ、一旦御決着の上は今更變改すべくもあらず、其儀能く／＼申渡されいへ

今は敢て具狀せんともせず

對馬守、越中守の二人、其旨を傳八郎に達すれば上様の御思召にいはは是非もいはず、若し出羽守殿御一存の御決着にもいはは、今一應仰上げられ玉ふべし、餘りに片落ちの御仕置、外様大名共の存する所も如何はしうこそいへ、傳八郎強つて申立てい旨仰せ聞けられいべし
傳八郎食祿を賄しても争はんとす

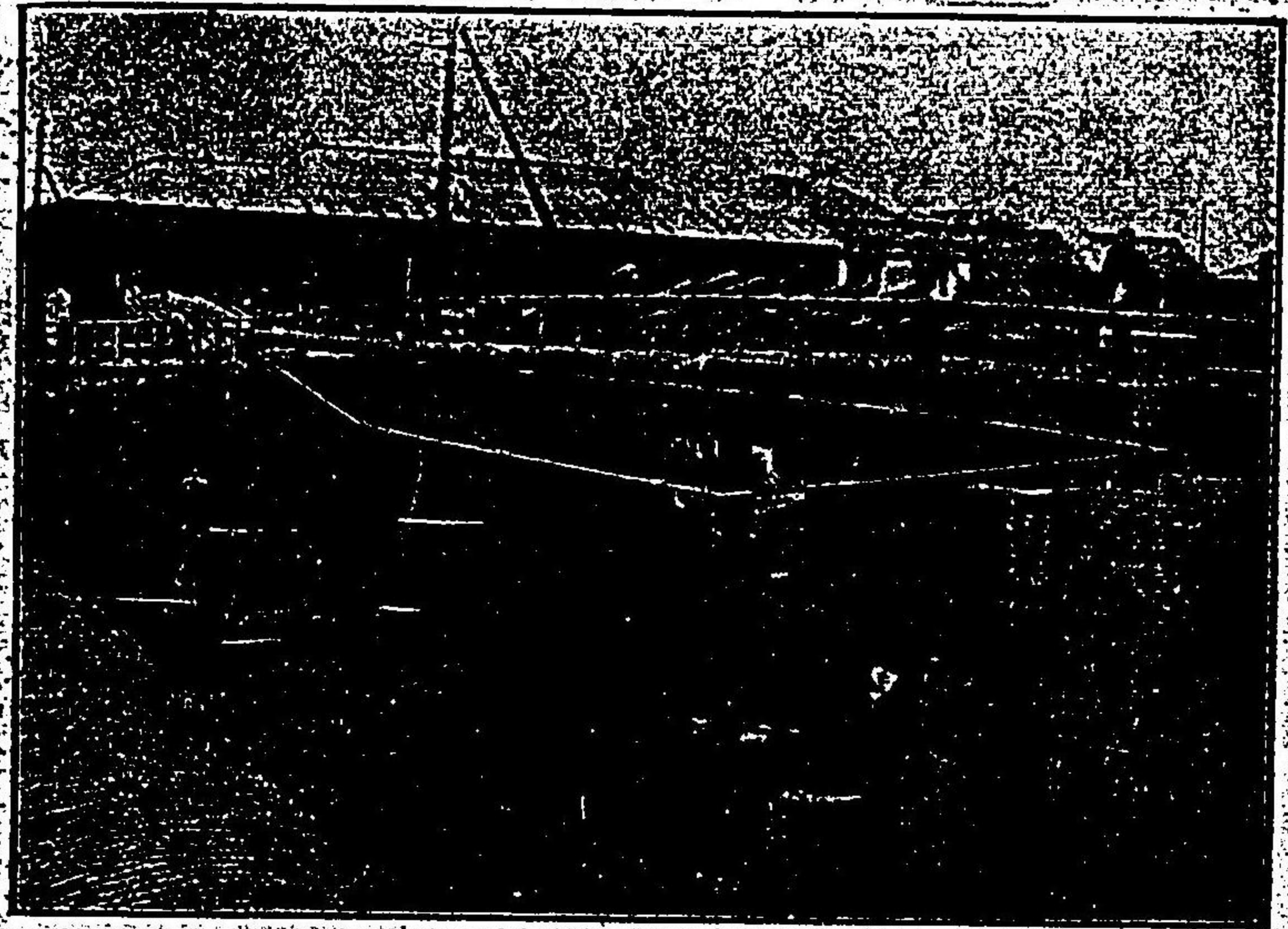
對馬守、越中守の二人是非なく其由を柳澤出羽守保明に告ぐれば

既に御決着相成りいへるを、再應の申立奇怪至極、部屋へ差控ゆるやう傳八郎に申渡されいへ以ての外なる權幕、今は如何にもと詮術あらず若年寄井上大和守正峯二人に代りて其旨を通すれば、傳八郎徐かに部屋に入りて後命の下るを待つ

(二四) 傳奏屋敷の引揚

天使の待遇、片時たうとも忽諸なるべからず、老中急ぎ下總佐倉城主戸田能登守忠真は西湖の間に召して命を傳ふ

淺野内匠頭儀勅使御地走人差免され、其跡役仰付けるる、早々傳奏屋敷を受取りて、諸事粗略



橋三道
やゝるらせ免を役走龍御の垣長野渡す架に流上の濠外内の丸市京東
處しり取引を具道諸の敷屋奏傳てき聚を船に下橋此門衛右惣原

なきやう取計はれいへ
足元より鳥が飛つとは此事、能登守
有難く御受け仕つりい

即座に台命を拜すると齊しく急ぎに急いで一ツ橋
内の邸に馳せ還り、臣下の面々を促しく、屏風、
幔幕、其他種々の器物を運び、て傳奏屋敷に入
る、其忙がしき目も眩めくばかり

美濃大垣城主戸田采女正氏定は内匠頭の従弟な
り、老中の命に依り急ぎ傳奏屋敷に馳せ付けて
内匠頭の臣下に諭す

何れも神妙に仕つりいへ、呉れくも騒動仕つ
るべからず

引き續き御目附鈴木源五右衛門等馳せ來りて傳奏
屋敷引拂ひの命を傳ふれば、原惣右衛門、堀部安

此處に詰め居たる人々、此光景を見るより皆舌を
巻きて驚嘆す

(二五) 内匠頭の護送

田村右京大夫殿中より愛宕下の邸へ歸り來り、目
附槍川源吾、物頭牟岐平右衛門、原田源四郎、物
頭並菅治左衛門の四人を召して命す

淺野内匠頭不調法の儀あり、當分此方へ御預け
仰付けらる、早々人数召連れ、受取りとして罷
り越しいへ

四人乃ち麻上下を着し、馬に乗じ、小性組二人、
中小性三人、歩行二十人、徒目附二人、足輕三十
人、御籠昇十五人を率ゐ、一挺の御籠を用意して立
ち出づ、時に未の下刻

兵衛の諸士此君家存亡の急變に際すれども、更に
慌て惑へる状もあらず
委細長まり奉つりてこそいへ
即時撤去に取掛かる
總右衛門それと命令を下せば、多數の足輕、傳奏
屋敷より辰の口までの間へ、ズラリと二側に立ち
並ぶ
數百人の大夫其間を過ぎて、手にく器具を運ぶ
は宛がら蟻の行列の如し
道三橋の下には數隻の船あり、一々それに積み入
れて鐵砲洲の邸へ漕ぎ還る
吐嗟の間に傳奏屋敷を引き拂ひて、紀律井々、一糸
も紊れず
切てく驚き入つたる手際かな

櫻田の下馬に到りて足輕二十四五人を残し置き、
城内に入りて御目附まで届け出づ

御預人仰付けられ、受取の爲め能越して、御
指圖下し置かれいへし

御儀を坊主部屋の前なる衝立の所まで昇き寄せて
指揮を待つ

稍ありて御目附、御徒目附等内匠頭を中に取巻
きて奥の方より出で來り、衝立の際にて手渡しに
引渡す

源吾、平右衛門等内匠頭を駕籠に入れ、錠を卸し、
網を掛く、これを罪人護送の錠

平右衛門、源四郎の二人は前に立ち、源吾、治左
衛門の二人は後より續く、殿しく駕籠を護りて平
川門より出で、大馬場先を經て、八代洲河岸より

日比谷門、櫻田、愛宕下通を右京大夫の邸に達し、
急に用意せる一室に幽す

此室は板を以て周圍を構ひ、便所を其内に設け、
牟岐平右衛門、平田源四郎、菅治左衛門、坂本助
右衛門及び小性組二人、中小性一人、步行三人之
れを警衛す

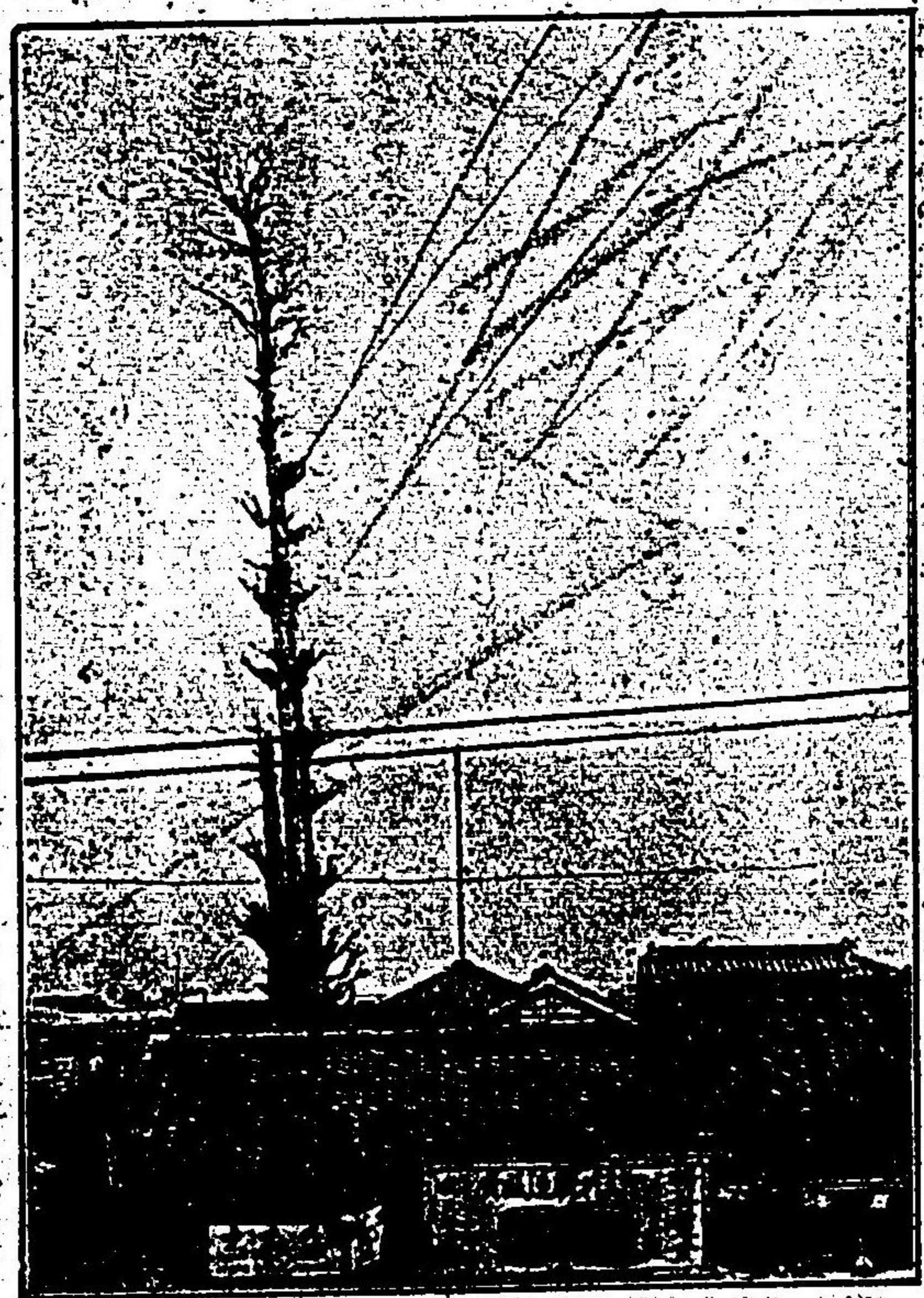
稍ありて右京大夫自から立ち出て、私に對面
す

此度の御事、御心算左こそと推量仕りいへ
御用もいはん、何事に寄らす右京大夫承はり

いはん、構へて御遠慮あるべからず
言葉靜かに慰むれば、覺悟極めし身にも感慨自か
ら湧く

今更申さんも未練とこそ思し召されいへけれ

武門に生れたる身の上、羞し詰りたる事のみで、
唯一刀にぞ存じいへるに、誤まつて打ち損
じ、世上の
胡塵となれ
るこそ遺憾
至極にいへ
これも武運
の窮まるこ
ころ、今は
申すとも甲
斐のいはず
計らずも御
當家へ御預けの身と相成り、萬御心遣ひに預か
りいと、千萬忝けなうこそ存じていへ、去りな



消ゆるかと思へば、誰れか一掬の涙なかるべき、
右京大夫一汁五菜の料理を出だして懇ろに款待す

から程なく切腹仰付けられ、今日の内に身の終
りを告げいへし、是れまでの御禮を申さん邊も

右村田大夫の邸に在りて
市京東の今に在下岩愛は邸の願建夫大京右村田
て以を杏銀化ある當に地番九町村田區芝
(りな杏銀化るが樹長の上屋)りあ名

急ける状のあ
らす
一城の主頓
て一劍の露と
不本意至極
にいなれ
内匠頭感歎に
會釋して、露
ばかりも心の
急ける状のあ
らす
一城の主頓
て一劍の露と

れば

扱す存じも寄らざる御款待、御禮言葉に盡しがたし

内匠頭深く好意を謝しつゝ箸を把り、心閑かに湯漬を換へて食すること二椀

亡せ行かん此身にも、返し置かん只一つの心あり、内匠頭番人に向ひて言ふ

家來の者へ手紙遣はしたし、苦しういまじきや番人の一人答ふ

伺ひ申さずしては、何とも以て計らひがたし、伺へばとて許さるべき筋にもあらざらん、内匠頭重ねて言ふ

左は是非に及ばず、家來片岡源五右衛門、磯貝十郎左衛門の兩人へ、仔細あつて知らせ申

さうりし旨、口上を以て申し傳へられいへ

番人の答ふ
左らば覺書に致し置さいはん

筆を把つて内匠頭の口上を其覺書に認む、此段兼て爲知可申ひ得共、今日不得止事い

故、爲知不申ひ、不審に可存い、後ち御目附の許可を得て淺野家に送る

言はんを欲して言ひ得ず、無限の意味自から其中に在り

(一六) 正副使の衝突

實にや内匠頭の刑は、他日とも言はず、其日の中に行はれんとす

副使の一人多門傳八郎計らずも直言の爲に不興を

蒙りて、部屋に差控ゆると少時、老中秋元但馬守の召しに應じて其前に出づれば

先刻御答めの處、御役柄を大切に存じて所存申立て儀に付、向後御構ひなし、早々罷り出で

て諸向相勤めいへ、御役御免の汰汰にはあらで、御答御免の恩命計らずも俄かに下る

傳八郎急ぎ檢使莊田下總守の前に出で、言ふ拙者副使仰付けられいところ、先刻より差控へ

居りて、何の御指圖をも承はりいはず、田村右京大夫方の用意其外早や御取調へ成されいや

役儀大切と思へば、問はでは濟まされず、イヤ、其御氣遣ひ御無用に

下總守素氣なく答へて、敢て委はしく示さんとも

せす、傳八郎強して問はんと思へど、臨檢の刻限既に迫れば、心ならずも其儘に捨て置きて支度を整ふ

申の刻、檢使、副使打揃うて城を出づ、第一番は正使莊田下總守安利、第二番は副使多門

傳八郎重共、第三番は同じく副使大久保權右衛門忠鏡にして、介錯人磯田武太夫以下御徒目附、御

小人目附十人之れに附き従ふ、櫻田門より出で、日比谷を経て愛宕下なる右京大

夫の邸に達すれば、家老三人、用人三人は門前に出迎へ、右京大夫は玄關まで出迎へ、導きて大書

院に入る、下總守先づ右京大夫に向ひて告ぐ、淺野内匠頭儀其方へ御預けの處、切腹仰付けら

る、は何事にいぞ、手厚くとも庭上は庭上なり、粗末なりとも、座敷にこそ取り設けられいへけれ、此儀甚だ其意を得がたし、餘りの違法に心激して、語氣も自づと荒々し

右京大夫聞くより心にムツと怒る、一旦繪圖面を以て大目附へ伺ひ出て、其御指圖を受けいへるに、今更左様なる儀を仰せられんこそ心得がたく存すれ

傳八郎重ねて告ぐ

貴殿は何と心得られいぞ、内匠頭は假令ひ不届にいども、其身は五位の諸大夫、特には五萬石の城主にははずや、官位官職を召し上げられ、元の又市として御仕置仰付けられいものならば、兎も角も、淺野内匠頭として切腹仰付けられい

からは、城主、諸大夫の御取扱ひあらんこそ當然にいへけれ

理義明白に説破すれば、右京大夫實にもと悟りて、當惑の色、面に形はる

時既に夕景に及べば、今更奈何にもすべさやうあらず

傳八郎更に下總守に向つて告ぐ

拙者逐一檢分に及びいひしに、以ての外なる違法にいなり、斯かる事もあらんかと存すればこそ、先刻の御問合せにも及びいひなれ、然るに既に取調べたれば、氣遣ひ無用との御返答、如何にも差出がましきやう仰せられいひし故、其儘差控へいところ、斯かる違法の取計ひ、今更驚き入るの外ははず、此上は仰せの如く後刻銘

くより別々に言上致しははん、屹と老中に訴へ出でんと意氣込む、下總守も亦た憤然として怒る

拙者は大檢使にいぞ、御指圖には及びいひはじ、申上ぐべきとあらば、銘々より申立てられいへ

これも今は意地となる、正使、副使の間、忽ち一大衝突は起りぬ、アツヤ此處にも椿事起るらんかと思ふ利那

御伺ひのい

右京大夫少しく前に進み出づ

只今淺野内匠頭の家來片岡源五右衛門と申すもの罷り越し、餘所ながら主人に暇乞ひ仕つりたしと申し出で、再應押し返へしいへども、中々以て聞き入れいはず、強ひて拒みいはい、珍事

出来せずとも申しがたし、如何取計ひいはんか、御指圖こそ願はしういへ

下總守聞きも敢へず

それしきの事、大檢使へ申されいでも

とまで言ひてハタと口を噤む、許せとも言はねば、追ひ返へせとも言はず

傳八郎明日は退役と覺悟を定めて、更に憚かる所もあらず、右京大夫に向ひて告ぐ

苦しからず、傳八郎承はり届けいへし、内匠頭切腹の場所へ出づる時、間を隔て、一目見させいへ、何も上の御慈悲にいぞ

グツと下總守の方へ向き直りて言ふ

如何思されいや

下總守見向きもせず

思召次第

復た兎角を言はず

傳八郎更に右京大夫に向ひて告ぐ

仔細いまじきも、油断なく警固致されしへ

右京大夫委細承知の旨を答へて、起つて出づ

跡には正使、副使の三人、互に苦り切つて言葉を

も交はさず

稍々ありて右京大夫復た入り來り、正副使の方に

向ひて述べ

多門傳八郎殿御一存にて仰渡されたる趣、逐一

内匠頭家來片岡源五右衛門に申渡ししへば、殊

の外喜悅仕つり、有難き仕合せに存じ奉つる旨

拙者まで申出でしへ、同人儀は無刀となし、家

來を附けて小書院の此方の庭へ置きてし

下總守は只苦笑するばかり、一語をも發せず

傳八郎打領づく

それにて然るべし、尙ほ折角警固に心を用ひら

れしへ

何も角も獨り指揮す

斯かる間に時刻漸やく移りて、早や酉の刻に垂ん

とす、夕陽西に傾きて庭上樹々の影自から長し

(二七) 主従の訣別

今は遅々すべからず、下總守命を右京大夫に傳ふ

れば、直に内匠頭の室に到りて告ぐ

大目附莊田下總守殿、御目附多門傳八郎殿、大

久保權右衛門殿上使として入來に、仰渡さる

旨之れあり、衣服を改めて早々罷り出でられ

太儀千萬とこそ存じしへ

自若たる神色、常に異なる状もあらず

身は亡び、家は滅ぶるとも何か惜しからん、惜し

きは只敵を仕止めさりし一事

少々承はりたき儀こそしへ、上野介は如何相

成りしや

思ひ入つて尋ぬる心を、下總守左して哀れとも思

はず

手疵御手當仰付けられて引取りしぞ

管もなく答ふれば、内匠頭心安からず

御目附衆に於ては定めて御取扱ひにいはん、先

刻斬り付けしへるは二ヶ所と覺えし、如何御見

分にしや

更に副使に向ひて丁寧に関ひ質す

はへ

上下を載せたる廣蓋を其前に差し置く

豫て期したる内匠頭、更に臆する色もあらず、小

袖の上に上下を着け、靜々と大書院に出で、遙か

末席に平伏す

下總守威儀儼然として申渡す

其方儀、吉良上野介へ意趣有之由にて不憚

殿中、不辨三時節、理不盡に及、刃傷一段、重々

不屈に被三思召、切腹被三仰付一者也

内匠頭ハツと首を下ぐ

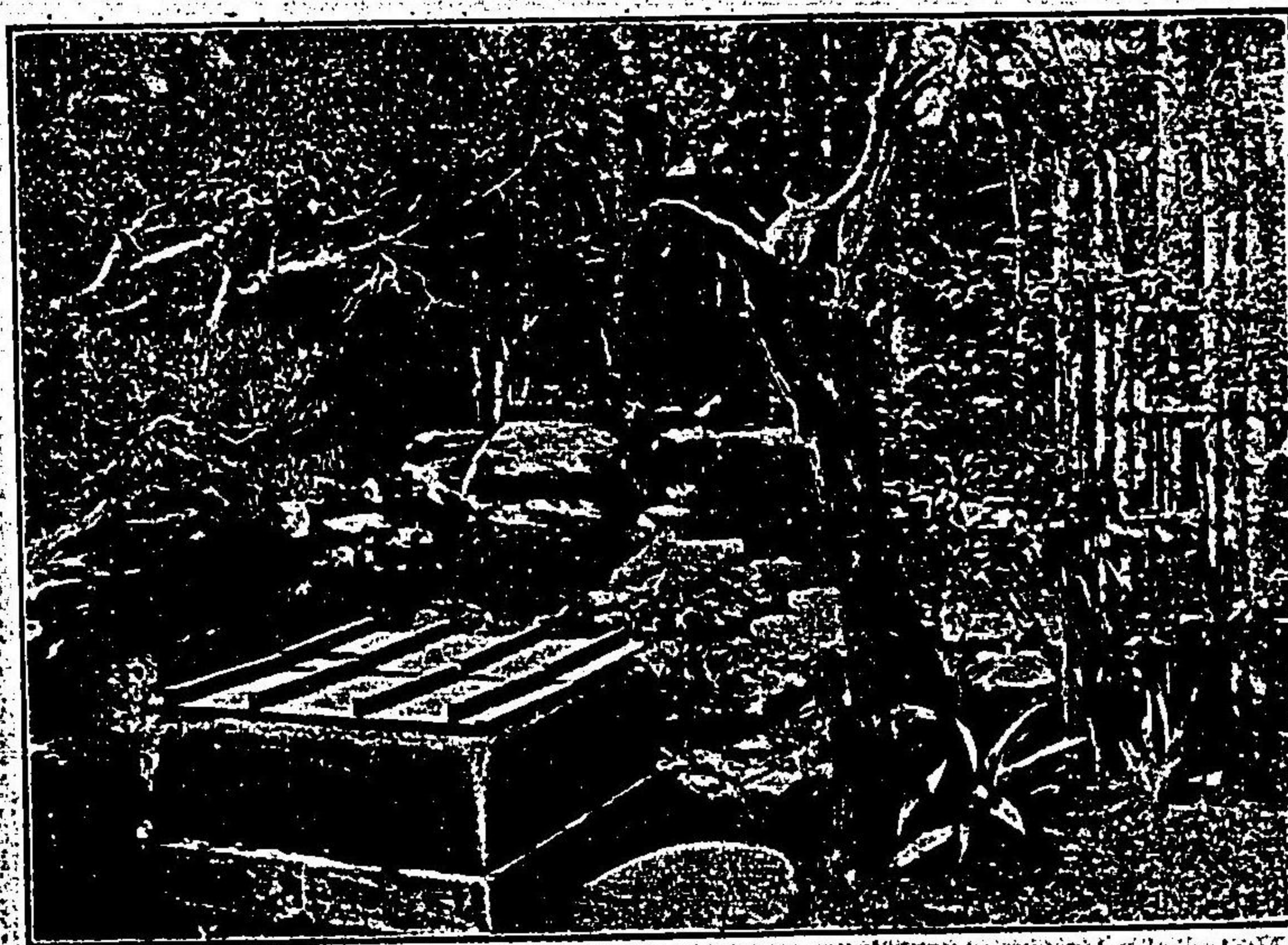
上意長まり奉つる、不調法なる振舞、如何様に

も仰付けらるべき儀を、御慈悲を以て切腹仰付

けられ、有難き仕合せに存じ奉つりし、各々様檢使

として御立會の段、御役目とは申しながら、御

りに平伏する一人の武士あり
 内匠頭屹と目を注ぎて思はずアツと驚く、誰れか
 想はん、時も時、所も所、我が家臣の一人此處に
 在らんとは
 ヤ、源五右衛門
 言はんとしてハツと口を抑へ、思はず、知らず、
 ツ、と椽端に進み寄るこそ二歩三歩
 首を曲げてチツと見下ろす主人、頭を擧げてソツ
 と見上ぐる家來、目と目に千萬無量の心と心を湛
 へて、あちらも無言、こちらも無言
 閑庭風死する所、園林枝もゆるがず
 内匠頭忽ち弗と心付きて行き過ぐれば、泳へく
 し愁涙潮々来つて、左しもの勇士も思はず控と庭
 に蟄伏す



毒の染血邸村田
 るらせ稱さしりか掛り迷血其時當の腹切頭匠内りあ椽に庭の町村田區芝市京東
 (りなれ此のもるあに傍の垣竹の手右)るさ移に邸同の町表坂赤は今



石の染血邸村田
 てん飛血鮮際の際切頭匠内りあ石大に邸村田の町村田區芝市京東
 の園庭邸同の町表坂赤てれさ移今るらへ傳ひ言さしり此に石此
 (りなれ此のもる在に下の樹松)り在に中

武士は相身互ひ、傳八郎、權右衛門の二人口を揃
 へて告ぐ
 如何にも二ヶ所に相違ひはす、淺手とは申せ、
 老年の上野介、殊更急所にいへば、痛みも強く、
 勞れも烈しと承はる、本復の程も如何いへき
 か
 態と重も氣に語るも情の一つ
 内匠頭それと聞くより、思はずホロリと涙を垂れ
 つ、莞爾と打笑む
 今は心に懸かるものもあらず、内匠頭
 イザ御場所へ御案内下さるべし
 導かるゝまゝに大書院を立ち出で、今しも小書院
 の廊下へと差し掛かる
 見るともなしに庭上を見遣れば、忽ちハツとばか

警固の面々それと見るより亦た皆聲を呑む
静けき春の夕の、最どいしも静けし

(二八) 内匠頭の最期

源五右衛門は退きの

内匠頭は最期の席に座しぬ

檢使の三人亦た設けの席に着きぬ

中小性の一人、小刀を載せたる三寶を捧げ出で、

内匠頭の前に置く

内匠頭徐かに檢使に向ひて言ふ

御檢使衆へ一つの御願ひのみ、拙者差料の刀定

めて御預かり置きにゆべし、成るべくは右の刀

にて介錯仰せ付けられたく、且つ刀は其儘介錯

人に差遣はしたうこそゆへ

下總守可否を言はず

副使は如何存せられぬぞ

傳八郎、權右衛門の二人

願ひの通り然るべし

下總守領づく

左らば刀を取り寄せゆへ

内匠頭の願ひ此に叶ひぬ、徐かに硯箱引き寄せて

緩る／＼と墨を磨る折りしも、落花ひら／＼と飛

んで地に委つ

内匠頭直に筆を取つてサラ／＼と書き認むる辭世

の一首

風さそふ花よりも猶我はまた

はるの名残をいかにとかせむ

其儘下に差し置けば、御徒目附水野左衛門取つ

て右京大夫に渡す

頓て内匠頭の刀を持ち來れば、一應檢め見て介錯

人磯田武太夫に授く

今ぞ愈々最期の時なる

内匠頭靜かに檢視の方へ目禮しつゝ、肩衣の前を

脱して肌押し寛ろけ、頓て三寶を戴きて小刀を手

に取る

背後に立てる武太夫、時分を計りて一聲ヤツと號

べば、紫電一閃、首は忽ち前に落つ

朝には五位の大夫として殿めしく柳營に登り、夕

には一片の殘骸となりて空しく松庭に横はる、人

間の榮枯、實に風さそふ梢の花よりも脆し

武太夫首を取つて檢使の方へ屹と差向くれば

見届けぬ、死骸は然るべきやう

跡は右京大夫に任して、正使、副使以下打連れて
引き取る

死骸には白布の布團を掛け、白張の屏風を引き廻

はし、數多の高張提灯を立て連れて、徒士并に足

輕多人數之れを守る

右京大夫書狀を認めて内匠頭の實弟淺野大學長廣

に送る

淺野内匠、唯今於ニ私宅一莊山下總守、大久保

權右衛門、多門傳八郎被レ參、切腹被ニ仰付一し、

死骸は近き親族中に無三遠慮ニ引取り様、可ニ申

遣旨、三人被レ申し、尤御老中へも申上し由に

い間、御勝手次第、早々御引取り可被レ成し以上

三月十四日

淺野大學様

田村右京大夫

内匠頭の家臣柏谷勘左衛門、建部喜六、片岡源五
 右衛門、破貝十郎左衛門、田中貞四郎、中村清右
 衛門の六人、

冷光院殿前少府朝散大夫吹毛玄利大居士
 法號こそ長けれ、命は短かく、幸は薄し、六士憤

取る物も取り
 取へず、急ぎ
 田村家へ馳せ
 来つて、冷か
 なる主君の遺
 骸を受取り、
 泣く泣く芝高
 輪の菩提所泉
 岳寺に葬むる



像畫の頭匠内野淺
 大坂市上野寺に蔵するの南耕の筆に係る

概の念已みがた
 頓て敵上野介
 の首を斬つて
 御墓へ手向け
 奉つりいへ
 各々鬚を切つて
 固く誓ふ
 一坏の上、春自

三僧經を誦せしばかり、式とても左して殿かなら
 から寒し、九泉の下、恨無や長からん

(二九) 鐵砲洲の引拂

殿中の椿事起るや、丸の内と鐵砲洲との間は、人
 馬の來往旁午織るが如し
 内匠頭の弟、大學真先に馳せ來つて、内匠頭の夫
 人に報す

一大事のい、内匠頭殿には只今殿中に於て刃傷
 に及ばれてこそいへ、呉れくも御騒ぎあるべ
 からず

夫人扱てはと心の中に打驚く
 シテ相手は誰れにいぞ、生死は如何いや
 大學グツと答に詰まる

イヤそれ等の事は承はらず、取敢へず御老中
 の仰せに依りて馳せ付けいなり、御静かに遊ば

されいへ、騒ぐ所にいはす
 夫人聞いてハタと呆れ果つ

這は何と申す事にいぞ、兄の大事に逢ひながら、
 弟として其相手をも知らず、其生死をも聞かず
 とは、左言ふ御身こそ御慌て成さるゝと申すも

扱てもくと思へば、復た言葉をも交はさず
 間もなく御目附天野傳四郎、近藤平八郎の二人馳
 せ來つて諭す

家來共鎮まりて、後の御沙汰を待ちいへ、必ら
 ず騒動仕つるべからず
 未の刻に至れば參州岡崎城主水野監物忠之馳せ來
 りて奉書を渡す

家來共何れも謹慎仕つるべし、決して心得違ひ

致すべからず
 既にして小性番頭戸田伊豆守政倚も亦た來つて同
 じく論す

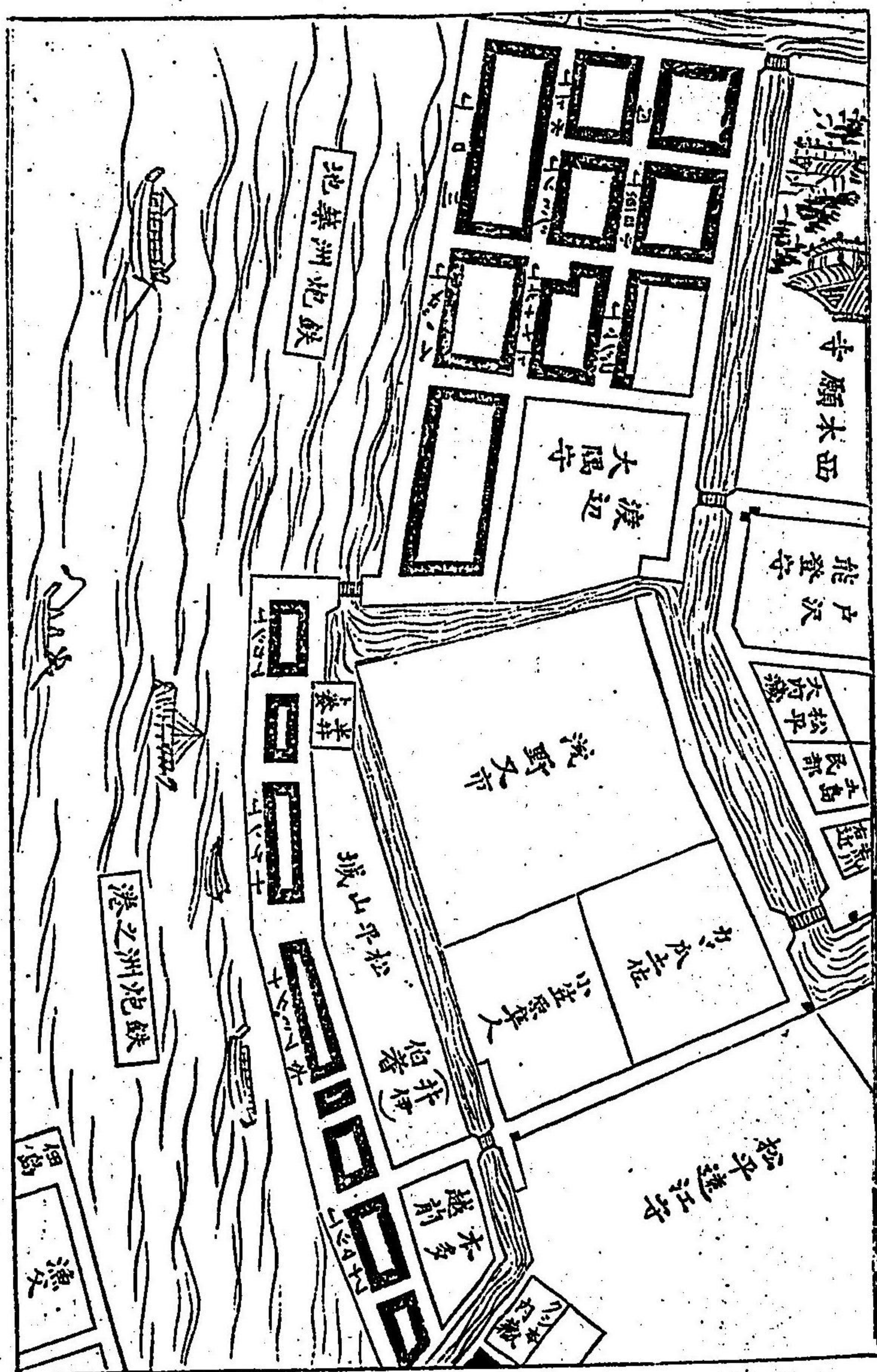
夜に入りてより親戚戸田采女正氏定、山田奉行淺
 野美濃守長恒の二人、老中より屋敷受取りの命を
 承けて來り、大學及び家老、用人を召して達書を
 讀み聞かす

淺野内匠頭儀吉良上野介へ意趣有之由にて、
 於二殿中一理不盡之仕形、所柄時節柄と申、不屈
 に被三思召、依之傾知被三召上、今晚切腹被三仰
 付一ひ、家中之者共、若躁動ケ間敷儀仕一ひは、
 親類共に御掛可被三遊一ひ者也
 公儀の命、親戚の言、表裏兩端より攻め立て、
 否應なしに服従せしめんぞす

宗家たる蕨州廣島城主淺野安藝守綱長亦た老中の
 命を受く

内匠頭家來今日中に屋敷を退散仕つるやう申渡
 し、非常の舉動を禁じて、嚴重に警固仕つられ
 一へ

是に於て家老豊島安左衛門、寺尾庄左衛門の二人
 士卒二百餘人を率ゐて來り、早々立退くべしとの
 命を傳ふ
 主は國を失ひ、家を失ひ、臣は君に離れ、祿に離
 る、此不意の變故に際して誰れかは周章狼狽せざ
 るべき、滿邸只上を下へと駭き騒ぐ
 家老安井彦右衛門、藤井又左衛門等常こそ權威を
 振へ、今は策の出づべきやうもなく、只惘然とし
 て手を束ぬ



淺野内匠頭邸の地圖
 淺野又市ある所の即ち淺野内匠頭邸の地圖

堀部彌兵衛、堀部安兵衛、奥田孫太夫、村松喜兵衛、片岡源五右衛門、磯貝十郎左衛門、富森助右衛門、赤垣源藏等誠忠の人々、心を協せ、力を發せて、只管退散の準備に努む

數隻の船を邸後の川岸に繋ぎて、一々番號を附け、主家の重寶什器を始め、家臣一同の貨財道具を順序通りに積み載せて退散すれば、豊島安左衛門、寺尾庄左衛門の二人士卒を指揮して、奇麗に門巻屋舎を掃除し、終りて戸田采女正、淺野美濃守に引渡す

此急速の中に處して左せる混雜もなく、故障もなく、首尾よく一夜の中に明渡せし手際の振舞、見るもの、聞くもの、誰れ一人感嘆せざるはあらず夫人は備後三次城主淺野因幡守長治の女、夙に

才色双絶の稱あり、此構事に逢へども、舉止安閑として、一滴の涙をも落さず、靜かに侍女を顧みて命す

疾く親らが髪を斷れ
侍女躊躇して應せず

御生家へ歸らせて後にこそ斷らせ玉ふべけれ、何の急がせらるゝとのいへき

夫人聴き入れず、尙ほも
疾く

と促がし立つれば、侍女泣くく、丈なす緑の髪を斷つて落す

頓て生家より迎ひの駕籠に乗るに及び、始めてヨ、とばかりに泣き崩る、爾來麻布南部坂なる淺野家の一室に垂れ籠りて復た出でず

鐵砲洲の上屋敷は既に取上げられ、青山の中屋敷も、赤坂の下屋敷も亦た尋いで召上げられ、唯木挽町の別宅のみを殘して大學に與へ、且つ戸田伊豆守と同道、評定所に召して命を傳ふ

淺野内匠頭不届之仕形に付、切腹被仰付、因茲、同姓大學、閉門可仕者也

戸田采女正氏定、淺野美濃守長恒以下親戚の遠慮仰付けられたるもの八九人

國破れて山河尙は在り、君亡びて社稷終に空し

(二一〇) 檢使の復命

正使、副使、田村右京大夫の邸を出で、直に歸城すれば、老中、若年寄以下の役人一人として退出せるものあらず

老中土屋相摸守政直及び若年寄加藤越中守明英に對面し、正使莊田下總守先づ復命す

淺野内匠頭の切腹滞りなく見届け仕つり、副使多門傳八郎、大久保權右衛門の二人少しく進み出づ

内匠頭切腹の場所、如何にも身分に相應仕つらず、其旨下總守へ申出でいへども、一旦繪圖面に於て檢分のみならず、時刻も差迫りいへば、餘儀なく其儘に仕つりぬ、去りながら殊の外粗略にいへば、一通り言上仕つりいへし

口を揃へて申立つれば、相摸守
イヤ今夜は時刻も既に遅く、上への言上餘りに延引に及びては恐れ多し、明日の事に致されいへ、何れも大儀に存する

言ひ捨て、其儘奥へ入る

頓て老中以下皆退出す、時既に初夜、烟月天に懸かりて、人影淡く地に落つ、時ならぬ大手門外の雑沓前代未聞とこそ言ひ合へれ

翌くれば十五日、傳八郎、權右衛門の二人相前後して登城し、老中秋元但馬守喬朝に逢うて、具さに切腹の場所の違法を訴ふ

但馬守直に其由を柳澤出羽守保明に告ぐれば、冷然として取り合はず

一旦相濟みたる事、御沙汰に及ばざる旨申渡されいへ

只一言の下に勿ね附く

下總守平生出羽守に阿附す、故に出羽守特に下總守を庇護す

下總守早くも其由を漏れ聞きて、意氣忽ち昂がり、

傳八郎、權右衛門の二人に向ひて冷かに嘲ける

貴殿方は内匠頭切腹の場所不服の旨、昨日も今日も申立てられいも、上には御取用ひ相成らざ

やに承はりていぞ、扱てく要らざる事に肝煎られいものかな

傳八郎、權右衛門の二人何とて屈せん

假令ひ御取用ひなくとも、上の御爲めに宜しからんと存するとは、此後とても遠慮なく申上げ

いべし、これ臣下たる者の本分とこそ存すれ辭色を勵まして言ひ着む

下總守忽ち憤然として色を作せば、二人も亦た怒を發し、椿事又もや此に起らんとす

先づ御鎮まりいへ、諍論御無用にいなり

其場に居合はす大目附仙石伯耆守久尙、安藤筑後守重玄の面々中を隔て、漸やう押し有ひ

(三二) 正使の不首尾

此日午の刻の頃、淺野安藝守綱長使者を田村右京大夫建顯并に其宗家たる伊達陸奥守綱村の許に遣はして質問す

分家淺野内匠頭儀不屈の所業之れあり、切腹仰付けられいと、何とも以て恐入りい、然るに内匠頭儀は五位の大夫にして、五萬石の城主に之れあり、特に武士道を以て切腹仰付けられいにも拘はらず、庭上に於て切腹せしめられいやに承はり及びい、右は何方の御指圖にいや、此儀承はりいはん

扱てこそ一悶着は起りけれ

右京大夫よりは檢使莊田下總守指圖の旨を答ふれば、安藝守更に其由を老中秋元但馬守に申立つ

此上は捨て置くべからず、篤と仔細を取糺しいはん

老中一統に謀りて同意を得、其翌十六日、下總守、傳八郎、權右衛門の三人を召して詰る

内匠頭切腹の御、粗忽の取計ひありし旨、安藝守より申立てい、各々に於ては何とも心付かれ

いはざりしか、近頃不念の至り、包ます仔細を申されいへ

風向俄かに一變すれば、下總守深く心に怖る

何とも以て恐入り奉つりい、全く心付きいはず素々しくも此場を言ひ通れんとす

傳八郎、權右衛門の二人何とて黙止すべき、下總守を尻目に掛けつゝ、

イヤ決して左様の儀にはいはず私共より再應申述べいへども、大檢使に於て取合はれざりし次第、其仔細斯様にこそいへ

重ねて十四日以来の顛末を陳述すれば、下總守の曲事盡く願はる

流石の下總守も今は言ひ解かん辭だになく、恐入つて引下がる、これより公邊の首尾頗る悪しく、終に八月二十一日、奉職無狀の廉を以て職を褫はる

伊達陸奥守綱村亦た右京大夫の振舞を憚ばず

内匠頭は清和源氏の流を汲みて、其身は五位の大夫なるに、無位の匹夫と同じく庭上に於て死

を授くるには何事をや、罪を誅することも、其人を辱かしむべき謂はれなし、假令ひ檢使の指圖

にもせよ、是非を論じて刑法を正すべきに、こゝに心付かざりしこそ遺憾なれ、特に當家と淺

野家とは會て一たび難を構へてより以來、其間柄代々快からず、世人の爲めにアレ見よ伊達

は私憤を漏らさん爲め、態と内匠頭を耻らしめたるよなど言はれなば、誠に武人の耻辱にあらずや

終に右京大夫に對面を許さるること一年餘り

(三二) 上野介の退役

上野介の悪運未だ盡さず、内匠頭の太刀先を免かるべりか、公邊の首尾は上々吉、將軍よりは

塙所柄を辨へて手向ひ仕つらざる段神妙の至りこの上意を蒙り、殿中に於て醫員吉田意安、栗崎道有の手當を受け、柳澤出羽守よりは

手疵大切に治療致さるべし、本復の上は是れまで通り相勤められいへ

この慰諭を受け、高家大友近江守に送られて、駕籠にて奥服橋内の自邸に還り来る

親類縁者變を聞きて續々見舞ひに來れば、殿中に於ては片息なりし上野介

此方の儀は佛神の擁護に依りて此通り一命恙なし、上様よりは神妙に思召されて治療まで仰付けられたれば、平癒次第早速出勤致し申すべきぞ

邸中に於ての鼻息、打て變つて以ての外に荒し

左れども世上の同情は悉く内匠頭の上に集まりて、上野介の貪婪無耻を譏り罵る聲、日に高まり来る

御旗奉行天野彌五右衛門長重祿高三千五十石を領し、故老を以て麾下の士に推重せらる、一日、上野介の邸を訪うて取次人に告ぐ

天野彌五右衛門御見舞として罷り出づ、年來御入懇の拙者、御病中とて御遠慮あるべからず、御病床にて直々御目に懸りいはん

取次人其由奥へ通すれば、何か苦しからん、此れへと申せ

上野介命じて居間に延く

彌五右衛門熱々上野介の面體を見れば、前額の斑は早や癒え掛かる

早速の御平癒、千萬珍重にこそいへ、シテ其節の烏帽子は如何召されいや、苦しからずば拜見を許されいへ

上野介何気なく烏帽子を取出して示す、彌五右衛門手に取つて見れば、歴々残る鐵骨の刀痕

ホ、ウ、これが御奉公仕つりし烏帽子にていか、

これあればこそ御一命も無事に済みていなれ、

これがホンの命の烏帽子親と申すもの、随分御

大事に成されいへ、い、い、い、ドリヤ御暇申す

高く笑うてツイと立ち去る、左しもの上野介思は

す顔を赤めて一語なし、是より後は客の來つて對

面を求むるものもあるも、深く懲りて復た會はず

斯かる事あるにつけ、且つは世の風聞を耳に挟む

につけ、上野介今は再び出仕すべき勇氣もあらず、

此月二十四日、大友近江守を以て退役を申出で、其儘自邸に引籠る

(二三) 受城使の任命

城池の没收は切腹に伴ふ必然の處分、幕府近國諸侯の中より受城使を擇ぶ、乃ち

播州龍野城主 脇坂淡路守安照

備中足守城主 木下肥後守公定

の二人は十五日を以て播州赤穂城受取方を仰付け

られ、且つ淡路守は其儘在番すべき旨を仰付けら

る、外に

御使番 荒木十左衛門

御小性組 日下部三十郎

の二人は赤穂城受取に付御目附として出張を仰

付けられ、尙ほ

御代官 岡田 庄太夫

同 石原新左衛門

の二人は赤穂城付郷村受取御用を仰付けらる、然

るに三十郎は内匠頭母方の従弟なるを以て其任を

辭し、御小性組榊原采女改めて其代りを仰付けら

る

受城使以下既に定まり、將さに日を期して西行せ

んとす

此兇變に際して計らずも奇功を收めたるは梶川與

三兵衛なり、與三兵衛老中土屋相摸守の召命に依

り、十九日巳の刻を以て登城せしに、麻上下着用

出頭すべきの命あり

與三兵衛更に衣服を改めて登城すれば、直に御前

に召されて

内匠頭不法の刻、其方の致方神妙に付、御加増

下し置かる

との上意あり、食祿七百石の處、新に五百石を加

賜せられて、一躍千二百石となり、痛く面目を施

して引下がる、これを先年殿中に於て榊村孫七郎

なるもの、刃傷の節、曾我又左衛門之れを組留め

たる功に依りて、新知五百石を賜はりし先例に基

づくもの

内匠頭の刀を奪へるお坊主關久和亦た銀子三十枚

を賜はる

與三兵衛我家に歸り來れば、家人并に親戚知己皆

打ち寄りて悦び合ふと限りなし、左れども與三兵

衛は唯

存じ寄らざる御稱美に預かりて、有難き仕合せ

なり、

言ひしばかり、別に悦べる色もなく、浮き

したる状もあらず

用人深く訝かる

此度の御加増、大慶至極にこそ存じ奉つれ、然

るに左のみ御悦びの御容子も見えさせざるは不

審千萬、何か仔細のいへきか

與三兵衛打ち領づく

左ればなり、若し戦場の功に依つて御稱美を蒙

むらば、一身の譽れともせん、時に臨んで黙止

しがたく、朋輩を組み留めて其本意を妨げたる

と、決して我が本懐にはあらず、内匠頭の無念

を思はゞ、何として今日の御加増を誇らるべき

ぞ

聞くもの皆如何にもと感じ入る

實にや赤穂諸士の萬斛の憂苦、千古の快舉、皆此

與三兵衛抱留めの一事より胚胎し來る

(二四) 赤穂の兇兆

此年正月、赤穂城大手門の門松、風もなきにホ

ツキを折る

扱ても不思議や

人々密かに肩を竦む

既にして城内具足の前に飾り置ける鏡餅一重、何

時の間にか紛失す

扱てく不思議の事かな

人々益々胸を痛む

三月のはじめ、二の丸門の廂の裏に大なる蜂窩の

生す

扱ても珍らしき蜂窩かな、大さ笠ほごもあらん

士民の聞き傳へて來り觀るもの塔の如し

須臾にして蟬かど紛ふばかりの山蜂、何處よりか

飛び來つてクルく蜂窩の上を這ひ廻る

窩中の小蜂、素破や敵ぞとばかり、バツと群がり

出で、山蜂を圍み攻む

山蜂憤然として怒り、飛び廻はり、飛び廻はつて

奮ひ闘ふ

無數の小蜂四方八方より飛び掛かり、鋒を揃

へて争ひ刺す

衆寡勢ひ敵せず、山蜂翼は折られ、身は破られ

て地に落つ

稍々ありて鞠の如き一塊物、忽然として空中より

落ち來る、其聲紙鳶の風に吟するが如し

蜂窩の傍に至つてバツと砕ければ、これぞ数千の

山蜂、蜂窩を目蒐けてトツと襲ひ掛かる、呼聲雷

よりも高し

窩中の小蜂亦た衆を悉くして出で闘ふ

山蜂陣を立て、隊を作り、颯と去りては、颯と來

り、鋒を揃めて小蜂を襲撃すると三四回

小は大に敵せず、小蜂或は噛まれ、或は刺されてい

皆盡く殞る

山蜂忽ち窩中に圍入して其王を仆し、凱歌を奏し

て空中遙かに飛び去る

巳の刻より始まりて未の刻に終る、激戦殆んど二

時



赤穂の全景
此圖は千種川を隔てて赤穂郡赤穂町元加屋と云ふ赤穂城址に上假屋に在り

人々亦た皆異とす

國家興らんとすれば禎祥あり、國家亡びんとすれば殃癘ありとこそ申すなれ、何か異變の兆にはあるまじきか

心あるもの皆密かに危ぶむ

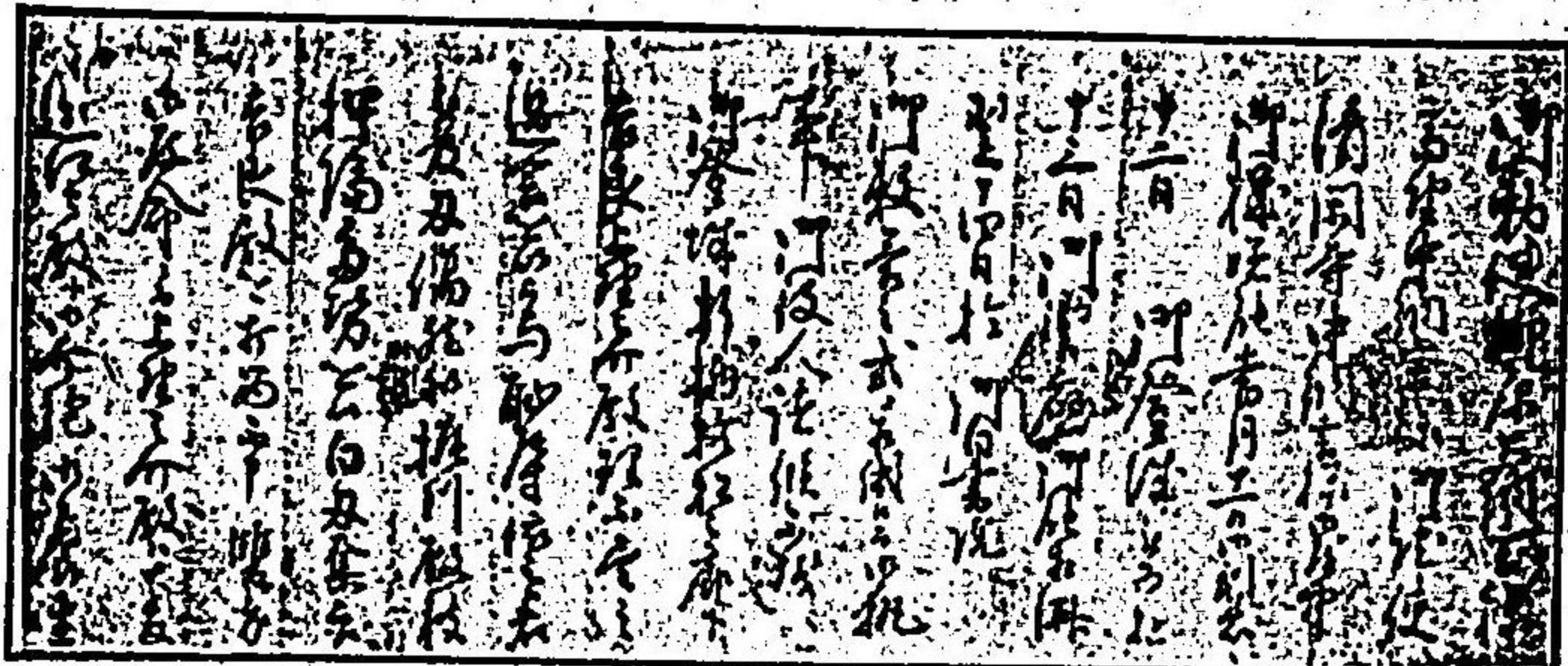
居ると數日、果然、一大凶變の報は江戸より達し

(二五) 江戸の變報

十八日の夜丑の刻、二挺の早駕籠、宙を飛んで赤穂城の大手門に馳せ入り、直に城代大石内藏助の邸に着す

一人は早水藤左衛門、一人は菅野三平、十四日の巳の下刻、殿中及傷の報を聞くと齊しく、片岡源

五右衛門の書状を受取つて早駕籠に飛び乗り長亭短驛百七十五里の間を馳せに馳せて、唯四日半を以て赤穂に達す
内藏助忽ち枕を蹴つて
勿ね起く
素破や大事ぞ
急ぎ二士の齎らせる源
五右衛門の書状を受け取り、封じ目ごとくく讀み下して、顔色見る
變し來る



片岡源右衛門の書状

片岡源右衛門の書状に於ては、赤穂城の防禦に關する事、及赤穂藩の財政に關する事、詳しく記述あり、其の要を録す

御勅使柳原大納言様、高野中納言様、御院使清閑寺中納言様、御道中御機嫌能、當月十一日、御到着、十二日、御登城被爲遊、十三日、御發應、御能相濟、翌十四日、於三御白書院、御勅答之式に相成以而、御執事、御役人諸侯、不殘御登城、折柄於三松之廊下、吉良上野介殿理不盡之過言

を以て、被_レ與_三耻辱_一、依_レ之、君被_レ及_二刃傷_一、然處、
 梶川殿被_三押隔_一、多勢を以、白刃奪取、吉良殿を
 打留不_レ申、双方御存命に而、上野之介は大友近
 江守殿え御介抱御養生被_レ爲_二御付_一、即時鈞命有
 之、君は田村右京大夫殿え御預_レ、傳奏鑿司は
 即刻戸田能登守殿え被_レ爲_二御付_一、有増右之通
 に、條、何茂御家御太切之時節、故、爲_二御注進_一、
 早水藤左衛門、茅野三平、右兩人馳_レ登_レ申、
 此日取急、書中不能_二二_一、兩人委曲言上可
 仕_レ、尙追々可_レ奉_二注進_一、恐惶謹言

三月十四日巳下刻

片岡源五右衛門高房(花押)

大石内藏之介様

意外の構事、非常の異裂に、流石深沈の内藏助も

思はずフームとばかり、太き、長き嗟嘆の聲を漏
 らして、ムンツと双の手を又ひ
 春天明けなんとして未だ明けず、内藏助熱々主君
 の安危を案じ、主家の行末を想ひて、深き憂ひの
 淵に沈むと久し

兎も角も家中に知らすべし

内藏助命じて家中總出仕の觸を廻せば

扱ては珍事出来せりと覺ゆるぞ

十九日の早曉より我れもくと城中に馳せ参す
 るもの三百餘名

城代大石内藏助、家老大野九郎兵衛を始めとして、
 近藤源八、奥野將監、進藤源四郎、小山源五右衛
 門、岡林奎之助、玉造伊左衛門、伊藤五右衛門、
 吉田忠左衛門、毛利小平太、矢頭長助、岡野金右

衛門以下列を正して、ズラリと居並ぶ
 内藏助屹と一座を見廻はしつゝ、徐かに口を開く
 扱て各々、今日これへ御招き申せしと別儀にあ
 らず、實以て容易ならざる御家の一大事こそ出
 来いへ

悲愴の色、沈痛の語、一座先づ駭然として耳を側
 つ、内藏助又言葉を繼ぐ

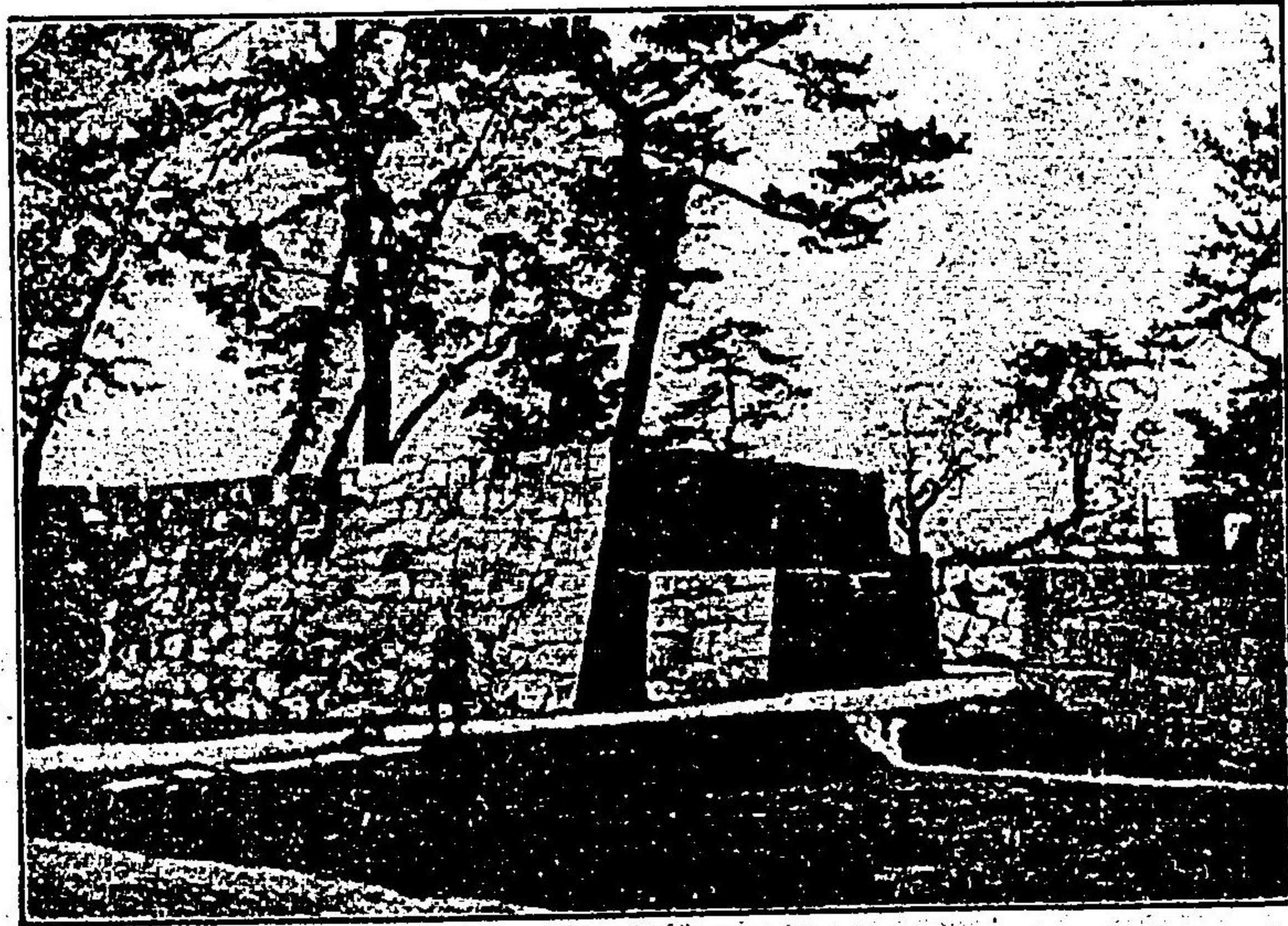
早水藤左衛門、菅野三平の兩人、先刻江戸より
 馳せ歸つてい、其注進に依れば、殿には去ぬる
 十四日、大切な御勅答の當日、當座通れがた
 き意趣の在はしめて、殿中に於て高家吉良上野
 介殿へ刃傷に及はせられてい、然るに殿には梶
 川與三兵衛殿の爲めに抱留められて、本意を遂
 げさせ玉はず、其儘田村右京大夫殿へ御預けと

相成りしと申すとに、其後の容子は相知れい
 はねど、實以て容易ならぬ君家の一大事にいへ
 ば、取敢へず此儀御知らせ申す、何れも謹慎し
 て後報を待たれいへ、呉れくも驕動がましき
 振舞あるべからず

事情の未だ知れざる今日、唯一片の報告に止めて、
 別に評議を遂げず、直に萩原文左衛門、荒井安右
 衛門の二人を急使として江戸に下す

(二六) 城中の大會議

内藏助首を延ばして只管後報を待つと、一刻も干
 秋の如し
 此日戌の後刻、又も二挺の早槍籠、城代の邸に馳
 せ来る、一人は原總右衛門、一人は大石瀬左衛門、



(一其) 址 城 穂 赤
の垣長野淺間年保正りに在町穂赤郡穂赤州穂赤址城穂赤
りな垣石の門手大は園ろこさく築の直長父祖

十四日の夜、主君切腹の報を聞くと與に、大學及
ひ戸田采女正、淺野美濃守、三人連署の書面を携
へて江戸を發し、九五日を以て赤穂に達す
今は事情幾らか判明し來る

主君は切腹、御家は斷絶、敵上野介は一命無
事にして、本復次第出仕の筈

と聞ける時の無念さ、宛ら九腸も寸斷せんとす

君の憤を思ひ、君の死を悲しみて、一夜を悶々

の中に明かし、又も二十日の朝を以て家中の總出

仕を促がす

此日、登城するもの亦た前日の如し、今や家國存

亡の秋に際して、不安の念皆其色に形はる

一座既に定まれば、内藏助少しく膝を進む

各々方、愈々御家の大事となつていへるぞ、

抑々君侯内匠頭様御事、公方家御勅答の當日、
殿中松の御廊下に於て高家吉良上野介殿へ刃傷
に及ばせられんと、御塲所柄をも辨へざる段不
屈に思召され、君侯には即日切腹を仰付られて
い、頓ては城池をも召上げられんと、勿論の儀に
いはん、如何さま御塲所柄をも辨へざる段は、
君侯の御不調法とこそ申せ、事の起りは上野介
殿より種々の恥辱を加へられしに由ると申すま
でもいはす、然るに上野介殿に對しては何たる
御咎めなきのみか、剩さへ手疵平癒の上は是ま
での通り御役相勤めいやうとの御沙汰さへあり
しと承はる、抑々喧嘩兩成敗は古來の御定法に
いはすや、君侯へ對して御咎めあらば、上野介
殿へ對しても御咎めあるべし、上野介殿に於て

御構ひなくば、君侯に於ても御構ひなきこそ穩
當の御取計ひにいへけれ、然るに君侯獨り重き
御咎を蒙りて、上野介殿には何たる御叱りもい
はず、君侯泉下の御無念も如何にいへべきぞ、
察し奉つるに、腸も斷ぎる、心地致しめぞ、
此場合に於て我等臣下たるもの、如何に覺悟せ
ば然るべきか、各々の御所存こそ承はりたう
存すれ

一語は一語より迫りて、果ては聲涙俱に下れば、
滿場の面々慨然として痛憤せざるはなし、中にも
壯年血氣の士は皆齒を切み、腕を扼す

君辱かしめらるれば、臣死すところ申せ、今日
の事唯一死あるのみにいなり、抑も此城は我が
御藩祖の築き玉へるもの、ムザ／＼と明渡して

立ち退きひては、争て人に會はずの面目いへ
き、一同此城に立て籠つて官使を引受け、刀折
れ、矢盡きて、城を枕に討死せんと、これ武士
たるもの、本望にひはずや
士氣激越、議論空湧、抑へんとすれども抑ゆべか
らず

左れとも大野九郎兵衛、近藤源八、岡林奎之助以
下高祿の徒は概ね口を噤んで兎角の言を發せず
内藏助此形勢を見て、俄かに方向を決せず、態と
後日を期して此日の會を鎖す

(二七) 籠城の決議

爾來家中の面々、日々に城中に集まりて後報を
待つ

一報は一報よりも望み薄らぎ行々、二十二日未の
下刻には、大學閉門の報到り、二十五日の夜には
江戸の屋敷々々取上げの報達し、二十八日辰の下
刻に至つては城池受取に關して老中土屋相摸守よ
り達の寫書、戸田采女正の許より來る、其文面左
の如し

赤穂城地、來月中旬過可ニ請取之由、御目付衆
茂可被參、彼地家禮許の事に以間諸事作法
能、無滞相渡以様、彌念入被申附可然
い、此外一類中え茂從御自分可被相達し、
家元之儀に以故、松平安藝守威え茂從小笠原佐
渡守一被屈事に以、從御自分、先達赤穂え被指
越得と御申付尤に以、右之通各え茂申談
以間、如此い、以上

三月廿四日

土屋相摸守

戸田采女正殿

君家の運命既に決しぬ、衆論を一定すべき時機今
や愈々遠す

此日内藏助俄かに家中の面々を呼び集めて告ぐ

江戸よりの來狀に依つて見れば、城池受取の官
使も遠からず出張せられいへし、此時に於て
一藩の所存を決定し置かんと、肝要の儀にいは
ん、先日來各々の御所存を承はるところ、何
れも城を枕にして討死せんとの御志、義を存
するものは誰れしも斯くこそいへけれ、去りな
がら人の臣としては心を盡し、力を盡して主家
の御爲を計らんこそ肝要にいへ、今や先君は御
生害、御家は斷絶に及びたりと雖も、尙ほ御舍

弟大學殿の在はし、絶えたるを繼ぎ、亡びたる
を興して、御先祖の祀を存し奉つらんと、是れ
臣たるもの、第一義にこそいへけれ、我等死を
決して官に請ひ奉つらば、何條御許しなしとの
み限りいへべき、假令ひ一萬石にてもあれ、幸ひ
に大學殿御取立ての恩命を蒙らば、我等臣下
の先君に對し奉るの分義此に立つと申すものに
いはすや、若し此嘆願にして納れられずんば、
是れ當さに臣子節に死すべきの時、此上は一同
城を枕に討死して、先君に地下に御奉公申し
はん、内藏助の存じ寄り此の如し、各々の御所
存如何にいぞ
大野九郎兵衛忽ち口を開く
大石殿の中さるゝところ、甚だ以て然るべから

す、我等此城に據つて御跡目を願ひ奉つらんと、
 是れ上へ迫ると申すもの、決して上へ願ふもの
 とは申されがたし、萬一是が爲めに謀叛の罪を
 蒙ひらば何と召さるゝ、是れ公儀への忠節第一
 と思召さるゝ先君の御名を汚がし奉つるもの、
 忠義に似て實は甚だ不忠にいはん、城を開きて
 追つての御沙汰を待たんこそ然るべけれ
 内藏助聞より容を正して告ぐ

守るべきは、唯義の一字にこそいへ、斯かる
 大事に臨んで、大義を履んで進まず、徒らに上
 を恐れて手を束ねんか、是れ死を恐れて禍を
 免がれんと欲するもの、何ぞ武士たるもの、作
 法と申すべきや、赤穂士を養ふて數世、一人の

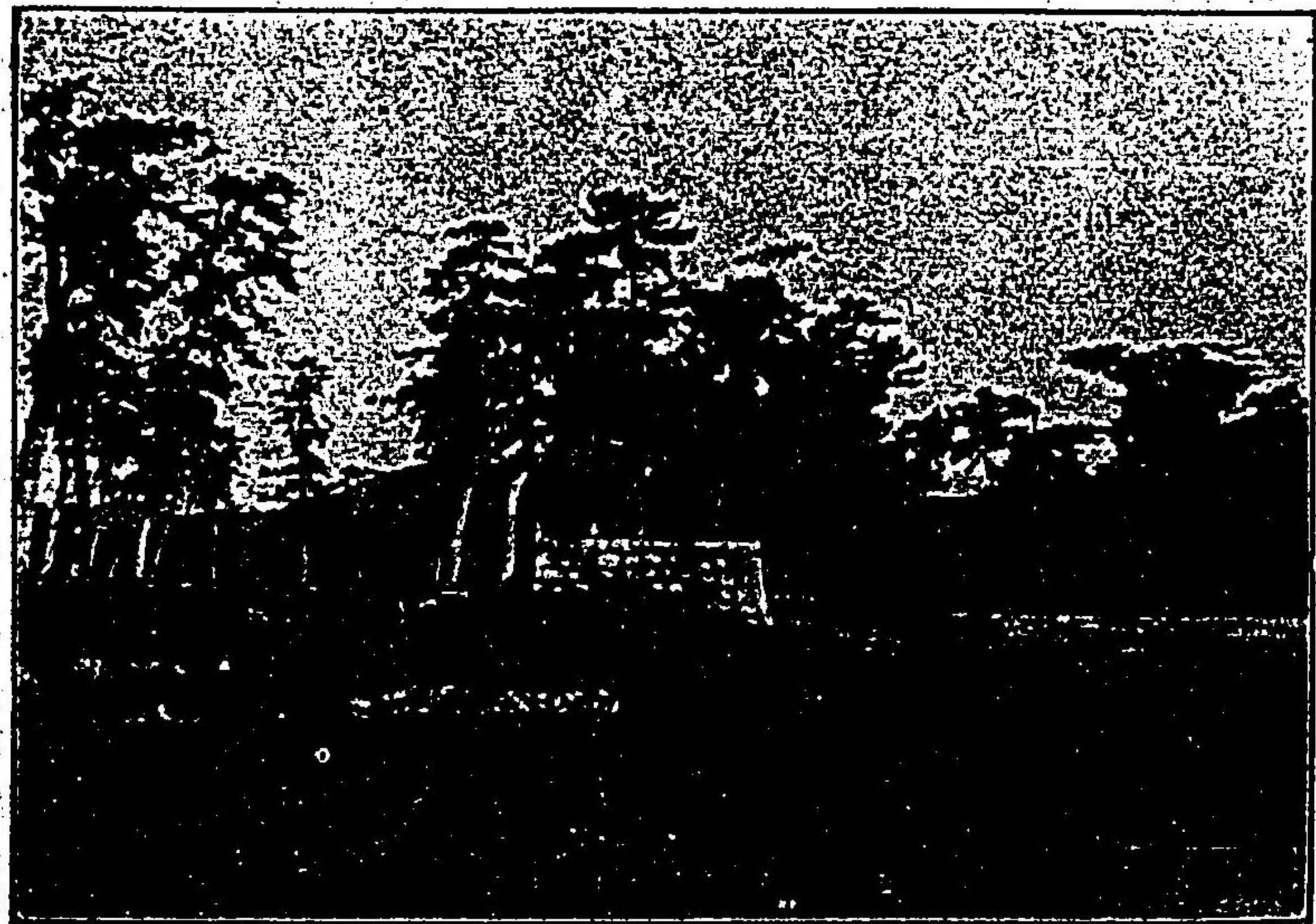
節に死するものなじと申されなば、それこそ先
 君の御名を汚がし奉つるものにいはれ
 意氣凛然として胃すべからず
 諸士の意氣然ゆるばかり
 御城代の御論こそ道理至極にいへ、主君の仇向
 は死せざるに、何條腹面々々此城を立ち退く
 べきや、若し主君の御跡目を立てられずば、城
 中に於て切腹せん、城中に於て成らざるは、華
 岳寺に於てこそ自殺仕つるべけれ

皆異口同音に唱ふ
 九郎兵衛尚は何事をか言はんぞす
 原徳右衛門突と九郎兵衛の傍に詰り寄つて、ハッ
 タと腕ひ
 此處に居るものは皆御城代に同心のものに

そ、疾く御歸りいへ、御同席御無用にいななり
 イザと言は、唯一刀に斬つて捨てんとす
 今は家老の威權も行はるべからず、九郎兵衛ギョ
 ツと心に駭き、早々其場を立ち去れば、岡林左
 之助、玉蟲七郎右衛門、伊藤五右衛門、外村源左
 衛門、近藤源八等の面々亦た皆續いて立ち去る
 今や忠奸の跡漸やく岐かれぬ

(二八) 哀願使の發足

九郎兵衛の徒皆去る、跡に留まれるは一死君家
 に殉せんと志せるものばかり
 内藏助更に一同に告ぐ
 左らば使者を江戸に遣はし、城池受取の官使に
 續りて嘆願致しははん



(二其) 址 城 穂 赤
 此圖は赤穂城址に於て五十年前の影に係る今古の木を
 伐採し置くに石礎に僅かに存するのみ

一座誰れとて異議あらん、皆同意の旨を表すれば、
内藏助自から筆を執つて哀願書を草す

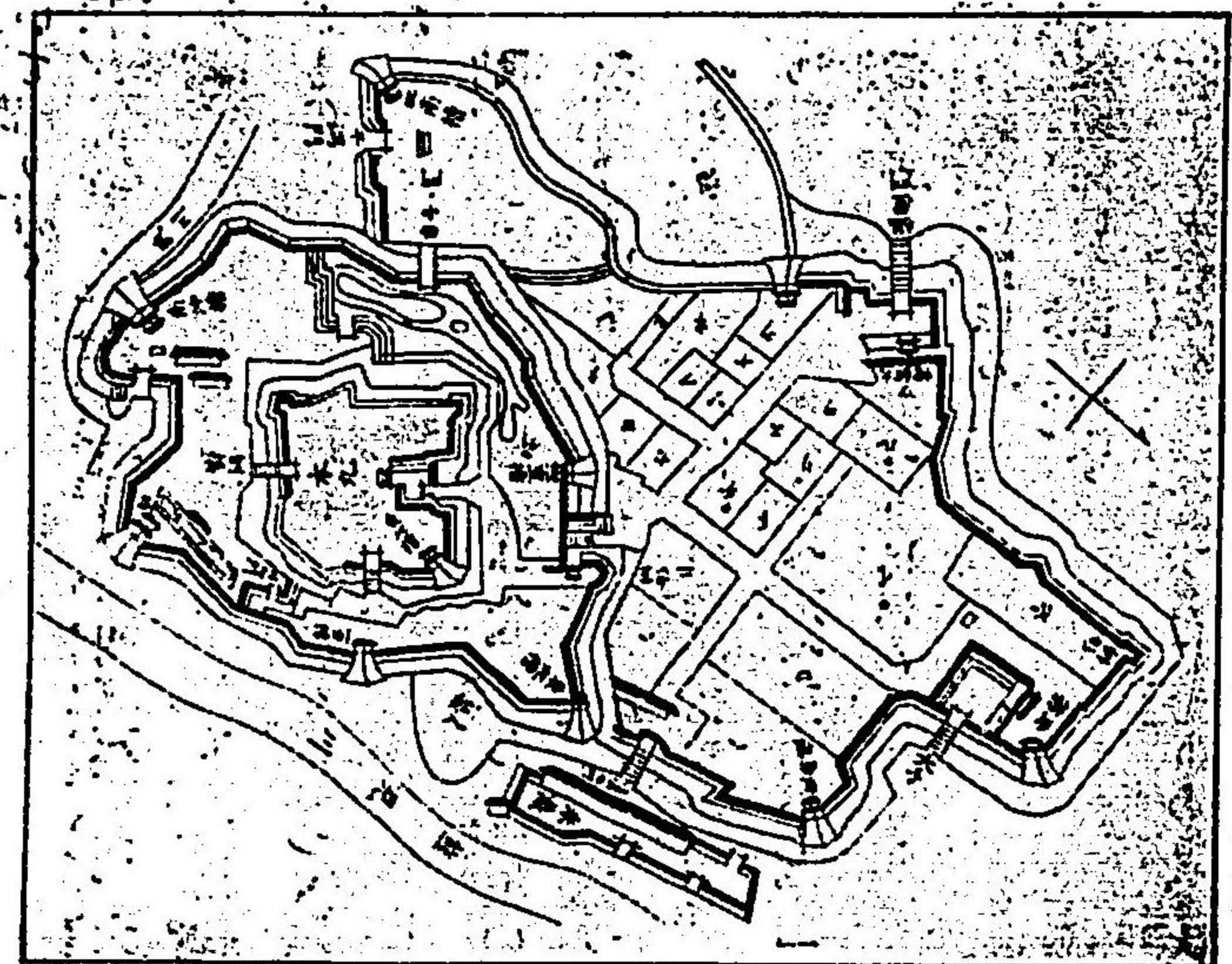
今度内匠頭無調法仕に付、御法式之通被仰
付一段、奉畏い、然共、上野介殿御存生
之由承傳い、左い得者、當城離散仕、
何方へ面を可、向様無御座い、此段家中一同の
存念にて御座いに付、色々教訓仕い得共、田
舎者に御座い得者、承引不仕い、若離散仕
いても安心可仕筋も御座いは、格別之儀に御
座い、奉對上毛頭御恨ケ間所存無御座い
得者、各々自滅可仕覺悟に御座い、恐惶謹言
内藏助多川九左衛門、月岡治右衛門の二人を使者
に命じ、且つ懇ろに諭す
遠路御太儀とこそは存すれ、御家存亡の岐かる

ところ、官使の江戸御發足なき内に馳せ參じ
て、荒木十左衛門殿へ差上げられ、然る後ち別
紙一通を戸田采女正殿へ差出されいへ、内藏助
存する旨もいへば、呉れくも其以前に安井、
藤井の兩家老へ申し談せらるべからず、尙ほ大
學殿の御耳へは決して入れらるべからず、此儀
能く心得られいへ
二人旨を領して退き、其翌二十九日の晝を以て赤
穂を發し、日夜程を急ぎて江戸に馳せ向ふ

(二九) 志士の參集

志士の意氣、日と與に昂奮し來る
横川勘平は鹽硝庫の警備として二拾丁餘の脇山と
言へる地に在り、變事を聞くと齊しく赤穂に馳せ

赤穂城内の圖



- (イ) 大石内藏助
- (ロ) 近藤源八
- (ハ) 坂田武右衛門
- (ニ) 岡林左之助
- (ホ) 藤井又左衛門
- (ヘ) 奥野長太夫
- (ト) 田中清兵衛
- (チ) 片岡源五右衛門
- (リ) 小山源五右衛門
- (ヌ) 鈴田八十郎
- (ル) 大石孫四郎
- (エ) 植村與五左衛門
- (セ) 佐藤伊右衛門
- (カ) 御殿
- (コ) 小松又右衛門
- (ク) 外村源左衛門
- (ケ) 大木彌一右衛門
- (コ) 刈力彌二郎
- (ソ) 佐々木平作
- (子) 山中官兵衛
- (ナ) 菅仙右衛門
- (ニ) 大野九郎兵衛

歸つて頻りに籠城の議を唱ふ、人々
斯かる折柄には鹽硝庫こそ太切な
れ、立ち歸つて能く守備し、
追つての沙汰を待ちいへ
と諭せば、勘平實にも思ひて復た
脇山に歸る
千馬三郎兵衛は内匠頭の不興を蒙じ
り、暇を乞うて大阪に立ち去らんと
す、不圖兇變を聞くより、途中より
馳せ歸つて與に籠城せんことを乞ふ
武林唯七は江戸に在り、逸早く赤穂
に馳せ來つて籠城の議を説き、片岡
源五右衛門、磯貝十郎左衛門の二士
も歸り來り、中村清右衛門も亦た續

いて歸り着く
岡野治太夫、井關徳兵衛、井關紋左衛門、大岡清九郎、中村彌太之丞の五人は、曾て赤穂に仕へたるもの、各々鎧櫃を荷ひ、手槍を突きつゝ馳せ來る

我等今こそ浪人仕つりいへ、久しく當家の御恩を蒙りしもの、争かて暫くも忘却仕つりいへき、今や諸士御籠城の御覺悟と承はる、あはれ我等をも御人數の中へ加へ玉ふべし、一死先君の御恩に報い奉つりいはん
誠心辭色に露はる

内藏助聞いて深く感す
扱て各々の忠志感するに餘りあり、去りながら我等は公儀へ敵對せんが爲めに籠城するに

はあらず、唯先君に忠義を盡さんが爲めに切腹せんと存するに外ならず、若し各々と與に籠城仕つらんか、赤穂に於ては浪人共を集めて公儀へ手向ふものと申されいはん、斯くては忠義の心、却つて不忠の擧と相成りいへし、是れ我等の本志にあらず、又先君の御心にも戻りいへし、能く此處の道理を汲み分け玉ふべし、懇ろに説き示せば、五十情然として最と本意なげに引き返す

三〇 殉死の決議

内藏助の眞意別に在るあり、此形勢を見て同志の所論を一定せんと欲し、多川、月岡二使の出發せる次の日を以て、又も會議を城中に開く

櫓に應じて來り會するもの僅かに五十人餘り、是れまでの五分の一にも足らず
豫ねて期したる内藏助、左もこそと領づくばかり別に怪しむ色もあらず

席已に定まれば、内藏助膝を進めて説き出つ
最早や官使の御到着も近々の中にははん、然るに人心多くは離叛して、今日會合せられたるは此通り唯五十餘人に過ぎいはず、抑も赤穂の一城を以て天下の大兵に當らんと、假令ひ五萬石の士民悉く一致結合するとも、尙一ヶ月を支ふるに足りいはず、況してや一門を守るだに不足なる此小人數を以て、何事をか成し得られいはん、朝に兵を交へて、夕に城を屠られ、徒らに笑ひを天下後世に貽すばかり、何の甲斐とて

いまじ、此上は官使を待受けて、我等の衷情を訴へ、然る後城中に自殺して一同の赤心を示さんこそ然るべけれ、各々の御所存如何にこそ一座誰れか死を恐れん
御城代の仰せ御道理とこそ存じいへ、今日の有様、それより外に手段とていまじ
皆潔よく言ひ放つ

左らば神水を呑んで誓約致しいはん
内藏助懐中を探つて一巻の誓書を取り出だし、自から眞先に署名すれば、諸士我れもくこ氏名を自署し、皆指を刺して血判を押す、丹心血よりも赤し
矢頭長助の子右衛門七年僅かに十七、亦た誓約に加はらんとす

内藏助見て心に憐れみ、徐かに右衛門七に向ひて論す

其方は若年と曰ひ、特には漸く今春より勤仕せしに過ぎず、此列を退けばとて誰れか不義と申さん、先づく差控へられしへ

右衛門七屹と容を正す

這は御城代の御言葉とも覺えははす、父祖既に君恩を受けてしへば、某假令ひ御奉公仕つらす

とも、一命を捧げ奉つらんこそ當然にしへけれ、況してや既に御奉公仕つる、年月短かしと雖も、君の御恩を承くると各々様と異なる所のしへはす、然るに某の加入を許し玉はざるもの、若年にして志を遂げ得まじと思召さるゝにこそいはぬ、左らば是非に及びははす、御先きへ御免

蒙りしへし

スラリと腰なる脇差を抜きて腹に突立てんとす、内藏助ムツと其手を押へて、ハラ／＼と涙を垂る左ほごまでに存せらるゝものを、何とて止めは

はん

即座に同盟を許す

臺所方の小役人三村次郎左衛門會々席上に出で、周旋す、諸士それと見るより手早く血判の誓書を隠して示さす

次郎左衛門言葉静かに言ふ

何とて左様に隠されしゆぞ、各々様の連判し玉ふとは某薄々承知仕つる、卑賤の身にこそいへ、何卒御仲間に加へ玉ふへし

諸士笑つて取り合はす

イヤ／＼其方達の知るとにはあらず

次郎左衛門忽ち色を變す

忠義に貴賤の差別しへべきか、是非に某をも加へ玉へ

斷乎たる決意、動かすべくも見えず

内藏助時に別室に在り、隙子を隔て、聞いて感ず次郎左衛門の中すところ道理ぞ、何條別者と存すへきや

直に同盟を許せば、次郎左衛門欣然として其名を加ふ

血判盡く終れば、内藏助取つて讀み上く、其面々は

- 大石内藏助
- 河村傳兵衛
- 奥野將監
- 進藤源四郎

佐藤伊右衛門

小山源五右衛門

吉田忠左衛門

間瀬久太夫

多藏太左衛門

幸田與三左衛門

岡野金右衛門

長澤六郎左衛門

近松勘六

山上安左衛門

間喜兵衛

榎戸新助

上島彌助

灰方藤兵衛

原惣右衛門

佐々小左衛門

稻川十郎左衛門

田中權右衛門

渡部角兵衛

里村津右衛門

岡野九十郎

平野半平

潮田又之丞

早水藤左衛門

間十次郎

菅谷半之丞

中村清右衛門

千馬三郎兵衛

中村勘助
 仁平郷右衛門
 川田八兵衛
 大高源吾
 貝賀彌左衛門
 岡島八十右衛門
 矢頭長七
 各務八右衛門
 豊田八太夫
 吉田貞右衛門
 猪子理兵衛

橋本平左衛門
 高谷儀右衛門
 久下織右衛門
 武林唯七
 萱野三平
 勝田新左衛門
 矢頭右衛門七
 陰山惣兵衛
 神崎與五郎
 大石淵左衛門
 三村次郎左衛門

の五十有四人
 内藏助誓書の人數と列席の人數とを照り合せ見れば、尚ほ二人の誓約に漏るゝものあり、これを江戸

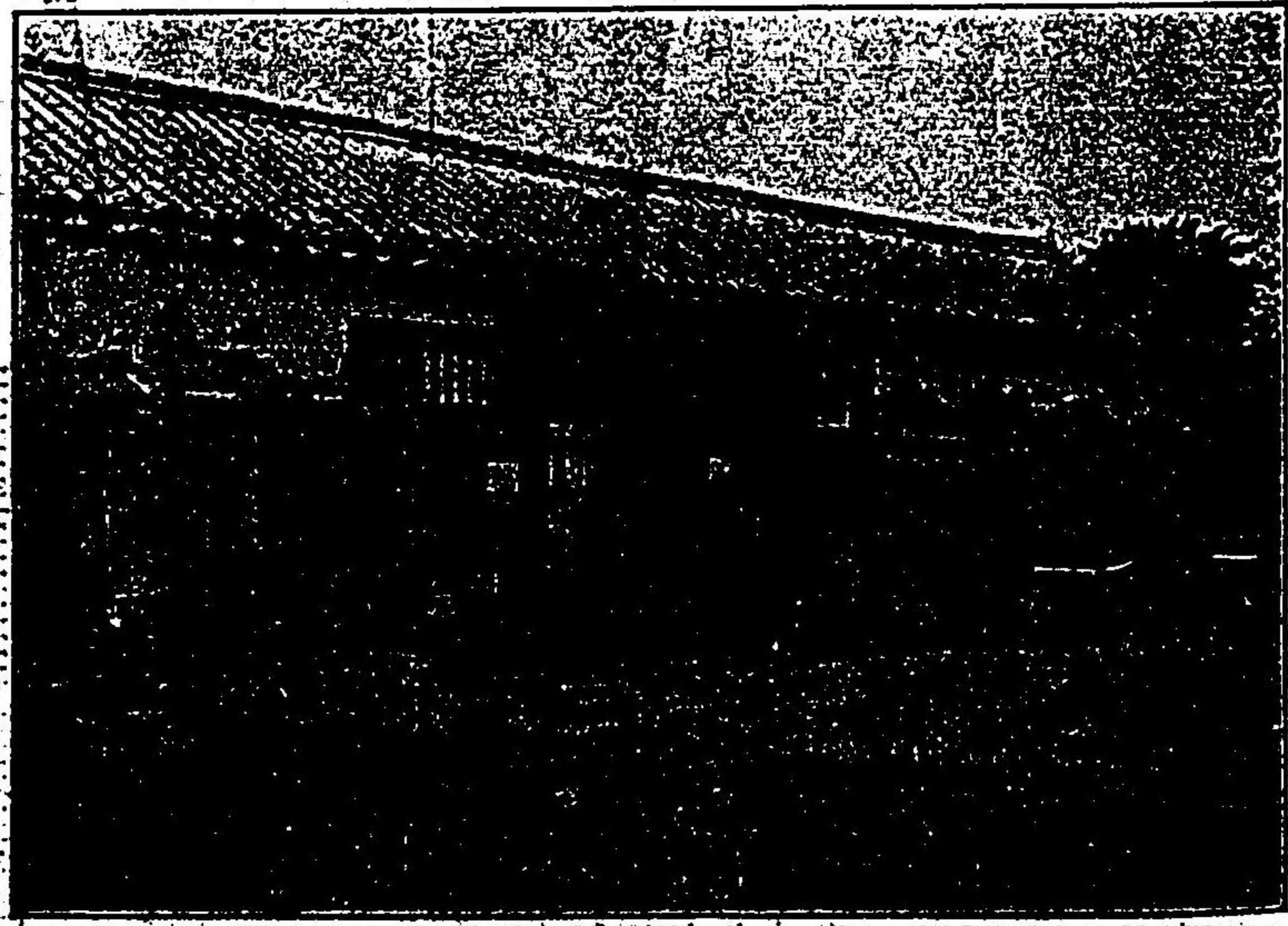
より遙るく、馳せ歸れる片岡源五右衛門、礮員十郎左衛門の二人なる
 座中の人々怪しんで其故を詰る
 進々江戸より駈せ歸られながら、如何なれば連判には加はり玉はさるぞ
 二人決然として言ひ放つ

我等は先君御生害の砌、泉岳寺へ御供仕つり、誓を切つて墓前に供へ奉つりし上、必らず泉下の御恨みを露らし奉つるべしとこそ固く誓ひていへ、一七日の御佛事終るや否や、遙るく當表へ馳せ歸りしも、全く各々様と與に本望を遂げんと存するばかりにこそいなれ、然るに何れも御殉死と決定せられぬからは、我等の所存と同じからず、争かて連判に加はられぬべきや、

此上は各々様は各々様の御志を遂げ玉へ、我等は我等の本望を達しむべし
 突と席を起ちて去る、跡に留まれるは唯同志のものばかり

(三二) 復讐の決議

内藏助の心固より籠城にあらず、殉死にあらず、實は精忠無比の同志と與に主君の仇を復さんとするに在り、此時屹と一同に向ひて告ぐ
 各々の御心中を見抜きみからは、改めて内々御評議を申すべき儀こそいへ、他言は堅く御無用にいぞ、抑も先君には上野介殿の無禮忍ばせがたく、只一刀にと存じ詰めさせながら、終に暗々討ち漏らさせ玉へる御心中の御無念、そも如



大石内助の跡に在りし門石大 大石内助の跡に在りし門石大 大石内助の跡に在りし門石大
 大石内助の跡に在りし門石大 大石内助の跡に在りし門石大 大石内助の跡に在りし門石大

何ばかりにいへば、主君の今日あるも上野介殿あるが爲め、御家の今日あるも上野介殿あるが爲めにいはずや、上野介殿こそ正しく我等が不俱戴天の誓にいなれ、主君の御志を繼ぎて、其御恨みを齎らし奉つらんこと、是れ臣下たるものく道にいはすや、我等一同心を協はせ、力を盡はせなば、何條本意を遂げざるものゆへき、空しく城中に死するは何の益もあらず、寧ろ先君の仇を討つて後にこそ死しむべけれど、始めて漏らす胸底の秘密、一塵思はず知らずハタと小隙を拍つ

實に御城代の仰せらるゝ通りにこそ、此上は仇上野介の白髪首を討つて亡君の御墓に供へ奉つらん

皆小隙りしつゝ、打ち喜ぶ

老人株の原惣右衛門、吉田忠左衛門等少しく進み出す

御城代の仰せ一應御道理とこそ申せ、古より復讐の容易ならぬとは、豫ねても知らし召されいはん、特には斯かる多勢の同志に、何ぞ謀の漏れざるものいはんや、空しく數年を送る内、若し上野介殿も失せ、我等も死すれば、折角の望みも水泡に歸しははん、寧ろ此城中に於て、一死せんこそ武士の面目にいへば、餘命短かきを思ひて、只管死を急ぐ内藏助重ねて告ぐ

死生命あり、天書計るべからず、今日あれども、來日あるを必ずすべからざると、此内藏助とても

御同然にこそいへ、去りながら仇は父子に、父死すれば、其子を怨みははん、同志は一心同體に、一人死すれば、他人其志を遂げははん、事の敗るゝは不和に在り、同志互ひに一致して事を計らば、假令三分の一に滅するとも、必らず本意を遂げんと三年の中を出でいませ、何とて左様に死を急ぎ玉ふぞ

言々句々、肺腑の中より出づれば、惣右衛門等今は何とて服せざらん

御城代の仰せ如何にも御道理とこそ存すれ何れも潔よく其議を賛す

籠城の説、一轉して殉死の議となり、再轉して復讐の論に決す、是れぞ内藏助の最初より固く心に期せるところ

機密一たび敵に漏れれば、首尾よく本望を達せんと容易にあらず、呉れんも他人に覺られざるやう、用心の上にも用心せられいへ

内藏助厳しく同志を戒しむ

秘中の秘、天は知らん、地も知らん、左れども此餘の人は爪の尖はとも知らず

(三二) 小野寺十内の歸着

赤穂藩士の出でて他方に在るもの、皆髪を聞いて歸り來る

小野寺十内久しく京都留守居を勤む、主家の兇變を聞くより

今は御家も亡びぬ、復た誰が爲めにか此處を守らん、若かず國に歸つて諸士と進退を與にせん



(一其) 園庭の邸石大
てしに園庭の邸邸助藏内石大る在に内城應赤れこ
りあ樹の愛遠に畔の碑石央中

には

直に支度を調へて赤穂に馳せ歸らんぞす

下僚の一人それと知りて十内に語る

所司代へ御届けの上ならでは、出發せられんぞ

叶ひぬまじ

十内聞いて莞爾として笑ふ

出入の御届けも時にこそ寄りけれ、我等は今

主もなき一浪人の身の上、何しに届け出づべき

要ある

所司代にも届けず、妻子にも告げず、唯一領の鎧

と、一本の槍と、一着の白帷子とを携へ、其儘馳

せて赤穂に下る

四月三日の夜、城下に入ると齊しく内蔵助を其邸

に訪ふ

の我等小身にてこそいへ、父祖以來百年の御恩を
蒙りたるものには、思召し立たせ玉ふともあ
らば、是非に我等をも加へ玉へ、生死共に御指
圖に従ひいへし

所司代に届けずして馳せ歸れる事實を語り出づれ
ば、内蔵助心に其進退の節に合へるを稱し、聲を
潜めて復讐の大事を告げ示す
十内膝を拍つて喜ぶ

此事甚だ我等の心に叶へり、是非に連判の列に
加へ玉ふべし

直に同盟の員に加はり、其儘赤穂に留まる
大阪の留守居岡本次郎右衛門亦た大阪の屋敷を賣
り拂ひ、其代金を携へて赤穂に歸り來り、其子喜
八郎と與に亦た同盟に加はる

十内京都に在ると日久しく、交際に長じ、應對に
細る、乃ち官使の接待並に親戚諸侯の使者發應の
任に當る

(三三三) 受城使の發足

内匠頭の切腹も終り、屋敷の官没も終りて、赤穂
の處分として残れるは只城池沒收の一事

諸侯江戸に出づれば、老臣代つて城を守る、主君

の命あるにあらざるよりは、假令ひ公儀の命なり

と雖も、妄りに城を開くべきにあらず

今や赤穂には開城の命を傳ふべき主君とてあら

ず、萬一其遺臣の面々、城に嬰つて公命に抗すれ

ば由々しき一大事、幕府の之れに對する苦心大方

ならず

表裏両面よりの検討の政略は此處にも行はれて、受城使は正面より開城を命じ、親戚諸侯は裏面より退散を諭さんとす

内匠頭の従弟戸田采女正氏定よりは先づ番頭戸田源五兵衛を遣はし、尋いで家老戸田権左衛門、物頭杉村十太夫、使番里見孫太夫の三人を遣はす内匠頭の夫人瑤泉院の生家淺野土佐守長澄よりは持筒頭徳永又右衛門を遣はし、内匠頭の宗家淺野安藝守綱長よりは最初に先手物頭小山孫六を遣はし、續いて古田權六、珠島十右衛門、有田市之丞の三人を遣はし、後ら更に井上剛右衛門、丹羽源兵衛、西川文右衛門の三人を遣はし、尙ほ安藝守の藩老淺野甲斐よりは内藤傳左衛門、海野金七郎の二人、淺野伊織よりは八木助右衛門、長束十内

の二人、上田主水よりは野村清右衛門、末田定右衛門の二人を遣はし、皆四月九日頃までに赤穂に來り着す

受城使の一人脇阪淡路守安照及び御代官の一人石原新左衛門は三月晦日を以て江戸を發し、御代官の一人岡田庄太夫は四月朔日を以て發し、御目附荒木十左衛門、榊原采女の二人は四月二日を以て發し、受城使の一人木下肥後守公定は四月三日を以て發し、皆前後赤穂に向ふ發するに臨みて、各自御眼乞として登城すれば、受城使には時服、御目附には金三枚并に時服、御代官には金二枚を賜ふ

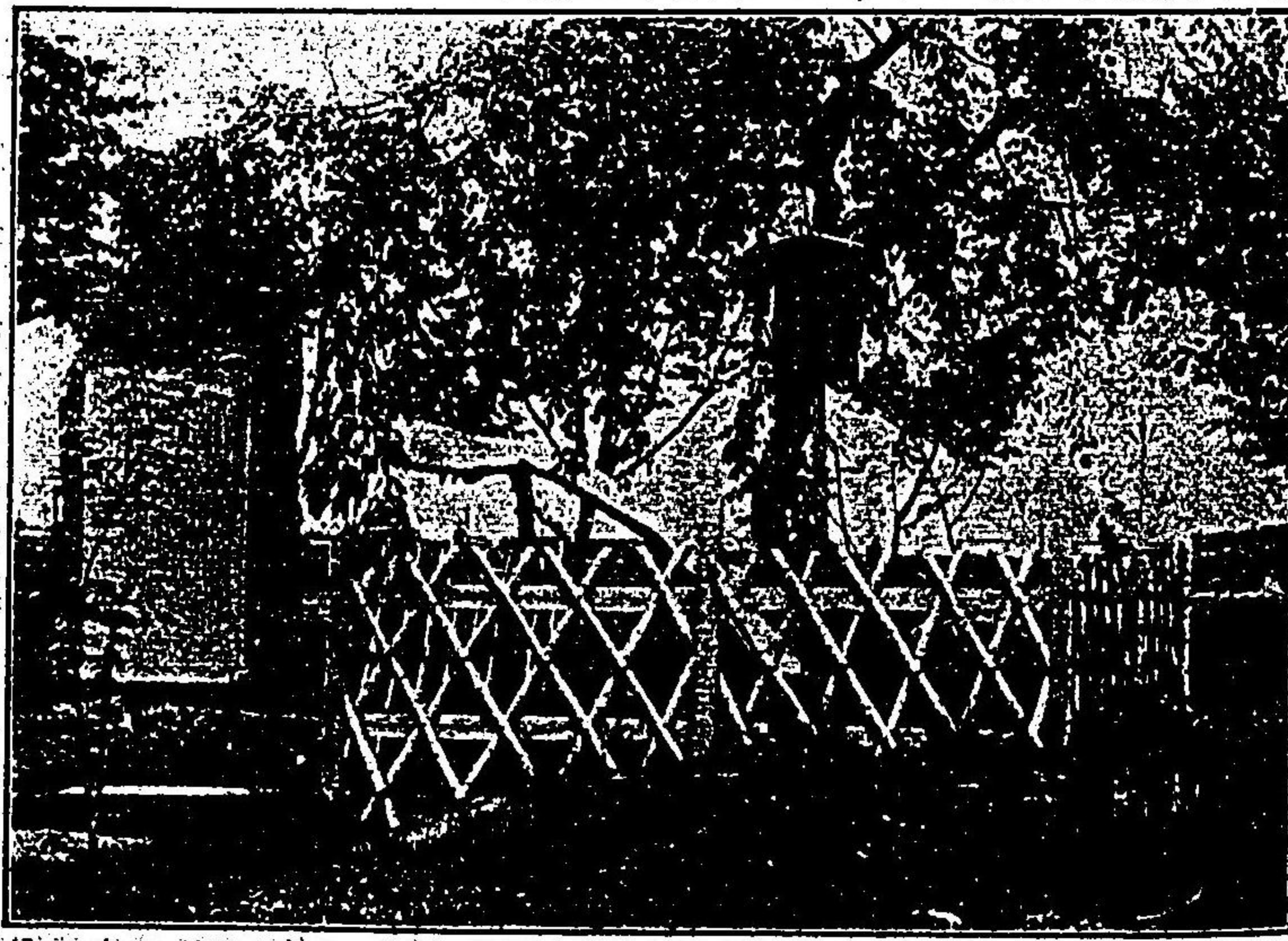
赤穂の城池受取の期は愈々四月十九日と定まりぬ四隣諸侯亦た皆幕命に依りて海陸を警戒せんとす

す

(三四) 哀願使の歸着

赤穂の哀願使多川九左衛門、月岡治右衛門の二人、晝夜程を兼ねて急行し、四月四日の夜を以て江戸に達すれば、受城使以下皆既に發して、跡に残れるもの一人もあらず

扱ては手後れたるか、是非もなや暫し惘然として爲すべき所を知らず
遙るく江戸まで來ながら、此儘歸るも残念なり、大石殿には呉れくも前以て藤井、安井の二家老に面會すべからずと仰せられしも、斯くなきては二家老に相談するの外はあらず、イザさせ玉へ



(其二) 大石の墓 大石内蔵助の愛樹に樹てしに其碑に赤穂文藝原其文を撰ぶ

直に藤井又左衛門、安井彦右衛門の二人を訪うて
出府の旨を告ぐれば、思慮分別とてもなき二人、
忽ち色を變じて打驚く

そは思ひも寄らぬ企てにこそいへ、左なきだに
公儀の御憎しみ深きに、若し左様なる振舞に及
ばい、此上如何なる御咎めを蒙むらんも計るべ
からず、畢竟江戸の容子を御承知なければこそ、
左様にも存せらるゝなれ、兎も角一應采女正殿
の御聞きに達して、何分の御下知を受けいはん
早速戸田采女正氏定の家老中川甚五兵衛に其由を
告ぐれば、采女正聞いて大に驚き、急に命じて二
使を招く

翌朝、二使安右衛門と與に甚五兵衛の邸に到れば、
甚五兵衛及び近習番頭高岡代右衛門の二人、主人

の命を以て篤と事情を糺し、且つ告ぐ

内匠頭殿は日頃上への御奉公専一に思召され、
如何なる仰せを蒙むるとも、毛頭上への御存念
はみはず、然るに斯かる無法の振舞に及ばれい
はんか、内匠頭殿日頃の忠誠も水泡に歸しみの
みならず、大學殿の御身の上にも如何なる御
咎めあらんも知るべからず、忠義の心却つて不
忠とならんと必然にこそいへ、斯くても尙ほ御
目付兼へ申上げらるべき御存念にいや
二使聞いて心に驚く
イヤ全く以て、若し筋さへ立ちいはい、強ひて
申上げん了見とてもいはず

早くも屈服の色を示せば、甚五兵衛等重ねて告ぐ
左らば早々歸國せらるべし、采女正證人にい

へば、君命なくして城を渡されいども、更々落
度にはいはず

采女正の書面を乞うて二使に與ふれば

段々の御心入れ、千萬辱けなうこそいへ、此御
書だに見せいはい、家中の者共も必定得心仕
つりいべし

書面を押し戴きて引き退く

藤井、安井の二家老復た大學の耳に入るれば

呉れいとも不穩がましき振舞なきやう申し諭す
べし

この命あり、二家老懇ろに其由を二使に諭し、且
つ別に内蔵助に贈るべき書面を認めて渡す
二使も亦た忙はし、即日、江戸を發し、十一日を
以て赤穂に還り、直に内蔵助の邸に到りて復命す

内蔵助急ぎ采女正の書面を取つて披き見るに、其
文に曰く

多川九左衛門、月岡治右衛門、以二兩使一被二差越
い紙面之趣、家中之面々、無骨之至い、御當地
不案内故にい、内匠頭日來奉レ重公儀、被レ致二勤
仕い段は、各存知之事にい、内匠頭家中奉公之
筋は、速に其地引拂、城無レ滞相渡儀、内
匠日來之存念にも可二相叶い間、不レ及レ申い得
共、追々差圖之通被二相守二早速稔便に被レ退い段
肝要之事にい、此旨家中之面々承二知之二可レ有二
納得二者也

四月五日

戸田采女正(判)

浅野内匠
家老中

番頭中
用人中
目付中
惣家中

追啓、御當地に詰合之面々へは、最初より右之旨申語ひ、以上

言ふところ唯無骨を叱し、開城を諭すばかり、家名再興の事には唯の一言半句も及ばず、外に藤井又左衛門、安井彦右衛門連名の書状あり、亦た采女正の口上を取次げるまでに過ぎず

(三五) 開城の決議

二使の使命は辱かしめられぬ、内藏助の苦心は水の泡となりぬ、諸士は悲憤の色を示せども、深沈

の内藏助は差して不満の體をも見せず、此上は疾く一藩の向背を定むべし、急に諸士の登城を促がせば、多川、月岡の二使、如何なる吉報をや齎らし來つる

前の會議には顔をも見せざる大野九郎兵衛以下の面々、皆陸續として馳せ來る、内藏助徐かに進み出で、告ぐ

多川、月岡の兩使哀願の筋ありて出府いへども、官使既に發足の跡にて其の望みを達せず、先刻空しく歸城致しひひぬ、戸田采女正殿より兩使へ托せられたる御墨附これに在り、イザ讀み上げいはん

自から開城勸諭の書面を取り出で、朗讀すること

一過、九郎兵衛一味の徒、ソレ見たかどばかり皆ぞ、ラ笑ふ、内藏助尙ほも言葉を繼ぐ

尙ほ此儀に就ては呉れくも大學殿の御耳に入れざるやう、兩使へ申合めいへるに、無念なるかな、在府の面々早くも御聞きに達ししへる趣、若し此上我等籠城仕つらんか、必らずや大學殿の内意を承けたるものと疑はれはん、斯くては災禍大學殿の御身に及びて、御當家の御世繼此に相果てははんか、御家の再興を計つて、却つて御家の斷絶を招かば、我等死すとも瞑すべからず、事此に至りては我等の取るべき手段、唯穩便に開城するの一途のみになり、各々の御所存如何、御腹藏なく申述べられいへ

砦と一座を見廻はしつゝ、告ぐ、内藏助の同志は既に復讐の膽を固め、九郎兵衛の一味は初めより開城の議を唱ふ、如何さま今は穩便に城を明け渡すより外はいませ

(三六) 戸田采女正の再諭

赤穂の諸臣一たび事を誤まりなば、餘殃必らず我身に及ばん、戸田采女正憂念措く不能はす、多川、月岡の二士江戸出發の翌日、家臣正木笹兵衛、荒



(三其) 園庭の邸石大
りな社神石大は字詞るゆ見に間の木樹と木樹の手右

渡平右衛門の二人を召して告ぐ

其方共是れより急ぎ赤穂へ出發し、これなる一

通は權右衛門に渡し、今一通は權右衛門の手を

經て赤穂の家老共へ相渡すべし

二通の書面を取つて渡せば、二人直に早駕籠を飛

ばして播州赤穂に馳せ向ふ

二使より一日後くれて赤穂に達し、豫ねて此地に

出張せる家老戸田權右衛門に手渡しすれば、權

右衛門急ぎ主人の書面を内藏助に傳ふ

内藏助何事ぞと早速開き見れば、又しても開城の

諭告書

昨五日、多川九左衛門、月岡治右衛門兩使到着、

被ニ申越し紙面之趣、家中之面々、一筋に主人

を被存し段、無餘儀一相聞以得共、偏に御當地

前回の書面に比すれば、語氣聊か優しさばかり、
意味に變れる節もあらず

家老中
番頭中
用人中
目付中
惣家中

巳四月六日 戸田采女正(判)

淺野内匠

不案内故と存事、先達兩使え申合ひ通奉
重公儀、愈城然滞相渡、速に被退
儀、内匠日來之存念にも相叶可爲本望
間、尙又此旨可被存、右爲可相達一如斯
也

此方にて今は開城の意見なれば、別に否やのあ
らんやうなし

仰せの趣、畏まり奉つりいひぬ、御下知の通り

城引渡ししべし

と答へ、別に家老中川甚五兵衛へ宛てし内藏助、

九郎兵衛連名の請書を差出たせば、如何にくと

案せし權右衛門、今や始めて心を安んず

(三七) 横川勘平の憤慨

横川勘平一たび赤穂に馳せ歸つて籠城の議を唱へ

しも、人々に諭されて復た脇山の谷に赴き、只管

衆論の決するを待つ

尋いで籠城の議に決せしと聞き、我が意見行はれ

しと心に喜ぶ

既にして殉死の説に決せしと聞くより、左らば我れも歸つて俱に割腹せんと獨り自ら意氣込む居ると數日、衆論一變し、再變して開城の議に決せしと聞くより、忽ち勃然として憤はる扱て腰拔共の寄合ひかな、人は兎もあれ、我れ何條臆面々々を生を食ふべき書を内藏助の許に送りて告ぐ此上申すも詮なし、潔よく腹掻き切つて、亡君の御恩に報い奉つりいへし我が一身を抛つて、滿城の義氣を鼓舞せんとなす内藏助書を見て深く感ず扱て一輕き身分にも似ぬ義氣深き男かな、捨て置きなば必らず自殺せん一人の家來を召して命す

疾く一勘平を呼び來れ、後くれては甲斐あらす家來宙を飛んで脇山の谷に馳せ付け、主命を告げて内藏助の邸に伴ひ來る内藏助傍近く勘平を召して、聲を潜めて告ぐ此度開城に決定せしは、敢て一命を惜みての事にはあらず、これには深き仔細のある事ぞ、努めく他言致すべからず終に復讐の決意を明かせば、勘平躍るばかりに打悦ぶ

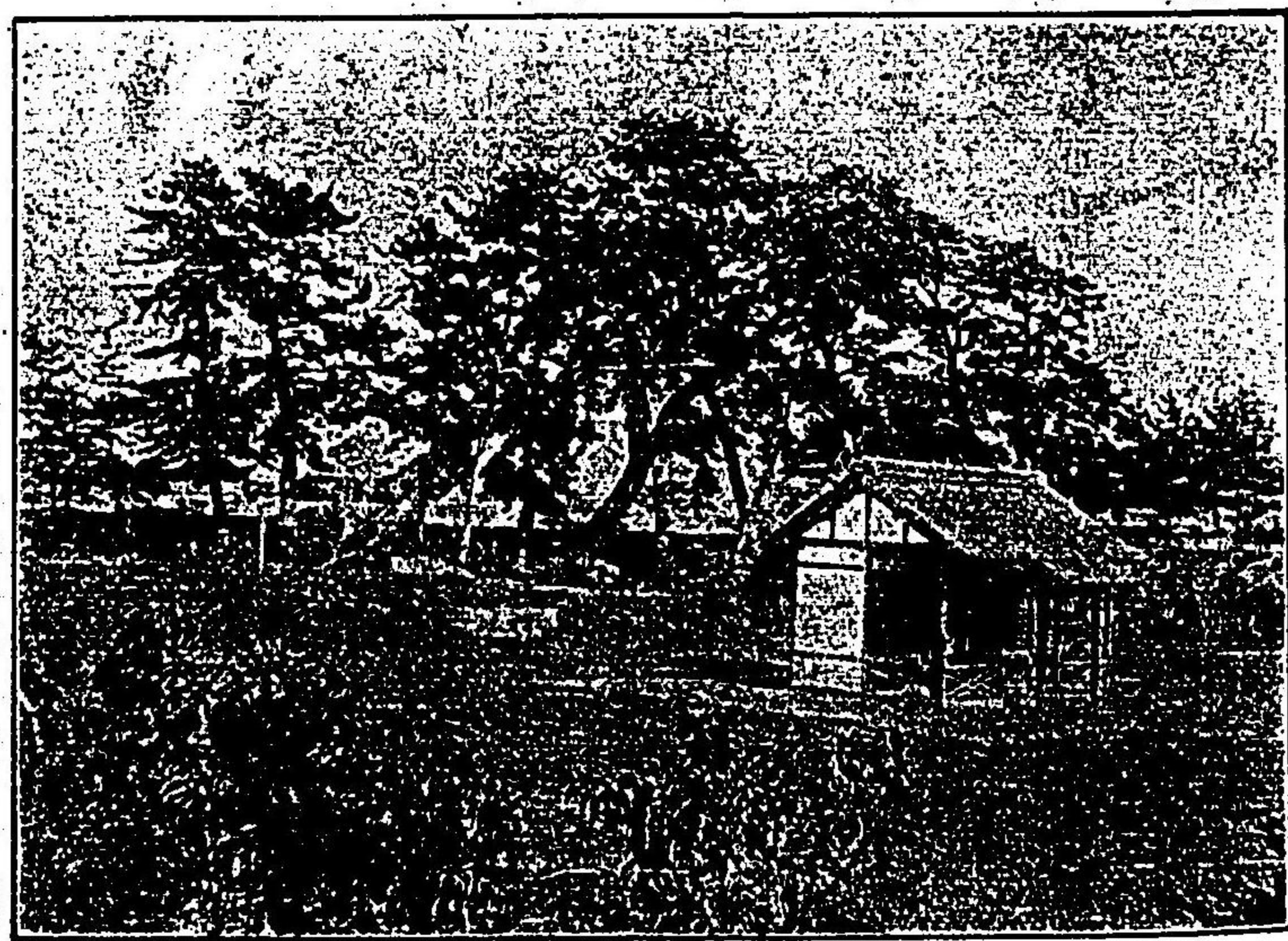
て自から任す

(三八) 村松喜兵衛父子の参着

江戸の諸士中にも亦た大義を思ひ立つもの多し、家老藤井又左衛門、安井彦右衛門の二人を訪うて事を議すれば

我等固より其志あり、左れども謀は密なるを好しとす、若し敵に悟られれば大事成りかたし、時機に來らば必らず事を擧げん、それまでは萬事我等に任せ玉へ

温言を以て諸士を制し、只一日くと期を延ばす、始めより殉死の心もなく、復讐の志もあらず村松喜兵衛六十一歳、年こそ老いけれ、雄心壯者



(四其) 園庭の氏石大

る祀を置の助藏内てしに社神石大の内邸喜助藏内石大

に劣らず、又左衛門等の因循を見て切齒に堪へず、
急ぎ赤穂に歸つて藩論を鼓舞せんとす

其子三太夫亦た氣節あり、父と同じく歸らんとを
乞へば、喜兵衛頭を掉つて聞き入れず

イヤ、汝は江戸に留まりて母に仕へいへ、
大石殿は豫ねて智者の聞えあり、臆面々々赤
穂に於て狗死せらるゝ人にはあらず、必らず當
地に来つて事を計らるゝに相違あらじ、左すれ
ば二人揃うて赤穂に行くも無駄にあらずや、汝
は當地に在つて我等の重ねて出府せん日を待ち
いへ

再三再四諭し聞かせば、三太夫表面にこそ従へ、
内心少しも服せず、
父母の恩義俱に重しとは言へ、江戸に留まるは

唯母の爲めのみ、我れは君父の恩を思へばこそ、
父と與に故郷へ歸らんとは存するなれ、母を養
ふには弟の政右衛門あれば足る、我れは是非
とも父と與に還るべし

心中の計策忽ち決して、人知れず旅装を調ふ
三月下旬、喜兵衛愈々江戸を發す、三太夫も亦た
後よりコツソリと發し、大森を過ぎ、川崎を越え、
鶴見を経て、神奈川に到りし時跡より聲を掛く
父上、許させ玉へ、君恩の重きを思ひては止む
に止まれません、これまで窃かに御跡を慕ひてこそ
いへ、此上は枉げて伴ひ玉ふべし
涙を垂れて掻き口説けば、喜兵衛何とて感動せざ
らん
左らば許す、イヤ參れ

父子俱に程を急ぎ、四月四日を以て赤穂を距ると
三里ばかりの手に到る

是れよりは赤穂の領地なり、汝は此處より江戸
へ立ち歸り、年老いたる母に孝養を盡さんこそ
然るべけれ

喜兵衛重ねて三太夫を諭せども、尙ほ聞き入れず
弟政右衛門既に小笠原長門守殿に奉公仕つれ
ば、母上の御身に氣遣ひはしまじ、折角是れま
で参りながら、何條臆面々々と歸られいへべき、
是非々々御供仕つりいへし

父と與に赤穂に到り、直に内藏助を其邸に訪ふ
内藏助早速出で、對面す

何として親子連れにて御出でいや
喜兵衛慨然として答ふ

江戸の御屋敷は既に召上げられてい、當地の御
城池も頓で召上げられいはん、御厚恩を蒙むり
し某、最早見納めと存じて態々罷越してこそい
へ
更に復讐の企てあらば其連盟に加はらんとを乞ふ
内藏助亦た父子の他事なき状を見て之れを許す

(三九) 江戸三士の参着

堀部安兵衛、奥田孫太夫及び高田軍兵衛の三士夙
に刎頸の交を結ぶ、國難の起りてより、誓うて故
主の仇を復せんと欲し、屢々藤井、安井の二人に
謀る
待つと半月ばかり、事尚は決せず、三士間かしの
言ふべからず、一日、相俱に泉岳寺に詣で、亡

君の墓に謁す

臣等必らず敵上野介の首を斬つて、御墓に手向
け奉つらん

各々固く心に誓ひ、歸途、安井彦右衛門の宅を訪
うて復讐の事を議す

彦右衛門徐かに述べ

各々の申さるゝところ誠に好し、去りながら先
君よりして申さば、先祖の祀を存すると、仇の
首を取ると何れか重かるべき、申すまでもなく
先祖の祀を存するを以て重しとなさん、大學殿
謹んで命を待たれば、必らず格別の思召しあ
るやにも承はれば、我等も亦た其恩命を待たん
とこそ思ふなれ

安兵衛等言ふ

御説一理なきにはあらず、去りながら先君にし
て若し先祖の祀を重んぜらるゝならば、何ぞ手

づから上野介殿を討ち玉はんや、假令ひ先祖の
祀を絶つとも、寧ろ仇人の首を斬らんこそ先君
の御志に叶へけれ

彦右衛門打ち領づく

成程道理なり、左れども仇家の防禦嚴重なりと

言へば、徐かに事を計らんこそ好けれ
三士實にもと思ひ、固く復讐の事を約して還る

彦右衛門後ち人に向ひて語る

彼等誓を報いんとならば、報うべし、何も人に
謀るに及ばじ

安兵衛等傳へ聞いて烈火の如くに憤る

扱ても不屈なる族かな、左様なる心の腐れしも

のと誰れが事を謀るべきぞ
終に断然之れと交りを断つ

此上は赤穂に馳せ歸つて大石殿と事を與に致し
いはん、大石殿は日頃文武を研ぎ、仁義を重ん
せらるゝと申せば、ヨモ命を惜み、耻を忍ばる
るが如きとはあるまじ、城受取りの上使も早や
發足せられしと承はる、此上躊躇せば臍を噬む
とも及ぶまじ、イザ急ぎ馳せ下りいはん

事、決して一寸も躊躇はず、四月五日、三士俱に
連れ立ちて江戸を發し、十日戌の刻を以て赤穂に
達す

旅装さへも解かず、急ぎ城代の邸に馳せ付けて内
藏助に對面す

早速ながら御意得いはん、我等三人打ち揃うて

馳せ歸りしもの、偏へに御下知を仰がんが爲め

にこそいへ、抑も君辱かしめらるれば臣死すと
申すとのい、我等何の道死すべき命なれば、上

野介殿を一太刀怨み申さんところ存するにてい
へ、然るに道中驛々に於ては、専ら赤穂籠城の

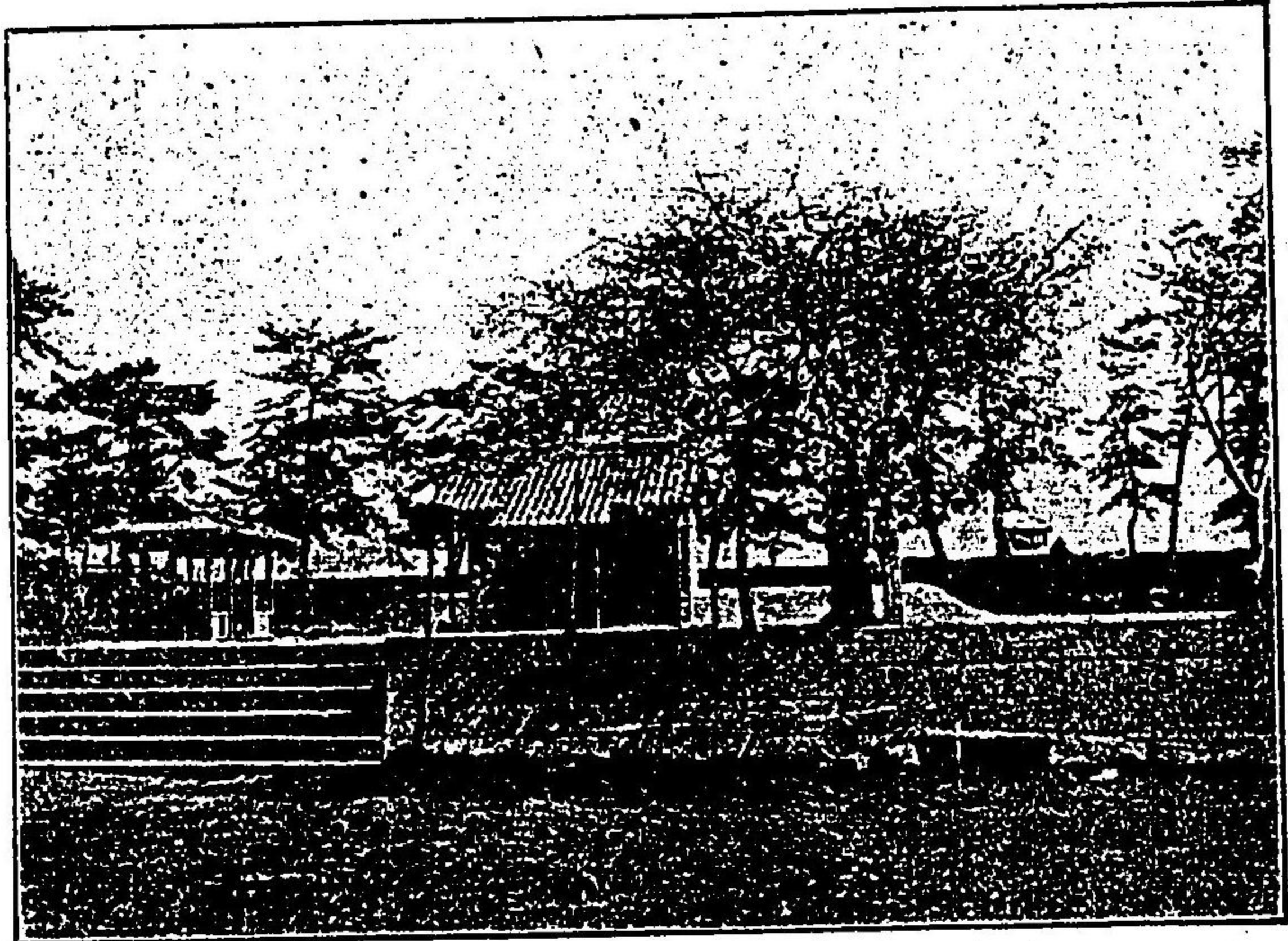
噂い、籠城の義か、復讐が忠か、何れにせよ御
下知に泄れざらん我等の心底にこそいへ、但し

今日まで遅延に及びいと、藤井、安井に於て復
讐の密計ありなど申し賺かせし爲めにい、願は

くは御城代の御所存を仰せ聞けられ玉ふべし
剛氣の三士、思ひ入つて述べ立つれば、内藏助打

ち領づきつゝ、從容として語る

扱てゝ各々の厚義感するに餘あり、如何さま
世上巷説の如くに籠城の説もなかりしにはあら



(五其) 園庭の邸石大

のもしせ植移りよ邸舊の門衛左忠田吉は櫻の時祠てしに景の面南社神石大

す、去りながら家中の面々城に據るときは叛逆の罪を免かるべからず、去りて亡君の遺命もなきに城を開かんと、亦た武士の道にあらず、此上は一同城中に於て殉死せんと衆議決定に及びいひしが、若し開城遲滞に及ばば御一門別しては大學殿の御身の爲め宜しからず、一議に及ばず開城せよとの戸田采女正殿の御下知なれば、今は是非なく一先づ開城離散と相極めていなり諄々として説いて此に至れば、三士ハタと呆れて物をも言はず、何か目配せしつゝ、忽ち突と起つて門外へと走り出づ

大石殿の心中如何にも計りがたし、籠城、殉死の兩條既に行ふべからざるからは、今は一團に復讐を計るの外あらず、若し此儀までも思ひ絶

えなば、何條人に會はずの面あるべきや、奥野將監は日頃義を好むと聞けば、何か所存あらんも知るべからず、兎も角も逢うて尋ね申さん直に奥野將監の邸に往きて其意見を叩けば、固より一藩の決定、其答ふるところ内藏助と異なるやうもあらず

三士大に力を落し、又去つて二三の知人を訪へども、今は誰とて籠城殉死せんと言ふものあらず義氣燃ゆるばかりの三士、忿々たる胸中の怒氣抑ゆべからず

扱も赤穂は腰抜共の寄り集まりかな、不惧戴天の仇を討たん心とてもなく、剩さへ主君の遺命もなきに御先祖の城を明け渡さんとは、何と言ふ痴漢ぞ、好しく此上は我等三人城中に於

て腹掻つさばき、赤穂尚ほ志士あることを天下に示しははん、切めては主君の恥を掩ふの道にこそいへ

今は忠義の碧血を流きて、城中の青草を染めんとす、意氣極めて厲し

内藏助聞いて心に憂ひ、三士と入懇なる叔父小山源五右衛門に旨を含ひれば、源五右衛門急ぎ三士の旅館を訪うて對面す

各々には開城を卑怯として殉死せられん御所存なりと承はる、御勇氣は去るとながら、近頃御思慮の足らざる御振舞にはいまじきか、内藏助の胸中固より深謀遠慮ありと雖も、輕々しく打ち明け申さるは、各々の餘りに血氣に逸やらん、が故にこそいへ、各々少しく自重し玉ふべ

し、御懇志の間なればこそ斯くは告げ参らする
なれ

言葉程かに説き出づれば、三士半ば信じて、半ば
疑へる風情、安兵衛少しく膝を進めて言ふ
此儀速かには信すべからず、恐らく我等の殉死
を止め玉はん計略にこそいへけれ

源五右衛門首を左右に打ち切る

各々能く心を鎮めて考へ玉へ、今日我等の
取るべき手段は、只殉死と復讐との二つの外に
こそいへ、既に殉死を止めんとすれば、復讐を
外にして安くに我等の履むべき道の、申さ
ずとも明白の事にいはん、但し我等は一朝にし
て遂げらるべしと雖も、復讐は歳月を重ねざ
れば行ひがたし、徳を成らざるは謀の

人を視るの明なかりしこそ赤面にいへ、但し武
士の一言は金鐵の如し、我等一旦切腹すると申
せしからは、此言葉今更反古には爲しがたし
武士の一徹、飽までも初一念を貫かんと欲す
源五右衛門聞いてカラリと笑ふ

其は何の仔細かいはん、先君御他界の後、一
藩の諸士皆内藏助を以て統領と恃みいなり、然
るに内藏助は最初より復讐を存じ立つるもの、
籠城と言ひ、殉死と申して、神文まで求めいは、
全く諸士の剛膽を試さん手段にこそいへ、左れ
ば一旦殉死と定めながら、又忽ちに翻へして開
城復讐と決して、忠誠の心に出づるとは、神
文を變ずるとも苦しからず、復讐の爲めに殉
死を見合はせ玉はんと、何の耻づべきとやい

泄るゝに由るとなれば、内藏助の此に意を用ゆ
ると、宛から深淵に臨むが如く、薄氷を履むが
如し、左れば誓約に加はるもの多しと雖も、其
心底を打ち明けて語るものは、僅か五七人の外
にはいはず、各々の義氣に富まるゝは、内藏助
固より存知の事にい、愈々復讐の時には、一臂
の力と恃んで江府の斥候嚮導なごをも頼み参ら
せん所存にいへば、各々憤りを抑へて、一先
づ江戸に歸り、大望成就するやう、宜しく謀計
を回らし玉ふべし

の
大石殿の遠謀左にていひしか、我等眼あれども、
懇々と説き示せば、三士は左もこそ始めて夢の
覺めたるが如し、左れども平生氣節を重んずるも

三士聞いて始めて覺る
如何さま申さるゝとこの道理なり、此上は大石
殿と懇談して本心を明かし合ひ、詮なき事なが
ら當城を引渡さるゝ容子をも見て、關東へ還り
いはん

義に厚きものは過を改むるにも早し
源五右衛門深く打ち喜ぶ
其儀極めて然るべし、内藏助へは拙者より好き
に申し置きいはん
早々暇を告げて立ち歸る

(四〇) 配分高の決定
赤穂既に開城に決す、内藏助直に部署を定めて、
諸般の準備を整ふ

一方には東西の道路を開掃し、橋梁を修理して、受城使を迎へんとし、一方には城中の武器を調査し、文書を整理して、目録と與に受城使に引渡さんとする

他の一方にては管内流通の藩札を回収して、人民の迷惑を貽さざらんことを、これを急務中の急務、札座奉行岡島八十右衛門に命じて、府庫の現金を調査し、藩札一貫目に對し、銀六百匁の割合を以て引換へを行ふ

此急速の時に方れども、内藏助の措置周密、何一つとして遺算あらず、諸士皆其偉器たるを知りて、心に深く佩服す

内藏助の開城の準備に精勵するに反して、九郎兵衛父子を始め、五人の番頭岡林奎之助、近藤源八、

外村源左衛門、伊藤五右衛門、玉虫七郎右衛門等は只管退去の工風に餘念あらず

城中の會議には逡巡すれども、懐中の相談となりては各自一步も退かず

内藏助の府庫の金銀を諸士に分配せんとするを聞くより、打連れて其前へ出づ
配分は如何なる目安に據られんぞ、知行高に應じて割り當てられんこそ、穩當にいへければ、臆面もなく我田引水の説を述べ立つれば、内藏助頻りに首を打ち掉る

イヤ〜小身とて、大身とて、君を思ふに隔てはなきもの、何とて其間に厚薄の差別を立つべきや、且つや小身者は平生何の貯へとてあらねど、大身のものには武具家財を賣りても三年は支

へられぬはん、宜しく人数に應じて分ちいへし一團に多数の爲めを思うて、我身の利害を顧みず九郎兵衛父子争かたで之れに服せん

大身には大身の分限あり、小身には小身の覺悟あり、何ぞ一様に申さるべきや、若し人数に應じて配分されなば、如何にして家來共の始末を附けられいべきや

口を極めて反對すれば、五人の番頭亦た一齊に此議を賛す

其場に居合はす人々、我が身の小祿を思ひて口を噤めば、内藏助今は餘儀なし

左らば持高に應じて分配すべし
持高百石に付金二拾四兩つゝと定め、三百石以上には夫々割合ひを減じ、又中小性には金拾四兩

徒士には金八兩、足輕小頭には金一兩及ひ切米六石、足輕には銀一枚、鐵砲一挺及ひ切米五石、立番の足輕には三石つゝを遣はす
左れども内藏助自からは敢て一粒をも受取らず

(四一) 大野九郎兵衛の逃亡

九郎兵衛既に開城の説を聞き、又分配率の議にも勝つ、今は其真意漸く荒し

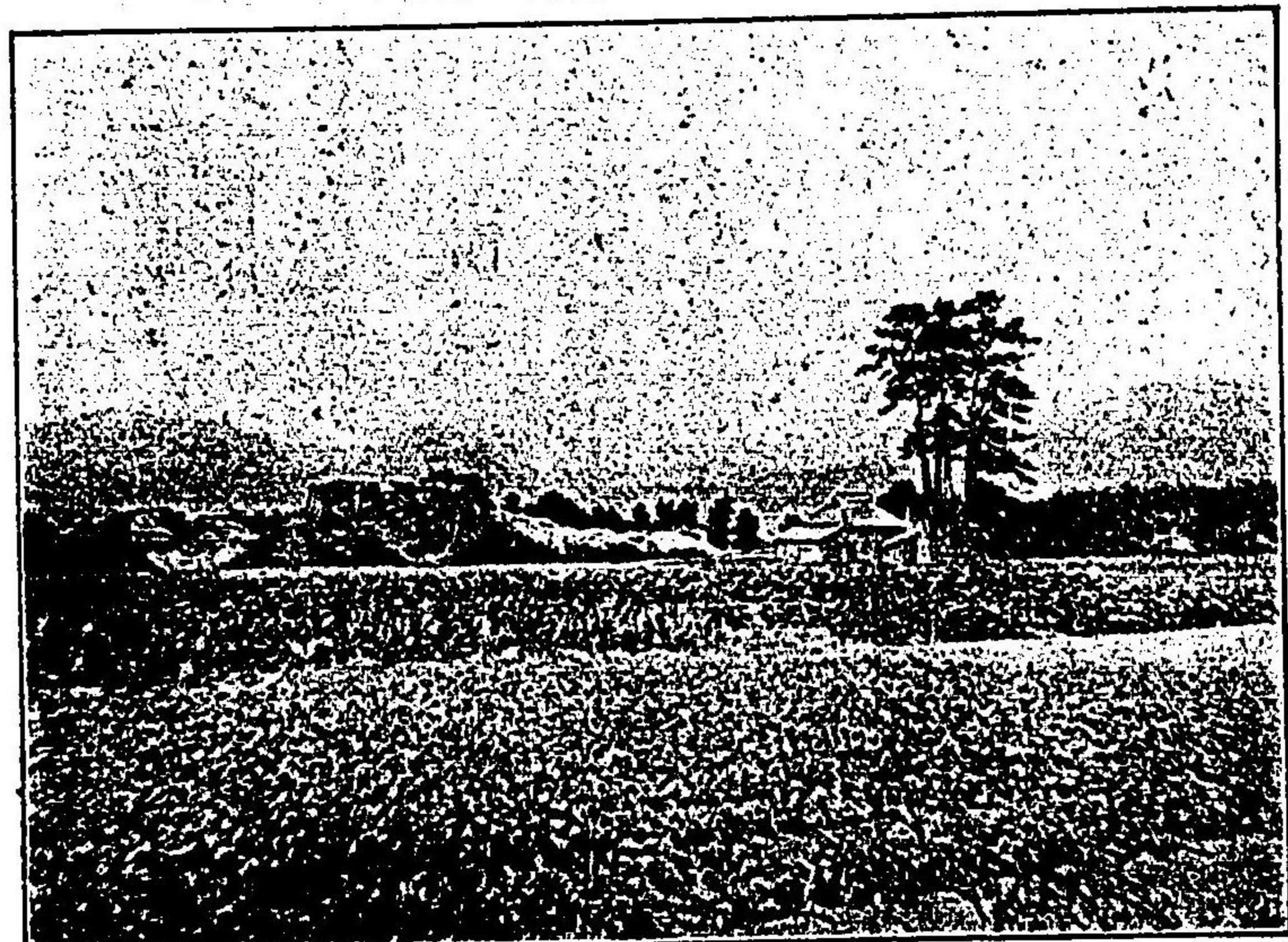
時に札座の役員中、此ドサクサに紛れて、金銀を儉み去るもの多し、九郎兵衛斯くと聞くより、密かに八十右衛門を罵る

札座奉行たるもの之れを防ぎ得ずとは心得がたし、定めて八十右衛門も一つ穴の貉ならんこれぞ小人の心を以て君子の行ひを測るもの

八十右衛門は原惣右衛門の實弟、清廉にして氣骨あり、早くも此由を傳へ聞きて、烈火の如くに憤

ほる
オノレ九郎兵衛、能くも人の惡口を吐きたるよ
な、武士たるもの斯かる疑ひを受けては、一分
相立たず、イデく九郎兵衛奴を撃ち果たさん
四月十二日の夕暮、藩札引換の處分終るを待つて、
八十右衛門只一人九郎兵衛の邸へ躍り込む
岡島八十右衛門、亡君の御用あつて罷り来る、
疾くく案内いへ

山も響けよとばかり、大音響に打呼はる
ソレと知つたる九郎其術、忽ちブルくと震へ上
がる
留守と言へ、他出と申せ、努めく覺られまじ



大野九郎兵衛の邸址
播州赤穂城内に在り今は全に廢れ去つて物も留めず自ら秀
漸々觀あり島十八右衛門に喝せられて速に是れ即ち此る

日本史蹟

九郎兵衛孤鼠々々準備を整ふ
去らん

八十右衛門留守と聞いては、強ても追らす
亡君の御爲め重き御用ぞ、歸宅せば早々告げ知
らせよ、必らず今宵を過すべからず、案内なく
ば又々推參すべきぞ
言ひ捨て、大股に歩み去る
又々推參せられて堪るべきや、今宵の中に立ち
去らん

夜半の頃ひ、忽ち表門の戸をドンくと叩くもの
あり、九郎兵衛
ソリヤ又來つるぞ、留守と言へ、まだ歸らぬと
申して追ひ返へせ

忽ち縮み上がりてワナくと願く
家人内より未だ歸宅せざる由を告ぐれば、八十右
衛門忽ち憤然として呼はる
其方共能く承はれ、此八十右衛門は一命を君に
奉つらんと存するもの、何ぞ金銀に眼を眩れん

や、其方の主人九郎兵衛、乞食非人になつても
生命を保たんと存する卑怯未練の身を以て、此
方に惡口せしと承はり及ぶ、無禮とや言はん、
不埒とや申さん、九郎兵衛必定宅に在るべし、
疾くくこれへ出よと申せ

今にも門を蹴破らん權幕、家人驚き恐れて、更に聲をも出ださず

餘りの卑怯に、氣も、張合も抜けぬ

我れ何條畜生武士を斬るべき刀を持たんや、唯後來を懲らしめん爲めばかりぞ、扱て〜鳥乎の痴漢かな

八十右衛門カラ〜と高く笑つて立ち去れば

イザ此間に立ち退かん

九郎兵衛遠てふためき、婦人の駕籠に乗つて裏門より逃げ出で、一旦甥の伊藤五右衛門方に駆け込み、翌日更に他方に走る

其子郡右衛門も亦た家族を急ぎ立て〜、道を變へて遁れ出づ

郡右衛門の幼女年五歳、時に乳母と與に一室に臥

す、郡右衛門其覺めて泣かんとを虞れ、其儘打ち棄て、立去る、身と思ふものは、子をも思はず、乳母程經てソレと覺り、驚いて海岸に馳せ付くれば、時刻後れて影も見えず、幼女を抱へて、途方に暮る

内藏助聞いて憐れみ、其女を親しき町家に托して

(四二) 間諜の發見

受城使の到着早や近きに在り

赤穂は籠城すべきか、せざるべきか、世上の疑念は繁つて此二點に在り

會々城中に穴を鑿ちて、不用の書類を燒燬すると七日ばかり、何者の言ひ出でけん

城内にては此間より夥多しき鐵砲玉を鑄立てい

由、必定籠城の覺悟にゆべし

其れより其れへと語り傳へて、赤穂籠城の説俄かに高まり來る

城東熊見川の畔に米廩あり、殘米二百石ばかりを

藏ひ、藏奉行員賀彌左衛門其不用心なるを見て、人夫に命じて城中の倉庫へ移し入る、それと見たる人々又もや

アレ見よ、兵糧を城中に取入れぬぞ、愈々籠城

に相違あらじ

互ひに言ひ傳へ、語り傳へて、赤穂籠城の説彌々益々高し

斯くては愈々一戦の外なからん、用意せでは叶ふまじ

隣邦隣藩の兵士續々境上に來り征む

備前岡山城主池田伊豫守綱政は家老津田左源太に士卒五百を附して、國境上上に遣はし、因州鳥取城主池田伯耆守綱清は家老池田岩見に士卒數千を附して、播州の國境に遣はし、讃州高松城主松平

謙岐守頼常は家老大久保主膳に命じて、兵船三十隻を派し、阿波徳島城主蜂須賀淡路守綱矩は物頭

に命じて、兵船二隊を派し、其他播州姫路城主本

多中務大輔忠國、播州明石城主松平若狹守直

明も兵を境上に出だし、讃州丸龜城主京極縫殿

介高豊も亦た兵船を海上に派す、陸に、海に、警備おさ〜怠らず、イザと言は、諸道一時に起つ

て赤穂を掩撃せんとす

封内の人心恟々として其堵に安んぜず、老を扶け、

幼を抱きて、奔竄するもの相踵ぐ、
内藏助不慮の變故を虞れて、城中の警戒を足輕頭
吉田忠左衛門に命ず
忠左衛門乃ち足輕を率ゐ、日夜城中を巡邏して敢
て懈らず

會々人足の仲間を離れてウロ／＼する一人の男あり、
忠左衛門早くも碇と目を注ぐ、

彼奴胡亂ぞ、ソレ搦め取れ

足輕聲に應じてバラ／＼と四方より取り巻けば

アイヤ、逃げ隠れる某にはひはず

臆する色もなく、ツカ／＼と忠左衛門の前に進み

出でしは、讃州高松の横目に去るものありと知ら

れたる竹井金左衛門

扱て／＼御眼力恐れ入つてこそいへ、某は如何

にも隣國の間諜、御城内の容子を探らん爲めに、
紛れ入りしに相違あらず、斯く露顯いからは、
何ぞ一命を惜みひはんや、願はくば御城内の
片隅を拜借仕つりいはん、尋常に切腹仕つり
いへし。

潔よく言ひ放つて更に悪るびれたる状もあらず

忠左衛門聞いて莞爾と打ち笑む

イヤ／＼、其御氣遣ひは無用にいぞ、各々其主

の爲めに忠節を盡すは武士の習ひ、貴殿の忍び

入らるゝも、我等の取り締るも、皆是れ各々其

主の爲めにするもの、何の異なる道理かいはん、

今や此赤穂に於ては主君災禍に罹りて、國家に

主なし、城を明けんにも、去らんにも、下知を
受くべき所もあらず、此上は唯上使の到着を待

つて、一同殉死するまでにいなり、籠城の心な
き上は、秘密の在らん筈もあらず、イザ同道せ
られいへ、城中の模様を御覽に入れいはん
自から先きへ立ちて案内し、本丸、二の丸、三の
丸など残る方なく見物せしむ
金左衛門其雅量に感ずると大方ならず、一覽終り
て徐かに問ふ

扱て／＼城中隈なく拜見仕つりて、本懐之れに

過ぎいはず、就ては少しく伺ひたうい、御同盟

の御方は全體幾人ばかりにいや

これも金左衛門の命せられし役目の一つ

忠左衛門軽く打ち領づく

サア／＼御覽いへ

懐中より連判帳を取り出して示す、殉死には人

數の秘密とてもあらず

金左衛門重ねて問ふ

段々の芳志辱けなし、貴殿の御名前は何と仰せ

られいや、苦しからずば仰せ聞けられいへ

忠左衛門忽ち首を打ち掉る

這は要なき御尋ねかな、生命掛けにて此城中

の秘密を探らんとせらるゝ、其御苦心を御察し

申せばこそ、斯く御案内をも申せしなれ、既に

城中の模様を御覽の上からは、疾く／＼立去り

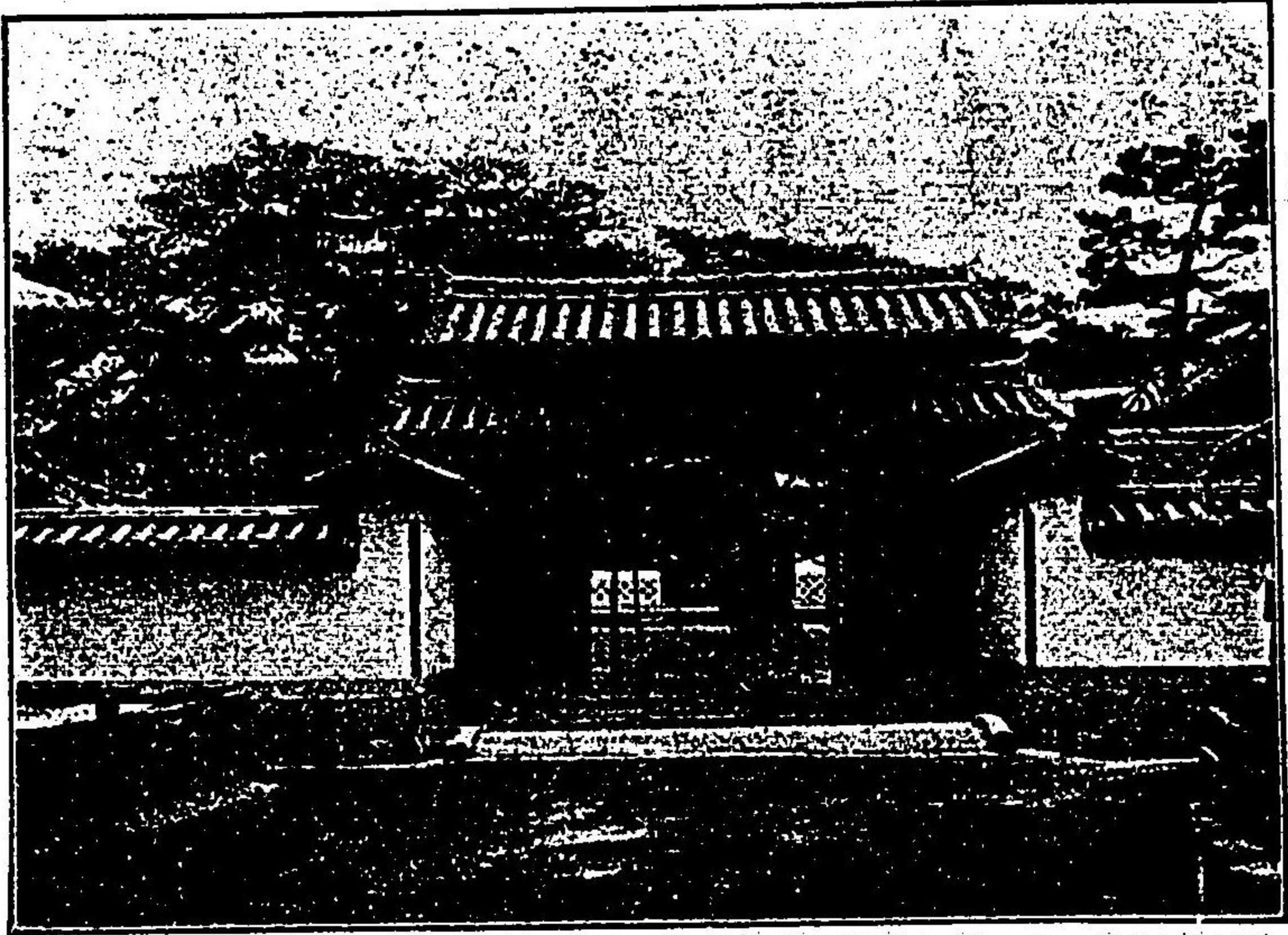
玉へ、我れ若し名前を申さば、貳心あつて城中

の秘密を洩せしとも思はれいはん、貴殿の御姓

名を承はる要もなければ、我が名前を申さん要

もいはず、去りながら無下に申すも如何なれば、

斯様に仕つらん、我等は頓て過去帳に乗るべき



(一其) 寺岳華 赤
墓の世三家同てしに寺提善の家野凌り在に町穂赤郡穂赤州播は寺岳華
のもるせ移を門屋鹽手兩の城穂赤は門山此りあ墳の土義に井

身なれば、此通り戒名をも附け居りひなり、之れを進じいへば、我が亡き跡にて一遍の御回向に預かりたし

自から戒名を認めて渡し、送つて城門に到つて立ち別かる
忠左衛門頓て歸り來つて此由を内藏助に語れば
扱てく心得ある振舞や、我れに代つて諸士を指揮せんものは、此人の外にはあらし
内藏助心の中に深く其器量を感じ

(四三) 官使の來着

赤穂開城の時期愈々近づく
四月十六日、御目附荒木十左衛門、榊原采女の二人打揃うて到着すれば、用人田中清兵衛は領分境

まで出迎へ、内藏助は用人植村與五右衛門と與に東の町口まで出迎へ、導きて旅館に入る
十左衛門の旅館は紙屋四郎右衛門方にして、采女の旅館は笹屋新十郎方なり
稍々ありて十左衛門より召喚の命あり、内藏助乃ち岡林奎之助、佐々小左衛門、河村傳兵衛、田中清兵衛の四人を引連れて紙屋四郎右衛門方に到れば、十左衛門直に對面して告ぐ

内匠頭此度の仕合せに付、城池召上げられ、其請取並に在番として脇阪淡路守、木下肥後守の兩人、近日到着の筈なり、家中の面々、呉れくも穩便に明渡しやう仕つるべし、我等御目附仰付けられしに就ては、これに御黒印、御朱印あり、各々に讀み聞かすべきの處、服忌あれば其

儀に及ばず
三寶に載せたるまゝ、一同に指示す
何れも當地引拂ひの儀は、御代官の是れへ到着以後三十日限りたるべし、何れ高札相立てさすべければ、家中の者共篤と拝見仕つるべし、尙ほ是れは仰渡されにはあらず、唯我等の存じ寄りまでを申聞かすべし、内匠頭殿には上へ對じて何の御怨みをも懐かれさればこそ、御憐愍を以て此通り仰付けられたるにて、家中の者共何方へ罷在るとも更に御構ひなし、右三十日の間に緩々引拂ふやう仕つるべし、但し赤穂領へ住居致さんと存するものは、其由前以て申出でらるべし

傍に差置ける高札を示す、其文に曰く

條々

一今度播磨國赤穂城被召上り間、萬事御法度之趣、堅可相守一事

一喧嘩口論令停止之訖、若於違背者、双方可誅三爵之、萬一令一衛擔者、其科可重於本人一事

一狼不可伐採竹木、並不可押買狼藉一事

一一家中之面々武具諸道具、可任其身分、家中之輩、城下引拂之儀、十左衛門、采女並御代官

到着三十日可爲限、但給人赤穂領に有之反輩者、遂穿鑿、心次第可差置之、立退度

族者、先々に而無違亂、可宿借一旨、從三兩人、證文可遺之事

附家中明屋敷番之儀者、所々町人百姓等可

一借物者可爲證文次第一事
右之通被仰出、堅可相守、若令違背者、可處三嚴科者也
元祿十四年己四月

附家中明屋敷番之儀者、所々町人百姓等可

勅事

一種借之儀、藏出し借付事、於無疑者、當暮可收納一事

附年貢未進可棄捐一事

一未進方え取仕男女之儀、主從可爲相對一事

附譜代に出置男女之儀、於無其紛者、譜代勿論之事

一借物者可爲證文次第一事

右之通被仰出、堅可相守、若令違背者、可處三嚴科者也

元祿十四年己四月

元祿十四年己四月

榑原采女
荒木十左衛門

内藏助等逐條讀み了りて、謹承の旨を答ふれば、

十左衛門尙ほ

重立ちたる面々の宿所は、書付を以て申出でらるべし、申すまでもあらねど、火の廻りの儀は別して念を入れ申すべし

何呉れとなく注意する所あり、内藏助一々領承の旨を答へて引き取る

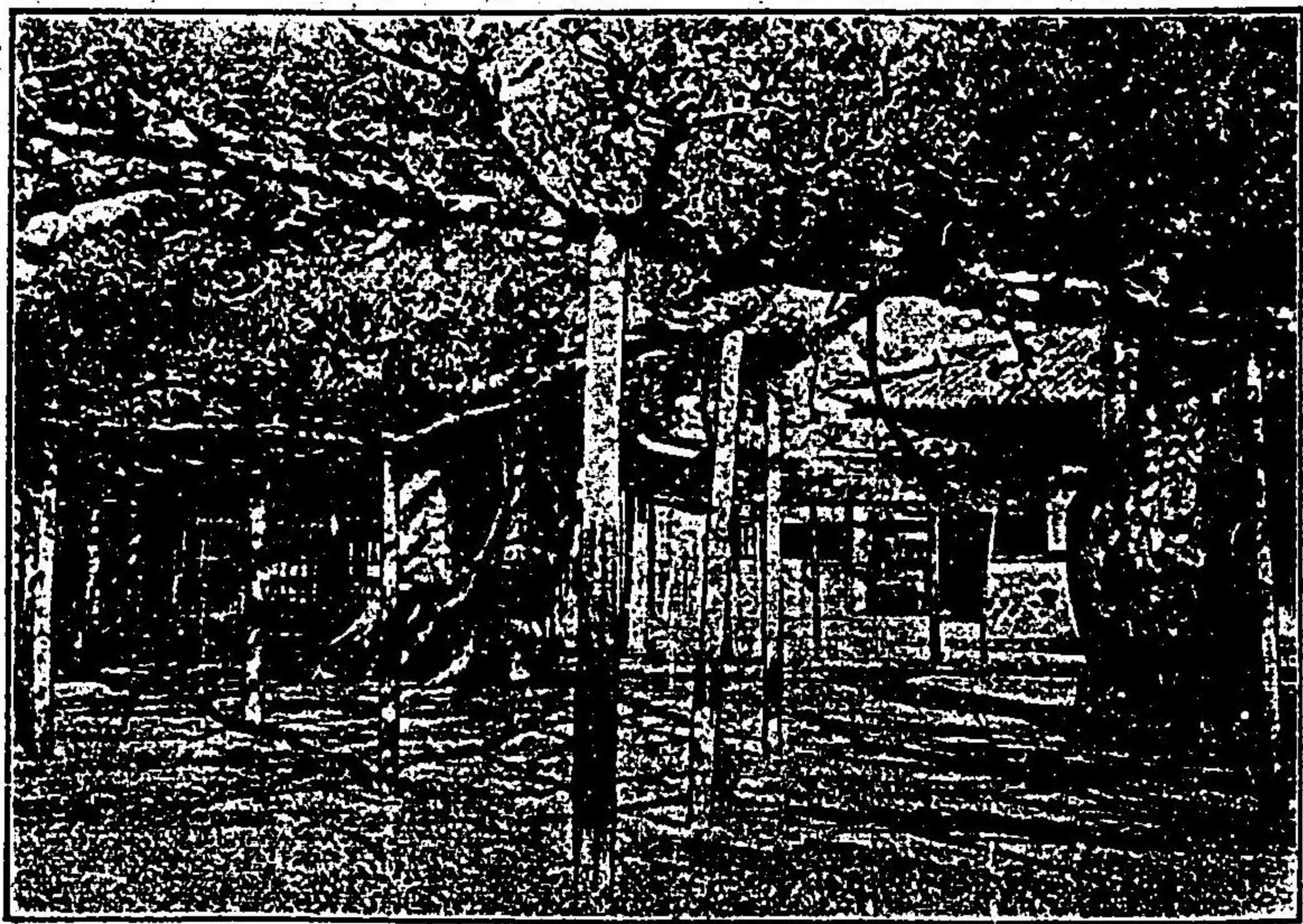
御目付より後くる、と一日、御代官石原新左衛門、岡田庄太夫の二人亦た到着すれば、山村理左衛門

は陸村に出迎へ、佐々小左衛門、吉田忠左衛門、植村與五右衛門の三人は東の町口に出迎ふ

新左衛門は旅館、柏屋道閑方に入り、庄太夫は旅館、泉屋正因方に入れば、内藏助及ひ田中清兵衛

の二人、早速旅館に出て、挨拶の辭を述べ

の二人、早速旅館に出て、挨拶の辭を述べ



(其二) 寺岳菟赤

一其ち即けるめに圖此りお樹松二るたる菟の助藏内石大に寺岳菟

(四四) 城内の検分

十八日辰の刻、御目付荒木十左衛門、榊原采女、御代官石原新左衛門、岡田庄太夫の四使打揃うて、城内の検分を行ふ

本丸、二の丸は内藏助及び奥野將監の二人一々案内し、内山下屋敷は田中清兵衛、間瀬久太夫の二人、外屋敷は横目三人、夫々案内を勤む

四使赤穂の領内に入れば、道路は掃除せられ、橋梁は修理せられて、長さ途上に一點の塵をも留めず、更に城中に入つて見れば、樓閣邸第盡く洒掃せられて、瀝ぎ立てたるばかり、武器は盡く整理し、文書は盡く整頓して、帳簿に毫厘の相違とでもあらず

四方の城門は堅く鎖して開かず、狭間、木戸より樓櫓に至るまで、士卒嚴重に守衛せる状、宛がら主君在世の時の如し

四使來れば敬禮を施し、四使去れば復た役務に就く、紀律嚴整、號令一たび下れば、各部盡く活躍せん

四使見て深く心に感ず、頓て内匠頭、居館金の間に入りて茶を喫す、内藏助遙か末席に平伏しつゝ、述べ

内匠儀不關法の仕形に付、御法式の通り御仕置仰付けられ、兎角申上ぐべきやうもいはず、但し故采女正儀(長重)は權現様御一統の以前より台徳院様へ御奉公申上げ、引續き御代々御厚恩を蒙りしに、此度計らずも斷絶仕つりし

と、一入殘念にこそ存ししへ、弟大學閉門仰付けられ置かれし、其安否をも存せずして離散仕つりしと、家中の者其の特に安心仕つらざる所に、何卒大學御赦免の上、人前も相成りいやう、偏へに御取做しの程願ひ奉つりし誠意胸に溢れて、言々涙を合ひ

四使一言の答へにも及ばず、其儘進んで大書院に到る

内藏助又手を突きて述べ、先刻申上げ奉つれる通り、家中の者其の安心仕つらざる段、幾重にも御賢察下し置れ玉ふべし

其言、其狀、楚々人を動かす、四使尙ほも答へず、諸所を檢分し、終りて支關に出づ

内藏助式臺まで出で、又請へば、今は流石に捨て置かれず、御代官石原新左衛門徐かに十左衛門に向ひて言ふ

内藏助の申すところ誠に餘儀なくこそ覺えしへ、十左衛門尙ほ答へず、知らぬ振りにて退出す

夕刻に至り、十左衛門内藏助を旅館に召して告ぐ、扱て、道路の修繕を曰ひ、城内の始末を申し、公儀を重んじ奉つるの致方、殆んど感じ入りぬ、右の趣早速飛札を以て委細注進に及べり、定めて御満足に思召さるべし、就ては城内に於て

嘆願の趣、一々承知せり、鈞命を奉じて城内檢分に及べる折柄、兎角の返答に及ばざるは、餘儀なき次第と承知せらるべし、何れ十左衛門歸府の上は、大學殿の世に出でらるゝやう、何と

か申立ていはん
始めて明かす胸中の情、内藏助深く感謝しつゝ、辭して城に還る

(四五) 赤穂城の明渡

四使に續いて受城使亦た來る

脇阪淡路守安照自から一隊の兵を率ゐ、十八日申の刻を以て其居城播州龍野を發し、鷹取峠を越えて赤穂に向ふ

五里の行程を驅ると二時ばかり、戌の刻を以て城下に達し、直に大手門外に陣を布く

頓て使者を城中に遣はして告ぐ

當城在番の台命を承はりて、脇阪淡路守安照罷り向へり、開城の儀は明十九日卯の刻を以て行

ふべきの由聞き届く、愈々其趣に相違ある可からず

内藏助謹んで答ふ

來諭の趣、畏まり奉つりぬ

淡路守命じて兵を五手に分つ、前軍、中軍、後軍、

右翼、左翼、部伍整然として居並ぶ

中軍の前には馬標を建て、提燈を掲げ、士卒各々

刀槍を執つて折り敷き、イザと言はれ、一齊に起

つて突進せんと身構ふ、其體極めて勇々し

城兵の衛るも、詰めるも、只今宵一夜

若しもの事ありては申譯けのあらじ、能く心

を付けて警衛いへ

内藏助固く諸士の睡眠を禁じて、城門を堅め、火災

を警しめ、自から城中を驅け廻りて士卒を監視

斯くて大手の城門に到り、櫓上に登りて淡路守の陣を望み見ると少時

曾ては主君に代りて人の城池(備中松山城)を受取りたる内藏助、今は主家の亡びて其の城池を明け

渡さんとする、人世の變轉常なきを見ては、何ごか

感慨の湧かざらん、俯向く眼よりホロリと涙下ると三四滴

内藏助尚ほも淡路守の陣形を望み、兵數を計り、

馬標、提燈の有様など見つゝ、獨り領づく

扱ても見事や、陣の布置、兵の配備、流石に心得

ある人ぞ、左れども今は元龜、天正の時代にも

あらず、小銃、弓矢の合戦にもあらず、大砲も

あり、連城砲もある世の中、斯く城近く陣を置

かんは危し、我れ異心を有せざればこそ好けれ、

若し籠城の覺悟あらんか、一舉にして之れを碎

かんと最と易し、今宵は陣を遠ざけて人馬を休

め、明朝矢道を避けて城門に進まんこそ、安全

の道なるべけれ

折りしも櫓の火光チラと漏るれば、見るく中軍

の馬標は倒され、提燈は消されて、淡路守の陣中

俄かにヒッソリと鎮まり返へる

如何さま名將の後ぞ

内藏助心に其用意の深きに感ず

最後の一夜は無事に過ぎぬ

十九日の天明けなどする頃、一隊の人馬、西よ

り來つて搦手の門外に留まる、これを受城使の一

人木下肥後守公定の猪池山を越えて馳せ來れるも



(三其) 寺岳華種赤

は郭一る在に後の塚ふ撰み文其麻忠江藤りあ塚義忠に内境の寺岳華
りあ柳忠不に右櫻義忠に左の口入其てしに墓墳の士義

の豫定の時刻今や愈々来る

内藏助ソレと號令すれば、前後の城門忽然として

開く

素破や進め

脇阪淡路守は大手より、木下肥後守は搦手より、

各々兵を率ゐて城に入る、隊伍肅々として紊れず

内藏助受城使以下を大書院に請じて、城池の目録、

武器、文書の目録を呈す

續いて城兵持場々々を撤すれば、受城使の部下即

座に之れに代はる

開城の手續無事に終りぬ

内藏助乃ち諸士一同を川口門の脇にて待ち合せ、

後を見返り、悄然として華岳寺に引き揚ぐ

祖侯城を築きてより五十七年、今や君逝き、國亡
びて、空しく他人の手に附す、無限の感憤胸に滿
つれば、諸士皆辭はなく、只涙のみ落つ

(四六) 使者の退散

案じに案じたる開城も無事に終りぬ

受城使の一人木下肥後守公定は即日兵を率ゐて備

中足守に引き取り、脇阪淡路守安照其一手を以て

城を守る

御目附荒木十左衛門、神原采女の二使は尙ほ留ま

りて形勢を視察し、御代官石原新左衛門、岡田庄

太夫の二人も亦た留まりて事務の引継ぎを受く

一門親戚より差し向けられたる使者の面々亦た皆

急ぎ復命せんとて立ち還る

宗家淺野安藝守綱長の家臣井上圓右衛門亦た廣島
に歸らんとし、進藤源四郎を招き寄せて告ぐ

此度無事の開城、御一門に於ても嘸かし満足せ

られぬはん、我等しきまで喜悅の至にこそいへ、

豫て隣國にては専ら籠城せらるゝやう巷説致し

いひしが、成る可くならば其人名を承はりたし、

安藝守へ忠心の程を披露せんとこそ存するなれ

源四郎も流石に内藏助の親戚なり

イヤ、籠城とは以ての外に、公儀に對し

奉つりて何の存念をも抱かざる家中の面々、何

しに左様なる暴舉を企ていへきや、但し時宜に

従うて城中に殉死せんと取極めたることはいへ

ば、定めて其儀を左様に申したるにもいはんか、

其人名ならば内藏助の手許に控へ居りい答、一

應同人に謀りて否やの御返答仕つらん
體よく答へて立ち歸り、斯くと内藏助に告ぐれば

いしくも答へいものかな

内藏助心の中に感じつゝ、

何か苦しからん、見せしめし

自ら筆を授きて連盟の氏名を書き認め、源四郎の

手を経て團右衛門に渡せば

これこそ二なき土産なれ

悦び受けて蘇州に馳せ還る

(四七) 諸士の離散

開城後の赤穂は宛から火の消えたるが如し、家は

門を鎖し、人は愁に沈む

江戸より馳せ來れる諸士の面々、見たからぬ開城

の光景をも見て、今はとて此地を立去らんとす

片岡源五右衛門、磯貝十郎左衛門の二士は二十日

を以て先づ去り、村松喜兵衛及び其子三太夫の二

士も亦た立ち去る

堀部安兵衛、奥田孫太夫、高田軍兵衛の三士亦た

去らんとすと聞き、内藏助一人々々に同文の書面

を送る、是れぞ感状の意味を含めるもの

一兩日中、御發足御下向之由、此度は遙々御

登之儀、御真切之御志、感入し、諸事繁多之

時節故、緩々として不得御意、残念存し、以上

四月二十日

堀部安兵衛殿

尚々御發足之節、面上萬々可得御意し、以

上

會見は三士も固より願ふ所、直に打連れて内藏助
の許を訪ふ

内藏助今は何も角も包まず

此間小山源五右衛門より聞かれし處、正しく我

等の所存、毛頭疑はるゝ所あるべからず、當地

立退きの上は差向き京都へ落ち着く筈、其上は

一先づ江戸へ赴きて、各々方と與に篤と計略を

運らしめし

打ち解けて意中を語れば、三士今は少しも疑ふ所

あらず

我等も始めより復讐を存じ立ちしへるもの、此

上は驥尾に附きて本望を遂げしはん

固く復讐の約を番へ、其翌二十一日を以て江戸に

還る

土着の諸士亦た三十日の期間を待たず、何れも住
み慣れし屋敷々々を引き拂うて、己がじ、西に東
に立ち去る

こゝに於て荒木十左衛門は岡林奎之助の邸に移り

榊原采女は片岡源五右衛門の邸に移り、石原新左

衛門は伊藤五右衛門、岡田庄太夫は玉虫七郎右衛

門の邸に移る

家はあれども、人は住まず、人の住めるも、主は

異なる、深林風青きところ、杜鵑不如歸去を叫べ

ども、俄浪士の身の上、歸り去るべき家もなく、

郷もあらず

(四八) 大石内藏助の臥床

内藏助四月十五日より事務所を遠林寺に設けて庶

務を取扱ふ

開城後は家を擧げて此處に移り、日夜攻め汲々、

内藏助斯くと聞きては捨て置かれず、急ぎ自から馳せ向ひて、懇諭を加ふれば

御城代の仰せぞ、違背すべからず

農民皆服して、騷擾頓に鎮まる

内憂外患交々臻れども、内藏助少しも慌てず、一身を以て百忙に當ること前後五十日あまり

五月七日に至りて重なる用務粗々整ふ、乃ち家族を提げて尾崎村元屋八十右衛門の別墅に移る

御目附荒木十左衛門、榊原采女の二人亦た十一日を以て歸途に上る

内藏助心少しく寛ぎけん、左右の腕俄かに疼みて、痛苦堪へがたし、醫師に見すれば、疥癬の診断に捨て置かれず、治療するとはすれども、床に就くべき暇もあらず

御國換にて少しは御仁政でも布かるゝとか、大野殿にも優る無慈悲の御取扱ひを蒙りては、争で我等の立ち行くべきやうである

不満の色顔に形はれて、不平の聲巷に滿つ、民心動搖、アツヤ、竹槍席旗の暴擧に及ばんとす

五月二十日、内藏助遠林寺住職祐海を紀州高野山に遣はして、内匠頭の石碑を建て、又赤穂の三ヶ寺へは、内匠頭の永代供養として田畑を寄附す、乃ち

花戀寺へ

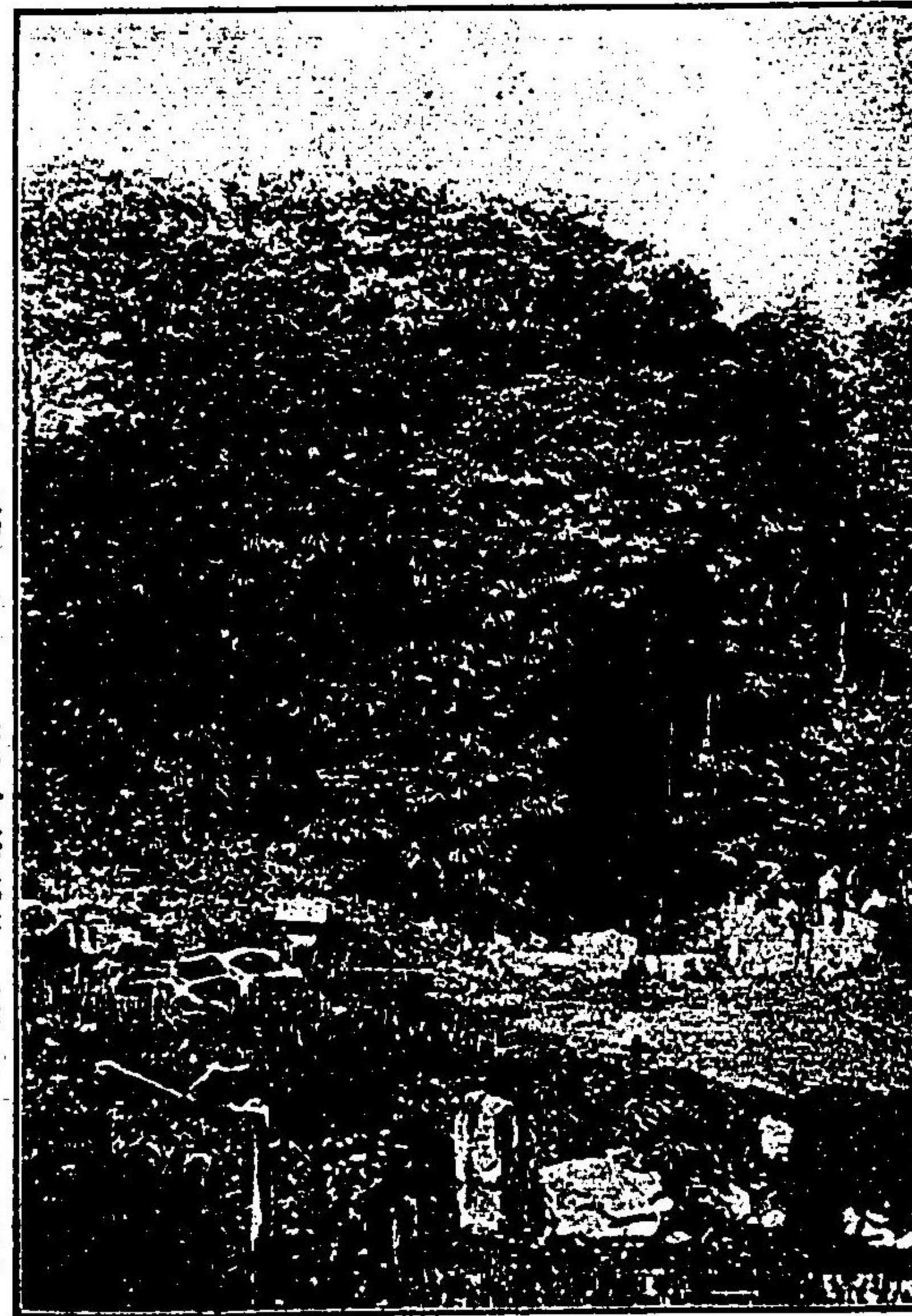
一、田畑三町五反一畝六歩
此代銀拾三貫八百壹匁

大蓮寺へ

一、田畑四反六畝四歩
此代銀二貫七百四拾七匁三分

高光寺へ

一、田畑五反二畝九歩
此代銀貳貫七百四拾一匁九分



寓假の村崎尾
石大りに近附の穂赤は村崎尾郡穂赤州播
りな址其は圖此處しせ寓假後城開の助藏内

越て二十二日、残務全く終れば、内藏助ヤレ〜と安堵すると齊しく、兩腕の激痛俄然として加はり、

宛から筋も断れ、骨も折るかと思はるゝばかり
日を逐うて腫は次第に擴がり、肉は次第に腐りて、
心身の苦惱譬へんに物もあらず
左しもの内藏助も今は氣力も衰へて、ドツと床に
就きたる儘、身動きさへもならず、家族の心痛言
ふばかりなし
奥野將監、進藤源四郎、河村傳兵衛、吉田忠左衛
門、小源五右衛門、岡本次郎左衛門の諸士は、
前後京都、伏見の方へ出發せしかど、原惣右衛門
のみは尙ほ獨り赤穂に留まり、内藏助に代りて諸
事を執り行ふ

(四九) 主家再興の運動

六月に入りてより内藏助の痛み少しく減したれど

も、尙ほ床を離れがたし
内藏助熱々心に思ふ

君の仇を討つて、君の御憤りを齎し奉つらんと
は、臣たるの義にして、君の家を興して、君の
御祀を存し奉つらんとは、臣たるの忠ぞかし、
我れ既に君の仇を討つて、臣たるの義を盡さん
と誓へり、爾かも君の家を興して、臣たるの
忠を全うせんとも亦た忘るべからず、我れ此儀
を存すればこそ、城中に於ても再三官使に嘆願
せしなれ、官使歸府の上からは、定めし我が願
意を執達せられるべし、左れども其探得て期
すべからず、此上は有らん限りの力を盡して、
御家の再興を計らんに若かし

胸中夙に期する所あり、先頃高野山より歸れる

遠林寺住職祐海を病床に招き寄せて告ぐ

貴僧太儀ながら今度は江戸に赴きて、御家再興
の儀を計り玉はるべし、抑も護持院大僧正は公
方家に於かせられても、柳澤出羽守殿に於ても
尊信極めて厚く、又護國寺僧正も之れに次ぎて
尊崇せらるゝと申せば、此兩僧に縋りて只管頼
み玉ふべし、自然公方家の御聞きに達しはん
か、成否知るべからざるも、此儘已むには優り
いはん、此事貴僧ならでは出来がたし、如何に
此儀承け引き玉ふまじきや

祐海快よく承引すれば、内藏助更に聲を潜めて論
す

抑も御家再興と申すは、決して大學殿の御閉門
を早く御赦免下さるべしと願ひ奉つる次第には

あらず、何時にてもあれ、御赦免の節は其面目
の相立つべきやう、御取計ひあらんとを願ひ奉
つるの趣意に外ならず、吉良家は先君の仇に、
俱に天を戴かざるの人に、之れと相並んで公
儀へ事へ奉つらんには、假令ひ先知を其儘賜は
ることも、決して大學殿の面目とは申すべからず、
今更吉良家を御咎めあらんとは出来がたしとす
るも、其處には何とか規模の立てやうもい筈、
吉良家の安否は御家の存亡に由ることを御勘辨
あらば、公儀に於ても相當の御分別も之れある
べきか、此儀能く合點せられいへ

啣んで嘯める如くに説き示せば、祐海委細心得、
六月下旬を以て急ぎ江戸へ馳せ下る
會々淺野美濃守長恒の家臣よりの書翰、江戸より

心事兎角に譏譽相半ばす
 水際立ちたる赤穂開城の始末、世に傳はりてより、
 内藏助の令聞頼みに諸侯の間に高し
 中にも備前岡山城主池田伊豫守綱政の如き、肥後
 熊本城主細川越中守綱利の如き、肥前佐賀城主
 鍋島信濃守綱茂の如き、筑後久留米城主有馬中務
 大輔頼元の如きは、何れも内藏助の振舞を聞きて、
 深く其風采を欽慕し、夫々傳手を求めて聘用せん
 とするに至る
 左れども内藏助の深意を知らざるものは、皆口を

(五〇) 老僕八助の憤慨

心こそ頼みに決すれ、身は未だに動くべくもあらず



(二其) 崎御濱新
 住絶景風りわ社神郡岐伊に崎御村濱新郡穂赤州播
 す集醫に近附此客浴水海は時夏



(一其) 崎御濱新
 りあ所ふ云さ崎御てしに丁十二約南東とる離な下城の穂赤州播
 所るす稱さしせ船乗の助藏内石大後城開穂赤す屬に村濱新郡穂赤

達す、内藏助被きて之れを見れば、其大意に曰く
 御目附荒木十左衛門殿、當月七日、御入來、江
 戸歸着の後、豫ての願意早速執事方の御聞きに
 達せんと存ししへごも、各々御列席の前にては
 互に讓合はるゝともやと心付き、執事の館々を
 歴訪して具さに申達に及びぬ、快よく挨拶せる
 御方もいへば、頼て望みの達すべき時もいはん
 か、此儀申遣はれたしとの事にい
 武夫の一諾千金よりも重く、今や愈々其約を踐む、
 内藏助讀みも了らず、ハラ〜と涙を流す
 荒木殿の芳志、何時の世にかは忘るべき、近日
 山科へ移る上は、早速江府へ下向して、一つに
 は亡君の御墓を拜し、一つには大學殿の安否を
 伺ひ、又一つには荒木殿の芳志を謝し参らせん

極めて痛罵す

あかほとは云へど腐つた心かな

このしろばかり賣れぬ浪人

と嘲けるもあれば

大石の藏とは兼て聞きつるが

よく／＼見ればさらす藏哉

と罵るもあり

大石は鯨の重もしになるやらん

赤穂の米を喰ひつぷしけり

と冷笑ふもあれば

赤穂浪人は武士の風上にも置くべき奴ならず

と熱罵するもあり、近國武士の赤穂に來つて城池

の形勢を觀るもの、亦た其開城の意苦地なきを笑

はざるはなく、赤穂浪人とは腰拔武士の異名とま

で卑げすまゝに至れり

小柄ながらも沈勇の内藏助、世の褒貶を度外に置

きて、心にも留めず

六月の中旬に至れば、左しも烈しかりし患部の

疼痛も漸やく去る

何時まで此處に在りても際限なし、此上は一日

も早く出立せん

夫れ／＼出發の準備を整ふ

老僕八助と云ふは尾崎村の産、久しく内藏助の許

へ事へたれども、今は年老い、力衰へぬれば、辭

して我家に在り

内藏助の京都へ出發せんとする由を聞きて、早速

尋ね來る

愈々山科とやらへ御越しの由、扱て／＼御名殘

内藏助打ち領づく

計らざる事より、御家斷絶に及びて、如何にと

も詮方あらず、他郷こそ心安けれ、此上は京の

片ほどりへ引籠りて、一生を終らんと思ふなり、

今分れば、何時か復た逢はれん、名殘惜きは

此方とても同じ事ぞ、何かな片身には思へど、

早や荷物なども仕舞ひて心に任せず、イヤ是れ

なりとも取らすべし

紙に包んだ儘出だせしは、金二十兩包の中の遺

ひ殘りの十四兩

八助見るより忽ち氣色を變ず

老爺の是れまで参りしは、何か御手の觸れたる

物を戴き、主公の御身と思ひて、朝夕拜み参ら

せんと存する爲めはこそいへ、卑しき身とは申

せ、御金を戴かんとて來しにはいはず、此度殿

様は御生害、御家は斷絶、數ならぬ此老爺でさ

へも涙が溢れ、況して御先祖より格別の御厚

恩を蒙ひられたる主公の御事、嗚ぞや／＼と存

じ奉つりしものを、情なや城は臆面々々を明け

渡し、御身はノメ／＼と片田舎へ引籠り玉ふ、

エ、これが御侍の御作法にいか、重ね／＼御不

運なるは殿様、御怨みを露し参らせん御家來と



大石内蔵助の遺蹟 大石内蔵助の遺蹟に別す蔵に寺岳華蔵赤のものた
へ與てき描に助八徳若きさるすさんか赴に科山りよ村崎尾の助蔵内石大
りあのもるたれば行に世てしと擲石に別す蔵に寺岳華蔵赤のものた

では一人もあらず、ア、ア、腹立たしや
包を取つて投げつゝ、ワツと聲を立て、泣き喚く
内蔵助遠て、聲を掛く
許せ老爺や、此方が悪るかりしぞ、イデ改めて
取らすものこそあれ

傍の硯を引き寄せつゝ、病餘の腕を揮うて描け
るは一葉の人物畫、富士笠を冠れる一士顧みて立
ち、一刀ボツ込めたる一僕後に従ふ
老爺や定めて存じ居らん、これを書し此方の江
戸に居りし時、其方を連れて吉原へ通へる時の
状ぞ
八助デツと書を見詰むると暫し、主公の志江戸
に在るよと思へば、忽ちハツと兩手を突く
これこそ老爺が望むところの御片身、永く寶物

と仕つりゆはん
欣然として押し戴きつゝ、名残惜しげに辭して立
ち還へる

(五一) 内蔵助の山科轉住

今は旅装も全く調ふ
六月二十四日は内匠頭の百箇日なれば、内蔵助特
に花藏寺に詣で、懇ろに法會を管む
用事と云ふ用事も此れにて果つれば、其翌廿五日
離れがたなき故山の土地を離れて、海路浪華へと
向ふ
後の方を顧みれば、孤城空しく蒼霧の上に登ゆ、
君在さぬ地の名残一入惜し、前の方を望めば、
青山遠く白雲の間に横はる、家無き身の何處か骨

を埋むべき

世を去りし君が名残の涙かな

みちくる潮もわが袖の上

流石の英雄も涙堰さあへず
蒼々の波はコ、易水の俤には似され、蕭々の風は
今も壯士の胸をや斷つらん
聲々の歎乃、船は陸を離るれども、尙ほ陸に沿う
て進む
岸には千松萬松一帯を翠の拖き、海には遠波近波
萬頃の碧を墨ひ、近き島は水に浮びて、藍よりも
濃く、遙けき山は雲に薄れて、夢よりも淡し、風
を負へる舟は、帆々相逐うて詩に神あり、浪に漂
へる禽は、聲々相喚びて書に聲あり
常ならば去るも惜しき景色を、今の身は見るさへ

最もも備く、二十餘里の航程を、夢現の間に過ぎ、船は何時しか浪華の津に着く。八軒屋より川舟に乗りて淀川の長流を溯り、八幡、伏見の里を経て、洛東山科の邑に着く。此處は従弟進藤源四郎の由縁の地にして、疾に來つて住所を定む、内藏助乃ち西山の里に幽栖の地を卜し、母方の姓を取りて池田久右衛門と稱す。抑も山科の轉住は復讐の第一着歩、敵若し我が深意を悟らば、争かて警戒の上にも警戒を加へざるべし。

左れども吉良家の如きは言ふに足らず、虞る、所は背後の上杉家に在り。

上杉家の當主彈正大弼綱憲は上野介の實の子、今こそ封土拾五萬石に過ぎざれば、謙信以來名譽の武



山科の地蔵堂内石大の石大内蔵助の跡地
山科の地蔵堂内石大の石大内蔵助の跡地
山科の地蔵堂内石大の石大内蔵助の跡地

門にして、之れに従ふ賢臣勇士も亦た乏しからず、彈正大弼若し強藩の力を以て其實父上野介の身を掩護せんか、赤穂一藩の力を傾くるも、我が大望を達せんと叶ふべからず。

此上は如何にもして敵を油断せしめざる可らず。内藏助苦心慘愴、其手段の一つとして家屋建築の工事を起す。

扱て、此處は思ふに優したる好き土地かな、浮世に望みなき此身、斯かる所をこそ子孫永住の地と定むべけれ。

土木を運び、竹石を移して、盛んに邸宅を構へ、庭園を作る、其結構實に一時の假住居とも見えず。

(五二) 同志の所在地

高山の麓ゆるるところ、雲氣自から集まる、内藏助の山科に移りてより、同志の徒、次第の此分野に向うて集まり來る。

京都には小野寺十内、其子幸右衛門、十内の甥大高源吾、間瀬久太夫、其子孫九郎、潮田又之丞、中村勘助、大石孫四郎、其弟瀬左衛門、勝田新左衛門、寺井玄溪、其子玄達あり、伏見には小山源五右衛門、岡本次郎左衛門、其子喜八郎あり、膳所には岡野金右衛門並に其子九十郎(後の金右衛門)あり、大阪には原惣右衛門、千馬三郎兵衛、矢頭長助及び其子右衛門七あり、近松勘六亦た故郷近江國野洲郡比留田の家を曇みて京都に徙る。

一家を挈げて移り住むあり、單身にて來り寓するあり、互に氣脈を通じ、聲息を通じて、徐ろに復

警の策を講ず
御目附荒木十左衛門の音信、内藏助の許へ達せし
と聞くより、一旦主家を見限つて四方へ離散せる
面々

扱ては大學殿の召し出ださるゝも近きに在らん
か、同盟に加はり居らねば、歸參の儀も叶ふま
じきぞ

俄かに忠義顔を装ひ來つて、我れも〜と誓書を
差し入るゝもの數十人

其他在府の諸士にして加はるあり、同盟者の子弟
にして加はるあり、始めは五十餘人に過ぎざりし
もの、今や頓みに上りて百十餘人の多きに達す
左れども藤井又左衛門、安井彦右衛門、大野九郎
兵衛、其子郡右衛門、伊藤五右衛門、外村源左衛

門、岡林奎之助、玉虫七郎右衛門、八島惣左衛門、
建部喜六、萩原兵助、其弟儀左衛門、近藤政右衛
門、多川九左衛門、藤井彦四郎、田中清兵衛、大
木彌一右衛門、近藤源八、奥村忠右衛門、植村與五
左衛門、早川宗助、中澤彌一右衛門の如き、平生
高祿を戴き、君寵を受けたる徒は終に義盟に加は
らす

(五三)

洛北の密會所

内藏助如何に世に望みなき振を示せばとて、斯か
る多數の同志、入り替はり、立ち替はりて出入せ
ば、此幽静閑寂の郷と雖も、何ぞか人目に立たざ
るべき
謀計は密なるを要す、何處か同志の密談すべき

鹿谷の山莊もがな

内藏助あれか、これかと獨り思ひを運らすと暫し
オ、彼處こそ好けれ

計らすも胸に浮べるは、洛北天神厨子の地に在る
瑞光院と稱する一禪刹

在昔清和天皇の御宇、朝野宿禰と言ふ人あり、天
皇の御胞衣を此に埋め奉つり、祠を建て、朝野稻
荷と稱す

豊臣秀吉の聚樂の第に在りし時、淺野彈正忠長
政此處に別業を構へ、朝野稻荷を崇めて鎮守とす、
朝野と淺野と和訓相同じきより、世の人何時とは
なく淺野稻荷と稱へ合ふ

秀吉薨じて後ち長政亦た別業を廢す、慶長十八年、
因幡若櫻城、主山崎右馬允家盛其地に一寺を建て

瑞光院と稱し、大徳寺の僧宗林を以て開基とす、
元祿年間、宗湫其院主たり、本姓は本庄、淺野内
匠頭の夫人瑞泉院の從弟に當る、其地、其人、俱
に由縁あり、内匠頭因りて年々百石の俸米を贈り
て、薪水の料に充つ
境は洛陽の北に在りて、自ら塵外の地を占む、樹
竹高く繞るところ、風烟影縁にして、人烟遠く隔
つるところ、鶏犬聲閑なり

實にや屈竟の密談所、内藏助豫ねて現住宗湫及び
徒弟宗海と交り深ければ、寺右の拾翠庵を借りて
僑居とし、同志を此に集めて密議を凝らすと屢回、
後ち故君の衣冠を寺中に埋めて、墓石を建て、白
銀拾貫目を納めて、永代祭祀の料に充て、八月十
四日の法會を手始めとし、爾來毎月十四日には同

志此に参拜して、一には故君の冥福を修し、一には復讐の密計を講ず
瓶子仆れて笑ひ興ずれども、人は絶えて知らず、
時に來つて簾を窺ふものは、唯天上の月と樹間の
禽とばかり

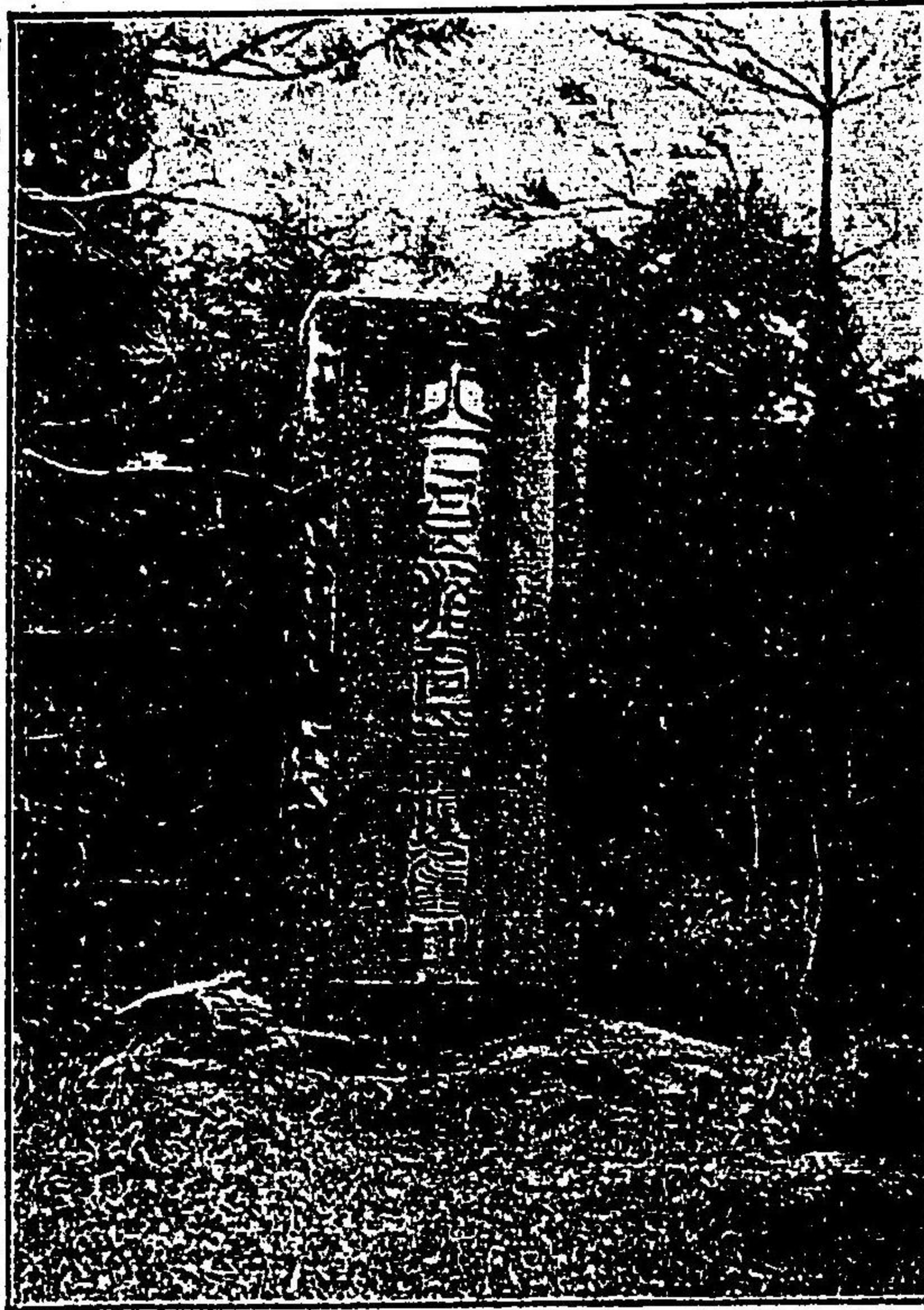
(五四) 江戸三士の催促

時に江戸には堀部彌兵衛、其子安兵衛、奥田孫太夫、其子貞右衛門、片岡源五右衛門、磯貝十郎左衛門、村松喜兵衛、其子三太夫、富森助右衛門、前原伊助、赤壇源藏、倉松傳助、矢田五郎左衛門、高田軍兵衛、小山田庄左衛門、田中貞四郎、粕谷勘左衛門、高久庄右衛門、生瀬治右衛門、田中六郎左衛門等の同志あり、武林唯七亦た赤穂より來

つて、専ら堀部安兵衛、奥田孫太夫、高田軍兵衛の三士と事を謀る
三士は同盟中の躍起組、片時も早く復讐の舉を断行せんと欲して已まず

赤穂より江戸に還るや否や、仇家の動靜を探り、諸般の形情を究め、五月十九日、書を赤穂なる内藏助及び奥野、進藤、河村、吉田、原、小山の諸士に送りて、其上京を促がすと急なり、返答若し遲怠に及ばず、三人の内一人馳せ上らんとまで意氣込む
内藏助時に病廢に在りて、自から筆を執ると能はず、六月十三日、原惣右衛門に托し、連名の返書を作りて江戸に報す
江戸の三士首を伸ばして待つこと三十日に及へど

も、未だ何の返事もあらず
時々仇家の動靜を聞く毎に、血は湧き、肉は躍りて、腸も煮えて、戻らんばかり
赤穂浪人の無事に開城せしこそ怪しけれ、今に何か事あるべし
どの噂、次第に人の口の上れば、三子今は氣が氣にあらず
若し先方に於て用心しなば、奈何にも詮やう



居ると數日、今日も消息なし、明日は如何にと、只管返書の來るを待つと、一日も猶ほ千秋の如し

火内藏助隠所の石の址
山城宇治郡山科村字西の山岩谷寺に於ける大石(大石真雄隠居跡)の地蔵の碑に面して
男爵北垣道隆の筆に依る
重ねて六月十九日を以て、一書を内藏助の許に送り、尙ほ小山源五右衛門へも別書を送りて、頻りに出府を急ぎ立つ

あらず、早く不意に乗するに若かず、それに就けても大石殿の未だに出府せざるこそ訝かしけれ

此上後れば、三人の内誰れか馳せ上りいはん
今は漸やく待ちあぐみたる折りも折り、内蔵助及
び原惣右衛門連名の返書漸やく来る、これぞ即ち
六月十三日付を以て赤穂より發したるもの
三士急ぎ封切つて讀み下せば、内蔵助疔瘡の疼
み激しくして、何日を出發とも期せられず、追つ
付け罷り下るも、其地の模様見聞の爲めに過ぎず
との文言、要は輕擧を戒むるに在り
此方は熱烈火の如く、彼方は冷静水に似たり、三
士書を見詰めて憮然たる久し

(五五) 遠林寺の消息

内蔵助山科に移りてより、既に三旬に垂んとすれ
ども、未だに出府すべき模様もあらず

我れの本意は君の祀を存して、君の誓を復する
に在り、情に於ては君の誓を復さんとをこそ急
げ、忠に於ては君の祀を存せんとを先きにする
るべからず、大學殿の御身未だ定まらざるに、
先づ君の誓を復さんか、君の祀終に存すべから
ず、何ぞ忠と謂ふべけんや、大學殿の御身愈々
定まり、君の祀の存否を極め、然る後に君の誓
を復さんか、未だ晚しと謂ふべからず
内蔵助の真意始めより此に在り、盡すだけの手段
を盡し、待つだけの時節を待ち、毫髮遺憾なきに
至つて、猛然一擧、其本望を遂げんと欲し、急か
ず、焦せらず、悠々として日を送る
左れども思慮周密の内蔵助、當てもなき當てを頼
まん心にはあらず

最早一左右あるべき時なるに
指折り數へつゝ待てるは、外にもあらぬ遠林寺住
職祐海の音信
祐海赤穂を發して江戸に向ひ、途中降雨に妨げら
れ、出水に阻てられ、漸やう六月晦日、江戸に達
して鏡照院と言へる相弟子の寺院に宿を求む
鏡照院は眞言宗に屬して護持院並に護國寺と同宗
なり、祐海乃ち其幹旋に依りて大僧正隆光を神
田橋外の護持院に訪ひ、或は僧正快意を音羽の護
國寺に尋ね、只管法衣の袖に縫りて、將軍の心を
動かさんとす
祐海書を飛ばして運動の経過を報じ來れば、心待
ちに待ちたる内蔵助、早速返書を認めて祐海の許
に送る

將軍を動かすには兩僧正の外に、尙ほ龍臣柳澤
出羽守保明の力に待つゝの要あり、公儀の勘定役平
岡市右衛門、豊原道助の二人は、出羽守の家老平
岡宇右衛門、用人豊原權右衛門の兄弟なれば、手
蔓を求めて此二人に頼み込むべき旨を論ず、其全
文左の如し
去る朔日、十日之貴札、追々相届、致三拜見一、
貴様儀道中御無事、御下着被成、珍重存、
併道中大水にて、御逗留之由、御難儀察存、
一貴様儀鏡照院へ御落着被成、諸事鏡照院
被二仰談、護持院へも御逢被成、護國寺へ御逢
被成、内々之儀、御頼可被成、能手筋も御
座、由、珍重存、不及申、随分、鏡照院
被二仰談、宜き様に御了簡、御相談可被成、

い様に可成
 い、右兩人之
 兄弟衆、公儀
 御勘定平岡市
 右衛門、豊原
 道助殿にてい
 此仁へ何とぞ
 手寄り被り申
 申合頼いて
 宜き旨い、此
 趣御了簡い
 て、鏡照院へ
 も被り仰談、御
 相談可被り成

一、右兩人之兄弟衆、公儀御勘定平岡市右衛門、豊原道助殿にてい此仁へ何とぞ手寄り被り申申合頼いて宜き旨い、此趣御了簡いで、鏡照院へも被り仰談、御相談可被り成

一、右兩人之兄弟衆、公儀御勘定平岡市右衛門、豊原道助殿にてい此仁へ何とぞ手寄り被り申申合頼いて宜き旨い、此趣御了簡いで、鏡照院へも被り仰談、御相談可被り成

一、右兩人之兄弟衆、公儀御勘定平岡市右衛門、豊原道助殿にてい此仁へ何とぞ手寄り被り申申合頼いて宜き旨い、此趣御了簡いで、鏡照院へも被り仰談、御相談可被り成

(二其) 輪沓の助藏内石大

い、右取入い
 に、物入申儀
 も可有之と
 察い、左様之
 儀は、宜き様
 に御取繕可
 被り成い、金
 子入用い、は
 い、可被り仰
 越い、今度道
 中入用にも餘
 ほど御遣之
 由、御尤之事
 にい

眞福寺御死去之由承
 扱々氣之毒に存い
 一 戸田采女様も朔日御暇、
 九日御立之由、中川甚五
 兵衛へ十日過御越被り成
 由、是へは猶又疾被り仰
 談、御尤にい、淺美濃殿、
 左兵衛殿御目見相濟不
 申い哉、此方へは不承い
 一 於赤穂一奉願い儀、御
 老中様、若年寄様へ委細
 被り仰上、御挨拶宜き旨、
 荒木十左衛門様淺美濃殿
 へ御越(去月七日)、被り仰

一、戸田采女様も朔日御暇、九日御立之由、中川甚五兵衛へ十日過御越被り成由、是へは猶又疾被り仰談、御尤にい、淺美濃殿、左兵衛殿御目見相濟不申い哉、此方へは不承い

一、戸田采女様も朔日御暇、九日御立之由、中川甚五兵衛へ十日過御越被り成由、是へは猶又疾被り仰談、御尤にい、淺美濃殿、左兵衛殿御目見相濟不申い哉、此方へは不承い

(一其) 輪沓の助藏内石大

此は輪沓元禄十四年七月廿八日大石内助と江月江に在る
 邊住寺林海へ送られ返すに主家再興の助運に關する係
 方目法的に示るも書家の山内所蔵の係

聞い由(野生へ申遣い様
 に被り仰い由、美濃殿申
 來、大慶仕い
 一 鏡照院大學様へも御心
 易、瑠泉院様通路も被り成
 い由、承い
 一 柳澤様へ之御手筋は在
 之間敷い哉、頃日、植村
 養仙老、疾手筋御聞届、
 御知らせにい、柳澤様御
 家老平岡宇右衛門、御用
 人豊原権右衛門、これへ
 とくと手寄り、申合い
 はい、柳澤様御耳へも達

今も昔も、此種の運動に必要なは、皆山吹色の黄金、誰れか實のつたに結ばじと思ふべき、筆は進んで運動の大目的に及ぶ

一 大學様御安否之儀、赤穂にても申し通、御閉門急に御赦免乞願の事にては、毛頭無之、いつにても御免之節、首尾能人前も被成に様に、御面目も在之、願申儀に御座、何様の品にても、吉良氏勤役にて、大學様と御ならへ置みては、大學様人前被成事に、此所迄存考、御目付中様へも人前罷成に様にと申上たる事にては、少六ヶ敷事に共、大體右之通に無之、大學様いか程結構に御成しても無詮、人前之不成事に、雖然、吉良父子急度被二仰付一被下、下に様に奉願にても無之、其上

申し由、風聞承、其通之事に、此段とくと御聞届、委細可被二仰下、左兵衛殿出勤に、大形は未之知たる事と不及、是非

一 淺美渡守殿、同左兵衛殿、于今書狀不來、不審に存、荒木十左衛門様美濃殿へ御越、被二仰聞一儀も、美濃殿家來より申來、美濃殿には未御目見無之故、遠慮之由にて、狀不來、御老中様御挨拶之程も、いか様之儀か、追て可被二仰越一由に御座、今以狀不來

一 野生儀下向之儀、最前被二仰下、一通、爰許にても申談、致三了簡一、所、先延引可然と存、見合能、第一腫物透と無之、旁延引申、能下り、宜き様子時節も、早々飛脚御

急度被二仰付一、事は今更不成成事に、此段も考、了簡仕、只出勤も無之様に、扱大學様も御赦免へば、人前交りも成申、面目に、ならび、御勤に、人前不成と申にて、此所はとくと御了簡、鏡照院へも被二仰談一可被下、我々存念御座、此儀にて御座、如何成申事に、共、吉良殿無恙所は、大學様御安否次第と存、此所迄とくと御勘辨へば、吉良殿方の人にて、聞届可被二申儀と存

これぞ内藏助大目的の存するところ、唯大學を赦すのみは其願ふ所にあらず、其願ふ所は全く上野介を馴けて、大學を赦すに在り
一 上野殿は米澤へ被二參、由、左兵衛殿は出勤被

仕立、普門院へ成とも御越可被下、右申、吉良殿御父子之様子、委細承度存、此書狀鏡照院へ御見せ可然、御披見、様に可被成

一 兩通之御狀、封印無二相違一相達申、私封印
● 如此に御座、恐惶謹言
七月廿二日 大石内藏助

遠林寺祐海様 御許
向々鏡照院へ預御狀、御報申入へ共、猶又宜く御心得可被下、野生儀去月廿八日、城州山科西ノ山へ罷越、腫物養生申事に御座、飛脚は無二心元一存、落合與左衛門頼、鏡照院迄進之、差急き御用にて無之、は、上包鏡照院と被成、落合與左衛門

へ御頼、御報可被成い、與左衛門へも貴様御下りい之儀は、沙汰不致い間、左様御心得、御さたなく、鏡照院之上書に被成、御報可被成い、以上

懇々として説き去り、説き来り、具さに運動の法を示し、運動の目的を諭して、只管主家再興の望みを遂げんと欲す

祐海江戸に留まると數十日、此間諸方に奔走して、頻りに頼願する所あり、一先づ江戸を發して赤穂に歸る、其途中山科に立ち寄りて、運動の模様を内藏助に報す

事必らず成るべしとは期せられざるも、又必らずしも成らずとは速断すべからず、一年待ちて成らざれば、二年待たん、二年待ちて成らざれば、最

早成るべきの時なし、其時こそは断然起つて大事を擧げんとは、慎重なる内藏助の堅く思ひ極めるところ

(五六) 原惣右衛門の出府

京阪の同志は百事内藏助に一任すれども、江戸の三士は一意復讐の擧を断行せんと欲して他を顧みず、尙も書を飛ばして、内藏助の出府を促がすと益々急なり

内藏助獨り心に思ふ

若し捨て置きなば、勝手に事を擧げんも計るべからず、一たび事を誤らば、君の祀をも存する能はず、君の誓をも復すべからず、耻に耻を重ねて、益々世の物笑とならん、我れは疔の餘

毒にて、未だに手の屈伸も自由ならねば、原か、進藤の如き老功の人を遣はして、江戸の諸士を鎮撫するに若かず

急ぎ原惣右衛門を大阪より呼び寄せて、具さに意中を語る

此上は我れに代り、潮田、中村の二人を同道して、急ぎ出府し玉ふべし

惣右衛門一議に及ばず、潮田又之丞、中村勘助の二人を伴ひて發足す、時に九月下旬、秋も既に暮れなんどす

惣右衛門は久しく江戸に在りて、堀部、奥田、高田の三士とも交り深し、頓て江戸に到着すれば、三士大に喜びて急ぎ其旅館を訪ふ、安兵衛先づ口を開く

これは遠路の御下向、御苦勞にこそいへ、早速ながら我等が心底申陳じはらん、今更申すまでもいはねど、我等は赤穂に於て一旦殉死せんと存じ詰めいひしを、大石殿の御指圖、且つは小山氏の忠言に由つて、今日まで生き存らへ、世の人々に後指を指されいと、實以て心外千萬にこそいへ、其砌大石殿には城池引渡次第江戸に下向して、謀計を運らさんと仰せられながら、何とて半年餘の今日まで延引せられいぞ、御病氣とあらば是非もいはねど、それならば各々方を早く差下されてこそ然るべういへ、去りながら今更申せばとて詮もいはず、兎角大石殿の御下知なくては何事も爲し難し、此上は一日も早く呼び下して、大事を計らんこそ然るべけれ、

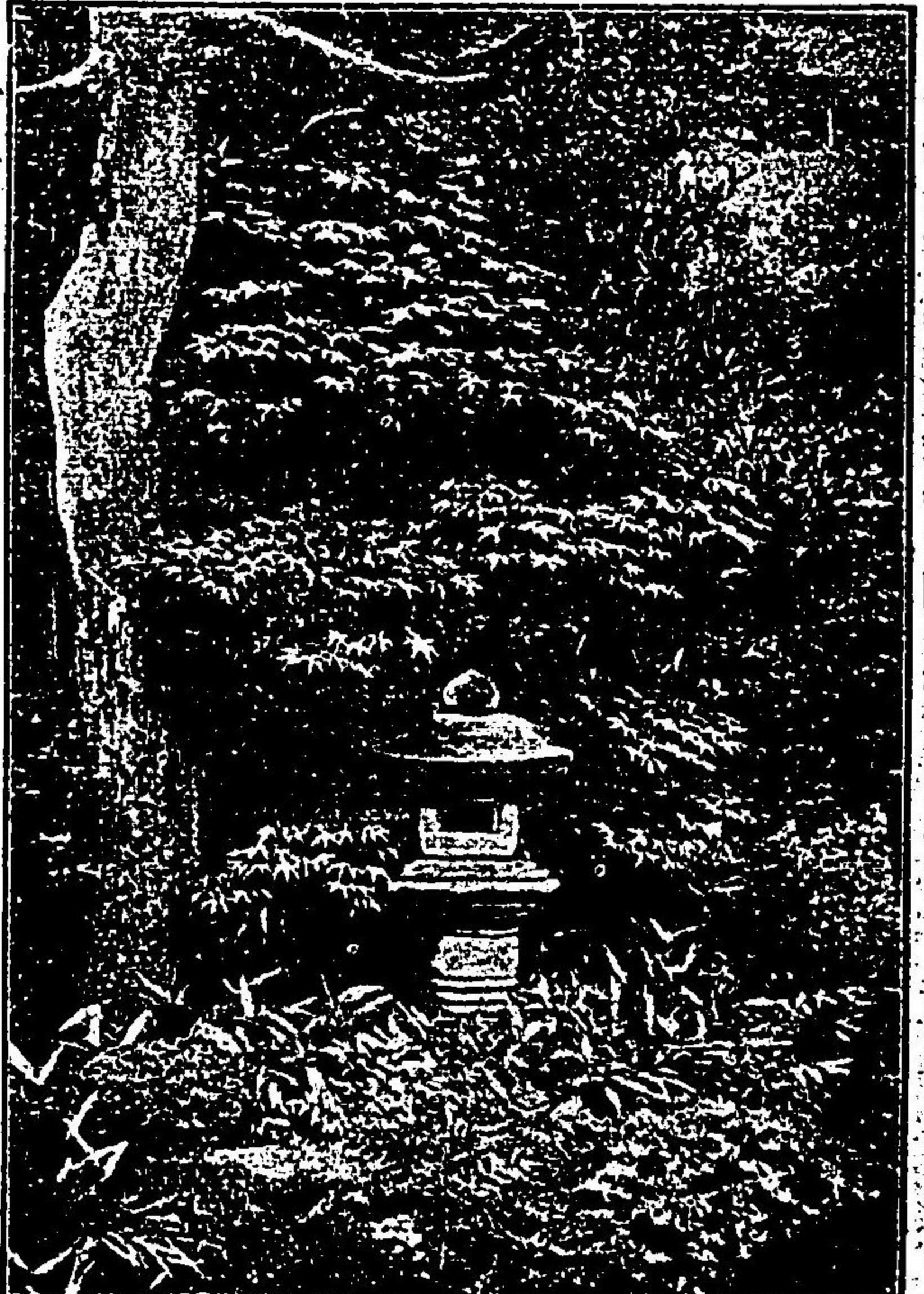
大石殿の御所存如何體にいぞ
滔々説き來つて意氣天をも衝かんとす
惣右衛門聞いて感嘆措かず

扱て、各々の御心底感するに餘りあり、如何にも赤穂表の跡始末片付次第、下向致さん所存のところ、内藏助計らする疥癢を煩ひ、一時は殊の外なる大患にて、醫者も首を傾けたるやうの仕合せ、それこれにて諸事意外の遅延に及ひたること、誠に不本意千萬にこそいへ、去りながら内藏助を始め我々に至るまで、毛頭大義を怠るものにはあらず、此儀は萬々御氣遣ひあるべからず、但だ遠慮かりなき時は、必らず近き憂ひあり、若し功を急ぎて事を過たば、臍を噬むとも及ぶべからず、能く思慮を運らして、

一舉に本望を達せんよ、最も肝要にい、これ内藏助の日夜苦心するところ、我等も左こそ存するにていへ

諄々として内藏助の意中を告ぐ
安兵衛重ねて言ふ
我等不肖の身を以て彼れ是れ差し出いこと、無禮の罪免かれがたし、去りながら是れも忠義の道と存すればこそ申すにていへ、畢竟するに上方の衆は百四五十里も先さへ居られて、仇家の事は目にも、耳にも入らざればこそ、左のみ氣を揉まれざるにていへ、我等は眼前に仇家を控へいものを、其容子を見もし、聞きもしながら、何條指を咬へて差控へられいへき、特には高齡の上野介殿、恩圖々々するうち若しもの事のい

はい、泣いても、喚いても其甲斐のいまじ、此邊の事情能く思慮し玉ふべし、我等は随分待ち草臥れて、
い、各々の斯く御出府ありし上からば、夜を日に繼いでも、復讐の計略を講じ
いはん
誠意内に溢れて、熱涙膝に迸る
孫太夫、軍兵衛の二人も亦た交々速かに断行せん



襟を披きて計略を談す
今は肝膽相照らしぬ

大井某に贈りて、最後までも殉死論を唱へたるもの、意氣の投合する所、自から耳を三士の説に傾く
三士これより交る、惣右衛門等を自宅に招きて款待し、互ひに胸

大石内藏助の愛石の籠
大井某に贈りて、最後までも殉死論を唱へたるもの、意氣の投合する所、自から耳を三士の説に傾く

復讐の事決定の上は我々の殘生も限りあり、鎌倉に行きて一つには大願成就を若宮八幡の寶前に祈り奉つり、二つには此世の名殘に名所古蹟を遊覽致しははん

十月七日を以て相携へて鎌倉に赴かんとす。期に先だつと一日、進藤源四郎、大高源吾の二士下向の報あり、諸士大に喜び、鎌倉行を止めて其來るを待つ

八日に至りて源四郎、源吾の二人果して來る、諸士之れを迎へて密議すること數刻、江戸に來りて聞けば、江戸の説亦た其理ありて、源四郎も敢て抑へ切れず

此上は疾く大石殿を呼び迎へて、大將に仰ぎいはん

諸士直に書を裁して山科に送り、首を伸ばして其返答如何にと待ち構ふ

(五七) 内藏助の出府

内藏助先づ原惣右衛門を江戸に遣はしたれども心元なく、更に進藤源四郎を遣はしたれども尙ほ心元なし

兎角は我れ行かずば叶ふまじ

自から足を擧げて江戸に向はんと思ふ折柄、彼方よりも亦た出府催促の書面來る

今は躊躇すべからず、内藏助急ぎ旅裝を調へ、十月二十日を以て山科を發す、同行するもの奥野將監、河村傳兵衛、岡本次郎左衛門、勝田新左衛門、中村清右衛門の五人

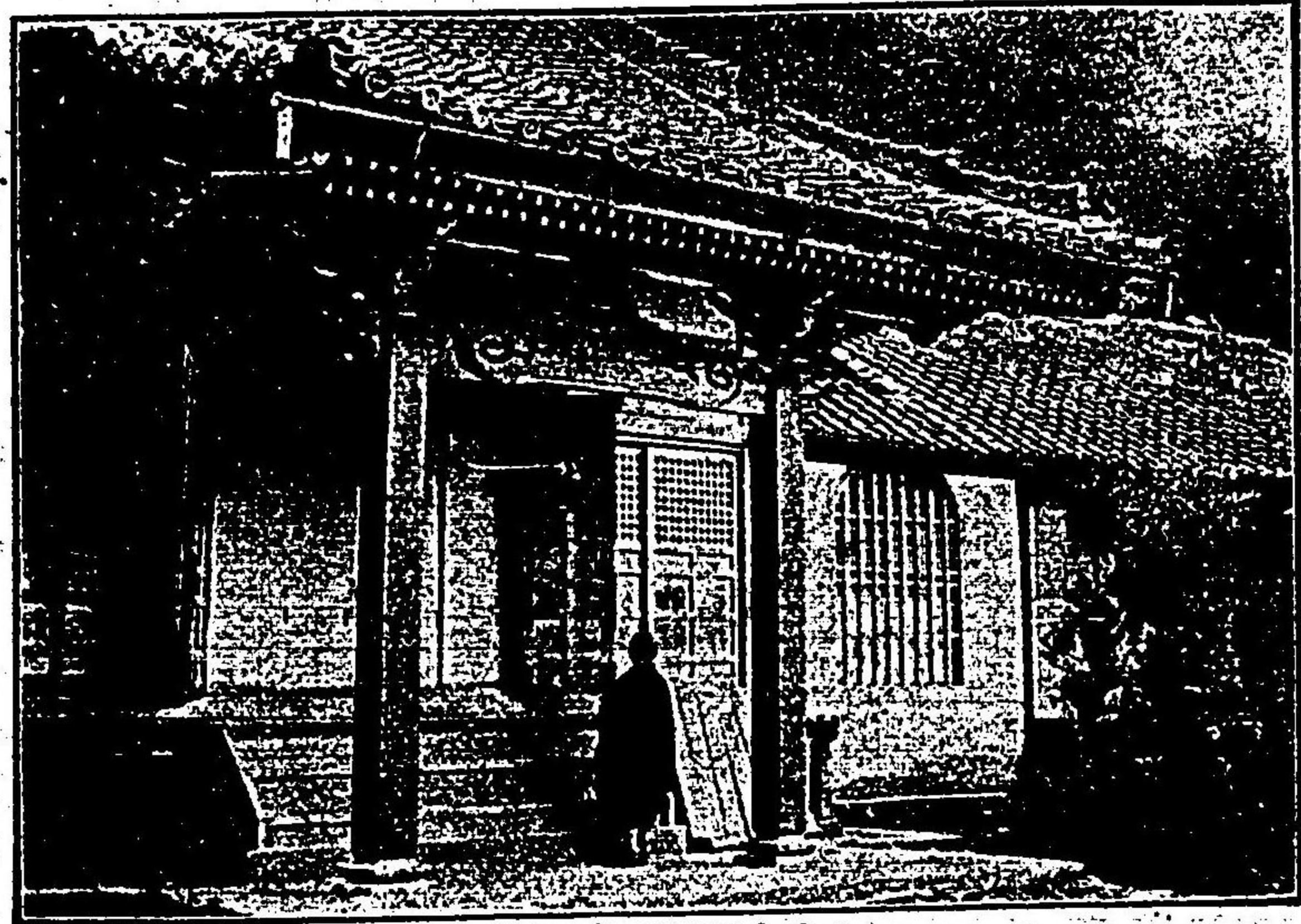
十一月二日を以て江戸に達し、芝松本町の前川久太夫方に投ず、これぞ日備頭として淺野家に入らせりもの

在府の諸士陸續來り訪うて、遠來の勞を謝すれども、内藏助再會を約して、別に何の協議にも及ばず

月の十日、内藏助折簡して諸士を其旅館に招き、午の刻に至りて悉く打集まる。上の間には内藏助を始めとして奥野將監、河村傳兵衛、進藤源四郎、原惣右衛門、岡本次郎左衛門あり、次の間には潮田又之丞、中村勘助、大高源吾、武林唯七、勝田新左衛門、中村清右衛門あり、堀部安兵衛、奥田孫太夫、高田軍兵衛の三士は奥と次との敷居の際に進んで座を占む

安兵衛先づ口を開く

定めて御聞き及びもいはん、此間より原、進藤の御兩所とも段々評定仕つりししが、餘りに延びくりに相成りては、時機をも失ひ、士氣にも係はりははんか、聊か血氣に逸るに似たりと雖も、寧ろ早く思ひ立つて、一つには亡君の御憤りを休め奉つり、二つには天下の人口を塞がんこそ上策に似へ、我等は今月中にも事を擧げん存念なれども、大石殿には緩々時期を待たせ玉はん思召なるやに承はれば、左右なくは承引き玉ふまじ、因つては大略先づ來年三月限り實行することに定め置き、諸事其趣を以て手配せんと然るべきか、大石殿の御所存如何いそ



(一其) 寺谷岩科山

址の栖隠助藏内石大ち即りに山ノ四字村科山郡治宇國城山は寺谷岩

心は逸れど、語氣は迫らず

内藏助ヤオラ膝を進む

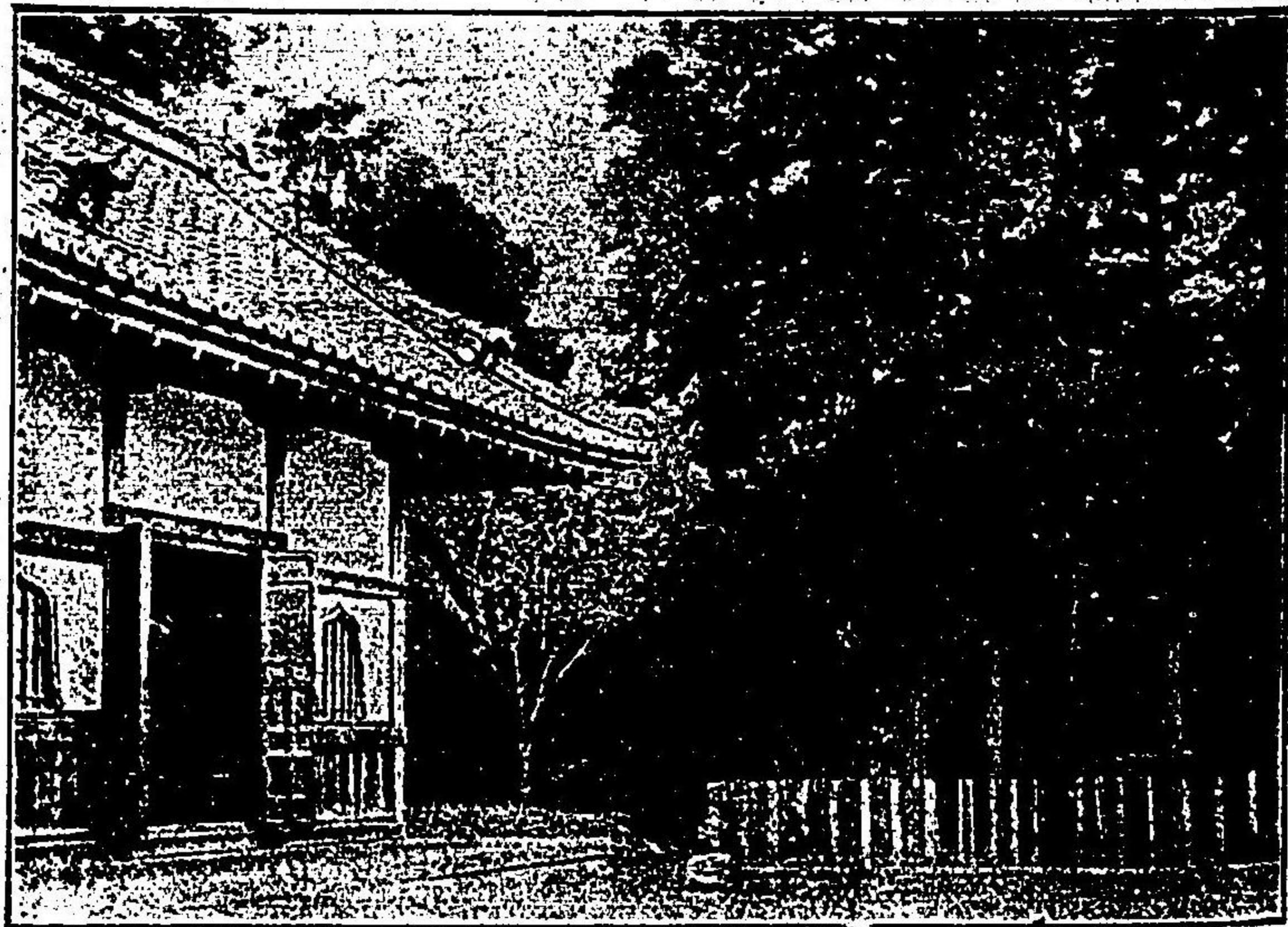
三氏の御心底、扱てく神妙にこそ存すれ、身を殺して仁を成し、生を捨て、義を取る、我等の行くべき道は唯此一筋のみなると、固より申すまでもいはず、此内藏助に於ては上州殿の首は最早我物と存じ居るもの、取るべき時機には必らず取るべし、兎角の世評も何かいへば、抑も今日我等の取るべき第一義は主家の再興に在り、荒木殿の一言緊かど頼むべきにはあらずと雖も、強がち捨つべきにもあらず、假令ひ俸祿は減せらるゝとも、亡君の御跡目に立てられなば、之に過ぐるの本懐はいはじ、人は如何かは存せざれども、此内藏助に於ては假令ひ亡君

讀史本日

御生害の御時を以て、跡式は滞りなく立てられ、城池は元の如くに下さるゝとも、尙ほ亡君の御心を掛け玉へる首は、我れ代つて申し受けんと存するもの、何の道譽を復さずは止みいはず、急に事を擧ぐれば、主家の再興を妨ぐるのみならず、仇家の備慮らざる時を討つは、本望の成就をも妨げいはん、暫らく時機を待たんと申すも、此意味に外ならず、左れば來春三月限りと定むるとも、時機來らずば何の詮もいはず、堀々として胸底の眞意を説き出づれば、一座思はず感嘆の聲を發す

三士重ねて言ふ

大石殿の御所存寸分の隙もいはず、去りながら我等の來春三月と限りいと、聊か其理あり、一



(二其) 寺谷岩科山

りな堂像木士義び及墓の髮遺助藏内石大てしに部一の寺谷岩は處此

つには亡君の一回忌に當りいへば、大學殿の閉門も御免あるべく、二つには一回忌まで待ちたるからは、上を蔑如にせざるの主意も相立つべしと存する故にこそいへ、左れば先づ來春三月中と限り置き、間者を入れて仇家の容子を探りい上、若し乗すべきの隙なき時は、更に天運の到るを待ちいはん、的なくしては矢を放つべからず、時期をも定めずして日を送らば、士氣必らず衰へいはん、此儀能く御思慮あらせ玉へ

斷乎たる決心奪ふべくもあらず
 内藏助早くも其れと悟りて、忽ち莞爾と打笑む
 如何さま申さるゝ所道理あり、好し、左らば三月を限つて事を擧げいはん

深よく言ひ放てば、三士欣然として悦ぶこと限りなし
 次の間に在りし、又之丞、勘助、源吾、唯七の面々思はず席を乗り出だす
 シテ三月限りとは、三月中に事を擧ぐるの主意か、緊かど承はり置きたし
 安兵衛言ふ
 イヤ、三月中に事を擧ぐるにはいはず、三月まで待つて、四月早々決行すべしとの主意に
 時期愈々決す、諸士亦た小躍りして打ち悦ぶ
 内藏助乃ち一座に向ひて告ぐ
 衆議決定の上は江戸に在るも益なく、且つは先方の間者も心元なし、我等も一旦立ち歸るべき

所存、各々にも隨意に歸京ありて然るべし
 これより酒を出だして衆を欺待す、酔餘の豪氣虹よりも長し

(五八) 内藏助の歸洛

十一月十四日は内匠頭の命日なり、内藏助此日禮服を着して高輪の泉岳寺に詣づ
 故君の孤墳は左方の崖下に在り、坏土苔蝕して、香火烟空しく絶え、塚樹風慘みて、啼禽聲自から悲し
 内藏助小腰を屈めておづゝとして進む、宛がら君前に出づるが如し
 頓て墓前に跪つき、手を突き、首を低れて、默然として平伏すると少時、感慨胸に溢れて、連々た

る熱涙兩頬に傳はる、胸中の心、唯泉下の靈のみぞ知らん
 内藏助既に亡君の墓に謁す、次に訪ふべきは後室の方なり
 後室瑤泉院麻布南部坂なる淺野土佐守長澄の邸に在り、寤めては亡き人の俤現に見えて去りがた、寐ねては在りし時の事夢に入りて忘しがたし、人に逢はん要とてななき身は、誰れを待たん心とてもなく、唯朝な夕な念佛看經にのみ忙はし
 斯かる折柄圖らずも内藏助の伺候すれば、流石に懐かしくも又頼もし
 苦しからず、疾くこれへ
 直に召して對面せらる、主従俱に先だつものは涙ばかり

寒氣の砌、遙々の下向、本儀にこそ

瑞泉院言葉静かに遠來の勢を懐ひ、紫縮緬の丸頭巾を取り出で、賜ふ

色にも、辭にも、それとこそ顯はさね、亡き夫の恨を齎さんものは斯人のみと思へば、そを勉はるの意も自から深し

内藏助争でか心に感激せざらん、厚く御禮を述べて引き下がる

尋で大學の安否を問ひ、尙ほ淺野安藝守綱長、淺野美濃守長恒、淺野左兵衛長武、戸田采女正氏定並に荒木十左衛門、榊原采女の各家を歴訪す、これぞ一つには前日の謝意を述べ、又一つには主家再興の助力を請はん心此地の用務全く終れば、十一月二十三日を以て江

戸を發す、同行するもの進藤源四郎、潮田又之丞、

中村勘助、中村清右衛門の四士

奥野將監、河村傳兵衛、岡本次郎左衛門、勝田新

左衛門は先きに發し、原惣右衛門、大高源吾は少しく跡に留まる

惣右衛門芝の切通に家を構へて、同志の會所又は京阪より來るもの、宿舎に充つ

(五九) 上杉家の警戒

上野介は難きに退役を願ひ出で、寄合となり、爾來傷痕全く痊ゆれども、復た出仕せず

九月二日に至り、奥服橋内の邸を召上げられ、更に本所松坂町なる小性松平登之助の上げ屋敷を賜ふ

上野介の夫人は故上杉彈正大弼定勝の女にして、今の彈正大弼綱憲の母なり、上野介の遺難以來、世上の批難嘲笑の燒點となれりと聞くより、心を苦しむると大方ならず、一日、意を決して上野介を諫む

世の中に妻の身として誰れかは夫の不幸を願ふものゝいへき、去れども言はで叶はぬ今日の仕宜、能く御心を鎮めて聞召されいへ、此度不慮の御災難に遭はせ玉ひながら、御傷も淺く、御命にも恙なく、剩さへ結構なる上意を仰せ蒙むられいと、冥加至極にこそ存じ侍れ、去りながら世上の評判は以ての外に宜しからず、特に内匠頭の家來共も爵位を挟みいへければ、行末長く御安泰なるべしとも覺えいはず、家名を大

事、小供等を不憫と思召さば、今の内に潔よく御生害あらせ玉ふべし

涙ながらに掻口説き、掻口説くも、家を思ひ、子を思ふの心

斯くと聞くより上野介の顔色見るゝ變じて、朱を澁ぐが如し

無、無禮なり、そこ起て、以來目通り相成らぬぞ

怒氣憤々、吼り立て、狂ひ立て、手も附けられず是れより後は夫人を見向きもせず、言葉をも交はさず

夫人且つ悲み、且つ呆れ、終に上杉家へ立り歸りて、復た對面せず

其後赤穂浪士の風聞チラ〜と耳に入れば、上野



上杉家の家下敷
上杉家の家下敷に在り一時吉原の中央
浴せし今處五十圓取頭田孝吉の邸なる

介の恐怖言ふべからず

彈正大弼綱憲も亦た父の身の上を案じて、心安か

らす

若し父を討たれれば、謙信以來の武名地に墜ち

ん、如何にもして保護すべし

家老澤根伊兵衛と謀りて上野介を自邸に引取らん

とす

塙所は何處か好かるべき、此上屋敷(櫻田門外)

は長州屋敷の隣にて宜しからず、中屋敷(麻布

飯倉)は紀州家の並びにて是れも思はしからず、

下屋敷(白金三光町)こそ然るべけれ

急に邸中に穴蔵を設けて、イザと言はれ此中に押

し隠すべき用意をなし、其工事成りて後上野介

を此處へ迎へ取る

斯くてこそ安全なれ

上野介漸やう安堵せしは唯束の間、上杉家の老臣

千阪兵部江戸詰として出府するに及び、斯くと聞

きて餘りの無謀に打ち驚く

上野介殿は殿の父君とは申せ他家の人なり、他

家の人を庇はん爲め、御家の滅亡を招かば、由

々しき一大事ぞ、「上杉ありて千阪あり、千阪あ

りて上杉あり、唯是れ社稷を重んず」とは當家

大法の第一義とするところ、此上は身命を抛つ

ても御家の安泰を計るべし

直に彈正大弼に謁して反覆其失計を極諫すること

數刻

千阪と長尾とは上杉家と同等の權利を有すとまで

言はれたる家柄の兵部、特に其言ふところ一々

道理あれば、流石の彈正大弼も終に我を折つて其

言に従ふ

兵部乃ち武藝拔群の士十一人を選びて、附人

となし、上野介を復た元の本所の邸に送り還す

左れども兵部心中甚だ安からず、心利きたる間

者十人ばかりを放つて、赤穂浪士の動靜を探らし

む

問者の面々乃ち道者となり、虚無僧となり、商人

となりて山科、京都、伏見、八幡のあたりを徘徊し、

特に山科の稻荷塚には諸人の參詣多きを幸ひ、日

にく詣で、それとなく内藏助の動靜に目を注

ぐ

かくれ住む甲斐こそなけれ山里も

いとふ浮世の人にとはれて

内蔵助早くも敵の間者と覺りて、些つとも油断せ
ず

斯くては所詮一通りの事にては欺かれまじ、要

こそあれ

今は砦と思案の隙を固む

若年の時にさへ浮きたる心なかりし内蔵助、四十
過ぎたる此年となりて、何時とはなく足を狭斜の
巷へ運び始め

最早や浮世に望みなき此身、切めて面白可笑し

く餘生を送らんこそ好けれ

今日は伏見、明日は祇園、島原と浮かれ歩りく

緑酒興湧くところ、自ら詠を作つて唱へ、蘭燈影

暗きあたり、手づから絃を把つて彈す

金もあり、藝もあり、うき大盡の名、大妓小妓の

間に喧ましく、色もあり、香もあり、廓景色の作、

南巷北巷の間に傳唱せらる

左れども諸士敢て其心事を疑ふものあらず

(六〇) 惣右衛門の西歸

内蔵助の江戸より山科に歸りて間もなき十二月十

一日、上野介願に依りて隠居を許され、其嗣子左

兵衛佐義周滞りなく家督相續を仰付けらる

江戸の諸士聞いて憤然たり

此上は最早彼の仁(上野介)の御咎めを蒙らるん

時期あるべからず、兎角速かに事を擧ぐるに若

かす

跡に残れる原惣右衛門、急ぎ京都に還りて、内蔵

助と事を計らんとす

會々源吾風邪に胃かされ、熱氣意外に強くして、

出發すると叶はず、乃ち書状を飛ばして事の由を

報じ、心ならずも尙ほ暫し足を留む

既にして驚くべき警報は諸士の鼓膜を衝く

上野介願には來年四月頃を以て羽州米澤に下ら

れんも計られず

素破や一大事

若し彼の地へ逃げ込まれては、未來永劫我等の

宿志を達すべからず

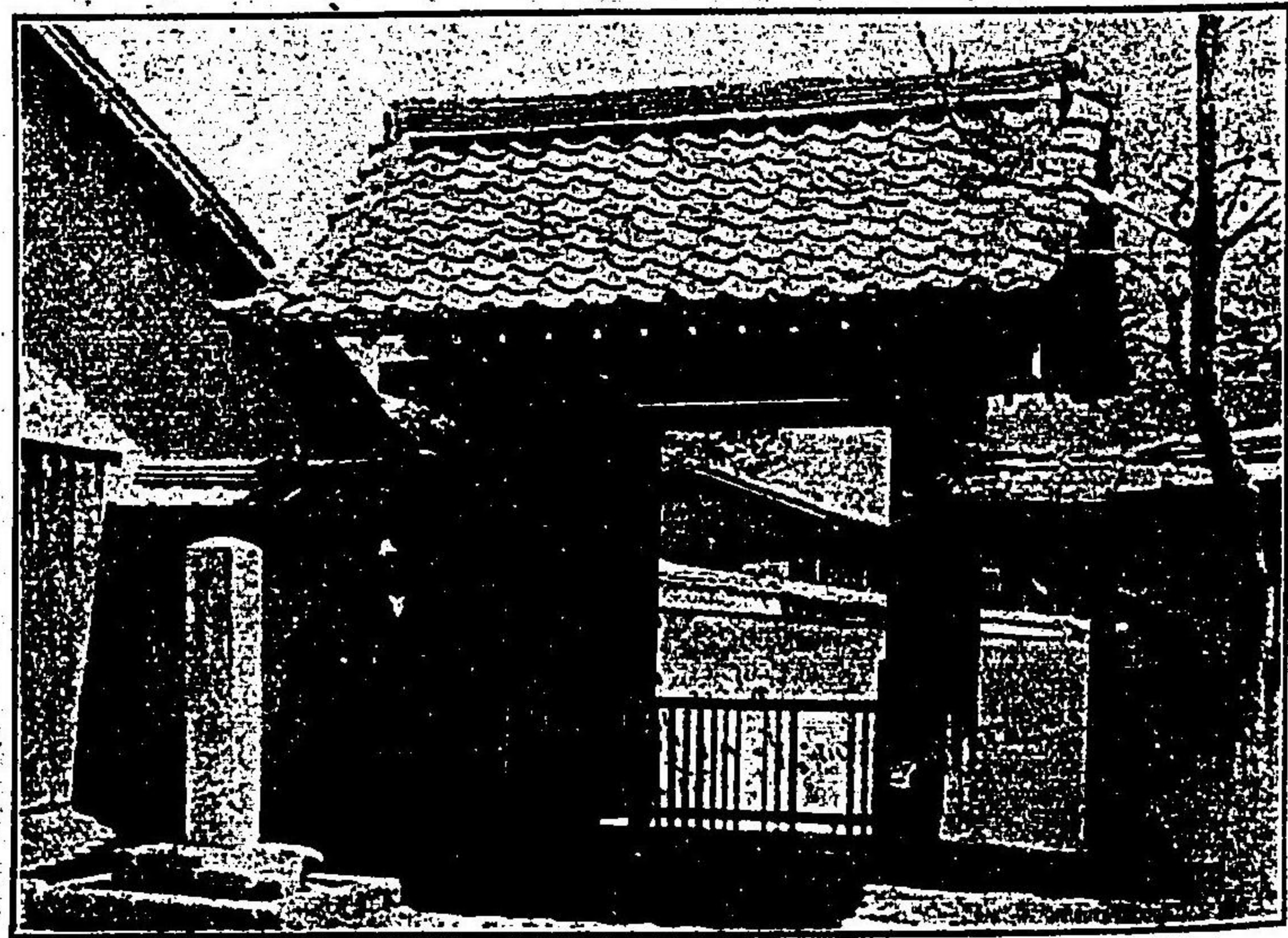
今は益々早く事を擧げんと欲し、安兵衛等には尙

ほも事の虚實を突き留めんとを托し置き、惣右衛

門は源吾の病勢稍々愈るを幸ひ、十二月二十五日

を以て俱に輿に江戸を發す

旅に出づれば心も紛れて、源吾の身神思ひの外に



院光瑞

して建を墓の短長頭匠内の助藏内石大は院光瑞頭塔外門寺鐘大野紫北法
りな口入の其は園此處しせら庭を障密、で歸り來に毎日忌てに院寺

快し、今は心安しと程を急ぐ
途中伊勢に立寄りて大廟に祈願を籠め、翌くれば
元祿十五年正月九日を以て京都に達す

惣右衛門の邸は大坂に在り、乃ち足を源吾の宅に
留め、使を馳せて内藏助の許に報す

越えて十一日、山科に於て同志の會議を開く、來
り會するもの惣右衛門、源吾を始めとして、小山

源五右衛門、近藤源四郎、岡本次郎左衛門、小野
寺内、矢頭右衛門七及び主人内藏助の七人

惣右衛門先づ江戸の状況を報す
既に飛札を以て申し陳じたる如く、上州殿には

隠居を差許され、左兵衛佐殿家督相續仰付けら
れて、此上最早御答めのあらん筈もいまだ、

特に明年四月頃には羽州米澤へ引き取らるべき

噂もい、萬一左様の事ありては、亡君の御怨み
を齎らし奉つらんやうもいはず、其出發に先き

立ちて、急々事を舉げんことを然るべけれ
源吾亦た其足らざる所を補うて、早く大事を舉げ

んとを説く
左れども内藏助は始めより大學の安否決定するを

待て、事を舉げんと欲するもの、惣右衛門等の江
戸を出發せしと同じ日を以て、書を三士に贈りて

輕擧を戒め、尙ほ堀部彌兵衛にも三士を鎮撫せん
とを托せし程なれば、惣右衛門等の説を聞けども

敢て動かす、此日は別に何の決する所もなくして
散す

十四日は長矩の命日なり、内藏助を始め京都、伏
見の同志例に依りて瑞光院に詣で、其歸路柳馬場

通押小路上の西側なる寺井玄溪の邸に寄りて、二
たび密議を開く

惣右衛門、源吾の二士は目指す上野介を逸せんと
を恐れて、只管大事の早く斷行せざるべからざる

所以を説く
壯年血氣の士は色めけども、小源五右衛門は大

學の處分決定するを待たんとを説きて、評議兎角
に煮え切らず、此日も亦た何の決定をも見ずして

散す
二度の會議に二度とも決せず、惣右衛門、源吾の

遺憾言ふべからず
此上は例の手段を取るの外はあらず

二人膝を接して密議を凝らす
例の手段とは如何なる事ぞ

惣右衛門、源吾の江戸に在りし日、安兵衛、孫太
夫、軍兵衛及び唯七の諸士と謀りて

大石殿若し躊躇致されなば、我等同志のみにて
思ひ立ちいはん、屈竟の勇士二十人もあらば、

必らず本望を達ししべし、此儀決して異心ある
べからず

と堅く約す、惣右衛門、源吾の二人内藏助の持重
するを見て、今や此手段に出でんと欲し、密かに

京都、伏見の同志に逢うて其意中を叩く
湖田又之丞、中村勘助、小野寺幸右衛門、岡野九

十郎の面々は奮つて同意す、左れども其他の同志
は

兎角大石殿の在はさずては
と皆二の足を踏む

斯くては所詮豫定の人数に達すべくもあらず
此上は大阪の同志と計りて見ん

惣右衛門十六日を以て伏見に赴き、岡本次郎左衛門の宅に投じて説く所ありしも、ハキとしたる答を得ず、其翌十七日、更に大阪を指して還る勇氣こそあれ、惣右衛門當年取つて五十四、家に還れば、疲勞一時に發して、心の儘に奔走すると叶はず、寄り／＼同志に謀れば、多くは皆内藏助を中心とし、盟主として、其指揮の下に事を行はんと欲するものばかり
是に至りて左しもの惣右衛門も目算ガラリと外れて、今は意氣少しく沮む

(六一) 高田軍兵衛の變節

人心の變化測るべからず、今や速かに大事を擧げんと焦せりに焦せる其折柄、人もこそあれ、それが發頭人の一人、早くも節を變じて盟を脱せしもの淺ましきよ

高田軍兵衛は槍術に達す、曩きに小笠原佐渡守長重に仕へて十五人扶持を食ひ、後ち戸田山城守忠昌の口入にて内匠頭に抱へられ、給人として二百石を給せらる、麾下の士に知己多く、曾て櫻田御番町に詰めたる時の如き、歴々の士親しく言葉を掛けて通りしより、同僚の面々皆見て羨む復讐の事起りてよりは、一意急先鋒を以て自から任じ、内藏助に對しても
槍の事は我等に任せ玉へ
なご廣言せしとるへあり、同志の人々皆頼もしき

勇士と思ひ居たるに、何を計らん却て變節盟盟の急先鋒となり了らんとは
舊冬より病氣とて引籠りし軍兵衛、一日、悄悄として安兵衛、孫太夫の許に來り、左も言ひにく氣に語り出づ

誠に早や難儀至極のことこそ起りていへ、軍兵衛腹掻き切つて申し開きを致すの外はいはず
意外なる一語に、二士俱に打ち驚く
そは全體如何なる事にいぞ、委はしく仔細を申されいへ

軍兵衛面目なげに首低れつゝ語る
御旗下の内田と申さるゝ仁、日頃兄の彌五兵衛と入懇にて、拙者も折り／＼一座致しひひしが、此仁強つて拙者を養子に貰ひ受けんと懇望致さ

るゝにてい、拙者は固より大望を抱ける身、他事に托して断はりいへども、先方は却々の執心にて、一旦言ひ出でしからは、是非とも申し受けざれば、武士の一分相立たぬとの言ひ分、兄も其申譯けに苦しんで、ツイ、其、口を滑らしてこそいへ

二士屹と詰め寄る
ナ、ナニをにいぞ
軍兵衛頭を掻く
サ、其儀にてい、彌五兵衛斯うも申さば、諦め呉れんかと存じて、ツイ／＼復讐の内意を洩らしてい
二士思はずヤ、と叫へば、軍兵衛益々恐縮の爲體